

# 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

## ◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

### 48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

### ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

### 臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

### 関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

## 児童虐待防止対策の強化について（平成22年の主な対策）

### 【背景】

- 平成22年に入ってから、相次ぐ児童虐待の疑いによる死亡事件。
- 平成21年度の児童相談所の虐待相談対応件数は過去最高 44,211件
- 平成20年度の虐待による死亡事件は過去最高 64件(心中を除く)
- 住民の特定できない死亡事件の発生



児童虐待による死亡事件の再発防止のため、以下の取組を特に実施

### 1 児童の安全確認の徹底

- ・虐待の通告のあった子どもの安全確認の徹底を全国の児童相談所に指示  
→ 平成22年8月2日通知発出。8月26日児童相談所長会議でも徹底。
- ・虐待通告のあった事例についての安全確認の実施状況について調査結果を公表  
→ 平成22年9月30日公表。
- ・居住者が特定できない事案における出頭要求、立入調査、臨検・搜索等の手法を提示  
→ 平成22年8月26日通知発出。児童、保護者の氏名が特定できなくても出頭要求等が可能な旨を明示。
- ・虐待通告のあった児童の安全確認手引きを作成  
→ 平成22年9月30日公表。安全確認が困難な事例についての対応・仕方、強制立入の手順等のマニュアル化)

## 2 関係機関との連携強化

- 学校等から市町村・児童相談所へ虐待の疑いのある子どもの出欠状況等の情報提供を行う仕組みの構築  
→ 平成22年3月24日通知発出。
- 乳幼児健診未受診者の把握及び受診勧奨の徹底による母子保健分野と児童福祉分野の連携強化  
→ 平成22年7月28日通知発出。
- 関係団体に、虐待の通告窓口の周知及び児童相談所の調査協力の依頼  
→ 平成22年8月26日通知発出。福祉、保健、教育等の関係団体に加え、不動産業界やコンビニ業界等へも依頼。

## 3 死亡事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の検証結果を公表  
→ 平成22年7月28日公表。地方公共団体や国への提言が盛り込まれる。

## 4 相談・通告窓口の周知徹底

- 政府広報等を活用した子育て相談や虐待通告窓口の周知徹底。11月の児童虐待防止推進月間において、集中的に広報。  
→ 児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

## 虐待通告を受けた児童の安全確認について

4月～6月の虐待通告13,469件、うち8月30日時点で安全が確認できないケースが261件

### ○児童の安全確認調査の結果

本年7月に大阪市で起きた2幼児死亡事件を受け、厚生労働省は都道府県や指定都市、児童相談所設置市に対し、4月1日から3カ月間の虐待通告件数と、直接目で確認した子どもの安全確認の状況を早急に調べて報告するよう求めた。当省が全国の虐待通告のあった子どもの安全確認の状況を取りまとめるのは初めて。

集計の結果、虐待通告を受けた件数は13,469件で、うち8月30日時点で安全が確認できていないケースが261件あることが判明。また、3月31日までに安全確認していながら、その後子どもの状況が分からなくなっているケースが27件あることが分かった。

集計結果の詳細は以下の通り。

#### 1 児童相談所での安全確認の状況

4月1日から6月30日の間の虐待通告件数	13,469件
うち、安全確認の必要あり	12,920件

8月30日時点で安全確認できず	261件
うち「住所等が特定できない」が238件で全体の9割。	

#### 2 3月末日までに安全確認できていた子どもの再確認状況

6月30日までに子どもの姿を確認できず	254件
8月30日時点で安全再確認できず	27件

## 児童の安全確認の徹底に係る調査結果について

1 児童相談所における安全確認（児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うことをいう。以下同じ。）の状況

①	平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に受理した虐待通告の件数	13,469件
②	①のうち、平成22年8月10日までに児童の安全確認が必要と認められた件数（本人が相談に来た場合など、その場で安全確認ができたものを除く）	12,920件
③	②のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	12,641件
④	②のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	279件
	内訳	
	住所等が特定できていない	243件
	訪問するが拒否	8件
	その他	28件
⑤	④のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全確認ができた件数	18件
	内訳	
	家庭訪問により確認	9件
	立入調査により確認	-件
	出頭要求等により確認	1件
	その他	8件
⑥	④のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全確認ができていない件数	261件
	内訳	
	住所等が特定できていない	238件
	行方不明	6件
	対応中	14件
	その他	3件

2 児童の安全確認ができた事例の再確認の状況

①	平成22年3月31日以前に受理した虐待通告で、そのときには児童の安全確認ができたものの、その後、平成22年6月30日までの間に子どもの姿が確認できない状態に陥っている件数	254件
②	①のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	158件
③	①のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	96件
	内訳	
	行方不明	18件
	訪問するが拒否	21件
	その他	57件
④	③のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全再確認ができた件数	69件
	内訳	
	家庭訪問により確認	20件
	立入調査により確認	-件
	出頭要求等により確認	1件
	その他	48件
⑤	③のうち、平成22年8月30日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	27件
	内訳	
	行方不明	13件
	対応中	13件
	他の自治体へ転出	1件

## 「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」の概要

### 1. 趣旨

児童虐待による痛ましい死亡事件等が後を絶たない状況にあり、児童相談所が専門機関として対応に万全を期すことが必要である。

このため、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るために「子ども虐待の対応の手引き」(厚生省児童家庭局企画課長通知)に規定する「通告・相談への対応」及び「調査及び保護者・子どもへのアプローチ」を基に、対応における着眼点や工夫例等を盛り込み、児童相談所の執務の参考となる手引きを作成し、通知(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「虐待通告のあった児童の安全確認の手引きについて」(平成22年9月30日雇児総発0930第2号))するものである。

### 2. 主な内容

#### (1) 構成内容

児童相談所が、虐待通告を受理した時点から子どもの安全を確認するまでの一連の過程において生じる様々な問題を前提にして対応の手順を記載。

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方
2. 虐待通告受付時の対応の基本事項
3. 虐待通告があった場合の対応の基本事項
4. 安全確認における基本事項
5. 拒否的な保護者等への対応の参考例
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・捜索についての基本事項
7. 立入調査に当たっての留意点
8. 出頭要求・再出頭要求に関する留意点
9. 臨検・捜索に関する留意点
10. 平素からの警察との連携体制の整備

(参考1) 臨検・捜索に係る裁判所への許可状請求のための資料

(参考2) 安全確認ができないケースについての対応例

#### (2) 新たに盛り込んだ主なもの

1. 児童の安全確認に関する基本的な考え方を記載
2. 安全確認が行えない場合の対応方針を記載
3. 通告時、家庭訪問時、社会調査時等において取組実例などを対応の流れの中に記載
4. 平素からの警察との連携体制の整備について記載
5. 臨検・捜索を行った自治体の裁判官への許可状申請書類のリストを参考として記載
6. 自治体から報告のあった工夫事例の主なものを参考として記載

# 児童相談所全国共通ダイヤルについて

## 共通ダイヤル設置の背景

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースが散見される。
- また、相談者の利便性向上のため、どこの地域に居ても、共通の電話番号によって近くの相談窓口で電話が繋がる仕組みの導入も強く求められている。
- このため、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せずに児童相談所に相談できるよう、全国共通の番号によって管轄の児童相談所に電話を転送する、「児童相談所全国共通ダイヤル」を平成21年10月1日より開始。

## 共通ダイヤルの概要

### 1. 共通ダイヤルの番号

0570-064-000

- ※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。
- ※ プッシュ信号が出せない電話からは郵便番号等の入力できません。
- ※ 一部、本システムに未加入の地域があります。  
(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)  
→ 加入率 95.1%(平成23年1月25日現在)

### 2. 仕組み

1. の番号にかけると、発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送。

#### 【主な転送パターン】

- ① 固定電話から発信した場合
  - ・ 発信した電話の市内局番等から管轄が特定できれば、そのまま児童相談所へ転送
  - ・ 特定できない場合は、ガイダンスに沿って発信者に居住地の地域番号を入力してもらい、管轄児童相談所を特定
- ② 携帯電話から発信した場合
  - ・ ガイダンスに沿って、発信者に居住地の郵便番号(7桁)を入力してもらい、管轄児童相談所を特定

## 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

### 【研究会報告書のとりまとめ】

- 法務省が主となって進めてきた「児童虐待防止のための親権制度研究会」(学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成)において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討が行われ、平成22年1月22日に報告書がとりまとめられた。
- 報告書には、次の事項の論点整理等が盛り込まれている。
  - ① 親権喪失制度の見直し、親権の一時的制限制度及び一部制限制度の創設等
  - ② 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等
  - ③ 法人による未成年後見の導入、親権者等がいない児童等についての親権行使の在り方
  - ④ 接近禁止命令の在り方
  - ⑤ 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策
  - ⑥ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

現行の親権制度は、民法において、親権を行う者は、子の監護及び教育(820条)、居所の指定(821条)、懲戒(822条)、職業の許可(823条)、財産の管理(824条)の権限を有すること。一方、親権喪失は、親権の濫用又は著しく不行跡がある場合として規定(834条)している。

現状では、

- ・ 懲戒権を盾に虐待を正当化する親の存在。
- ・ 親権者の親権と児童福祉施設長等の監護権の関係が明確でないため、児童の福祉に必要な措置をとることが困難。
- ・ 親権を止めるには親権の全てを喪失させる制度しかないため制度利用に躊躇。
- ・ 未成年後見人の引受手が少ない。

等々の問題が、児童福祉の現場等で生じている。

### 【審議会における検討】

- 法務省は、報告書を受けて平成22年3月25日から法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」で検討を行い、平成22年12月に要綱案がまとめられ、今後、法制審議会より答申が得られる予定。
- 厚生労働省では、法務省の動きと併せて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、平成22年3月31日から社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で検討が行なわれ、平成23年1月に報告書がとりまとめられた。



## 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(抜粋)

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

## 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための 親権の在り方に関する専門委員会報告書の要点

### 1 施設入所等の措置がとられている場合の施設長等の権限と親権の関係について

- ① 施設長等が、入所中の児童等の福祉のために監護、教育及び懲戒に関する措置について親権者等が不当な主張をしてはならないこととする。
- ② 親権喪失の審判に加え、親権停止の審判及び管理権喪失の審判についても、児童相談所長が家庭裁判所への請求をすることができるようにする。

### 2 一時保護中の児童相談所長の権限と親権の関係について

- ① 一時保護中も、児童相談所長の監護、教育及び懲戒に関して、児童の福祉のために必要な措置をとる権限を明確にするとともに、上記1①と同様とする。

### 3 里親等委託中及び一時保護中の親権者等がいない児童等の取扱いについて

- ① 里親等委託中及び一時保護中についても、親権者等がいない児童について、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行う仕組みを設けることとする。

### 4 一時保護の見直しについて

- ① 2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴くこととする。

## 5 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方について

- ① 児童福祉法第28条の審判において家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、必要に応じて児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなどの運用面での対応を図ることについて検討する。

## 6 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない親権者等がいない児童等の取扱いについて

- ① 現行の児童相談所長の未成年後見人の選任の請求やその際における未成年後見人等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権代行を行う仕組みの徹底を図る。
- ② 民法改正により複数の未成年後見人の選任が許容される場合には、未成年後見人の追加選任についても児童相談所長が請求できるようにする。

## 7 接近禁止命令の在り方について

- ① 一時保護や施設入所の措置がとられていない場合において、親の不当な介入により未成年者の福祉が害される場合には、適切に親権制限の請求や一時保護等を行うことの徹底を図る。
- ② 事実上自立した未成年者への親等の不当な介入に対しては、子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止を求める訴え及びその仮処分等が可能であり、その適切な利用が可能となるよう周知徹底を図る。

## 児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案

### 第1 親権の効力

#### 1 監護及び教育の権利義務

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。

#### 2 懲戒

- ① 親権を行う者は、第1の1の規律による監護及び教育のために必要な範囲内でその子を懲戒することができるものとする。
- ② 民法第822条の規定中、懲戒場に関する部分は削除するものとする。

### 第2 親権の喪失等

#### 1 親権喪失の審判

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができるものとする。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。

#### 2 親権停止の審判

- ① 父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めるものとする。

### 3 管理権喪失の審判

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるものとする。

### 4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し

第2の1本文、2①又は3の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができるものとする。

## 第3 未成年後見

### 1 未成年後見人の数

民法第842条の規定は、削除するものとする。

### 2 未成年後見人の選任

- ① 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、民法第840条に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができるものとする。
- ② 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無(未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無)、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとする。

### 3 未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等

- ① 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使するものとする。
- ② 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができるものとする。

- ③ 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができるものとする。
- ④ 家庭裁判所は、職権で、②及び③の定めを取り消すことができるものとする。
- ⑤ 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その1人に対してすれば足りるものとする。

#### 4 未成年後見監督人

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができるものとする。
- ② 未成年後見監督人についても、第3の2②及び3と同様の規律とするものとする。

#### 第4 その他

##### 1 15歳未満の者を養子とする縁組

法定代理人が民法第797条第1項の承諾をするには、養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときは、その同意を得なければならないものとする。

(注)民法第806条の3の規定は、1の同意についても適用するものとする。

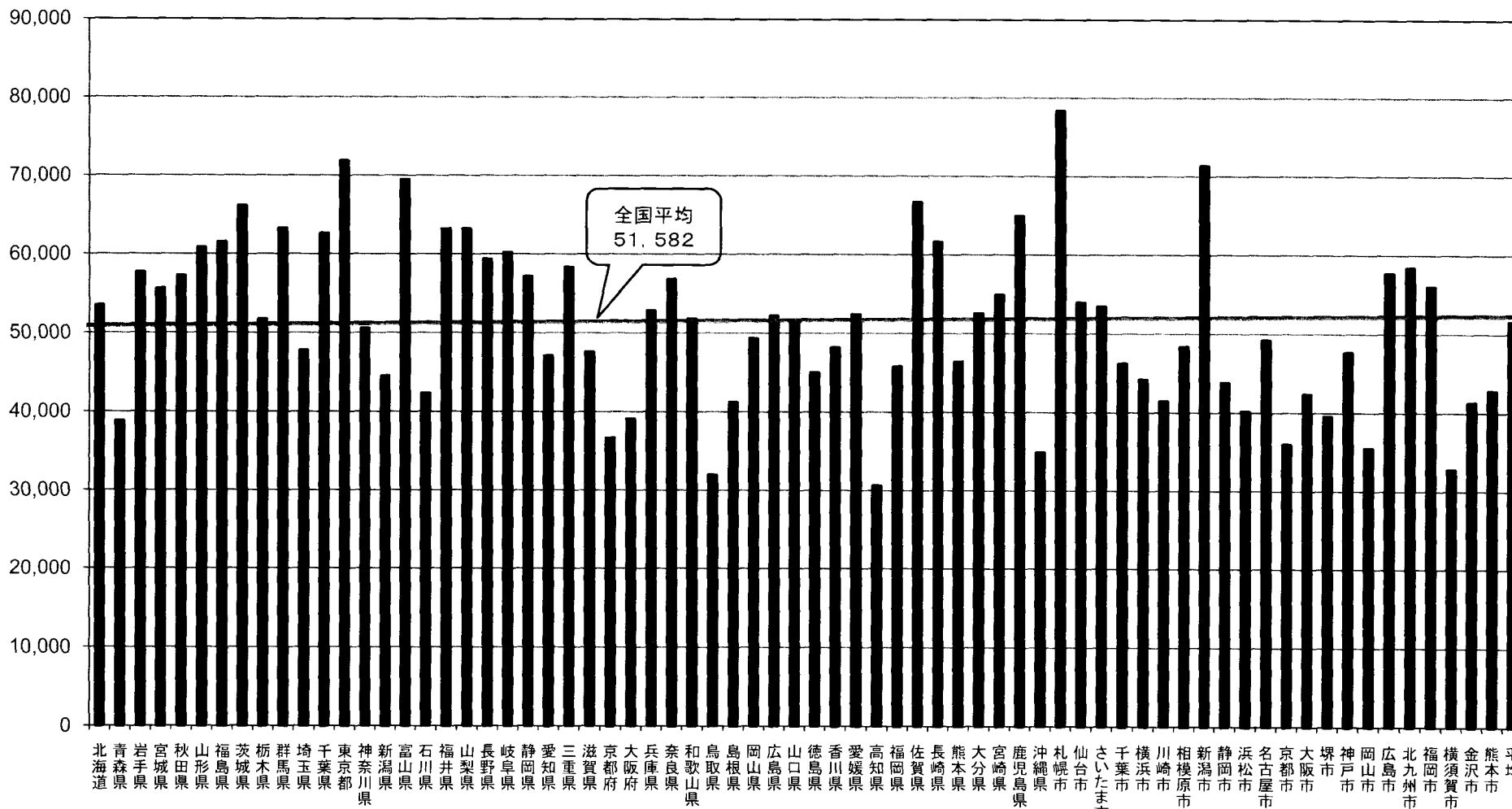
##### 2 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。

# 平成22年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準(5~8万)を満している。  
 (人口は、平成17年10月1日国勢調査)

5~8万 37 自治体  
 5万未満 32 自治体



## 平成22年度補正予算【安心こども基金の積み増し・延長】

社会全体で子育てを支える社会を実現するとともに、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、待機児童ゼロ等を目指す「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）の達成に必要な取り組みを促進し、保育サービス等の基盤整備を図る。



安心こども基金について、積み増すとともに実施期限を延長する

※ 平成23年度末まで延長。なお、保育所の整備事業等については、23年度中に工事に着手し、24年度に完了等が見込まれる場合には助成対象とする。

積み増し・延長の概要<積み増し額1000億円(厚労省分968億円,文科省分32億円)>  
 2700億円 → 3700億円  
 (厚労省分2591億円,文科省分109億円) (厚労省分3559億円,文科省分141億円)

保育サービス等の充実 600億円  
 (厚労省分568億円,文科省分32億円)

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施（年間約5万人の受入れ定員増）

すべての家庭を対象とした  
 地域子育て支援の充実 300億円

地域の創意工夫により地域の子育て力を育む取組等を充実

児童虐待防止対策の強化 100億円

子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上 など

社会的養護の推進

児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資質の向上、退所児童等の就業支援 など

ひとり親家庭等の支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援 など

（事業の継続）

（資料7）



## 安心こども基金における「児童虐待防止対策の強化」について

### 内 容

安心こども基金の積み増し・延長を行い、児童の安全確認等のための体制強化など、平成23年度末までの児童虐待防止対策の強化を図る。

予算額：100億円

補助率：定額（10／10）

#### ① 児童の安全確認等のための体制強化

虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認等強化のための補助職員の配置

#### ② 児童虐待防止対策強化のための広報啓発

児童虐待の通告先等の周知や意識啓発等の広報啓発の実施

#### ③ 児童虐待防止対策強化のための資質の向上

児童相談所や市町村職員等の資質の向上や児童の安全確認等の実践力向上のための研修等の実施

#### ④ 児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善

備品の整備、システム環境の構築、改修

#### ⑤ 児童虐待防止緊急対応強化の取組

児童虐待防止対策の創意工夫に満ちた取組の実施

平成22年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況

	市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業			市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業	
		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率			実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	179	160	89.4%	103	57.5%	滋賀県	19	17	89.5%	15	78.9%
青森県	40	34	85.0%	15	37.5%	京都府	26	21	80.8%	19	73.1%
岩手県	34	34	100.0%	28	82.4%	大阪府	43	34	79.1%	34	79.1%
宮城県	35	35	100.0%	31	88.6%	兵庫県	41	41	100.0%	28	68.3%
秋田県	25	23	92.0%	9	36.0%	奈良県	39	28	71.8%	21	53.8%
山形県	35	34	97.1%	21	60.0%	和歌山県	30	27	90.0%	15	50.0%
福島県	59	54	91.5%	32	54.2%	鳥取県	19	19	100.0%	15	78.9%
茨城県	44	44	100.0%	29	65.9%	島根県	21	21	100.0%	16	76.2%
栃木県	27	27	100.0%	20	74.1%	岡山県	27	27	100.0%	27	100.0%
群馬県	35	33	94.3%	22	62.9%	広島県	23	23	100.0%	15	65.2%
埼玉県	64	56	87.5%	35	54.7%	山口県	19	19	100.0%	13	68.4%
千葉県	54	46	85.2%	28	51.9%	徳島県	24	23	95.8%	15	62.5%
東京都	62	49	79.0%	48	77.4%	香川県	17	17	100.0%	9	52.9%
神奈川県	33	26	78.8%	19	57.6%	愛媛県	20	17	85.0%	9	45.0%
新潟県	30	30	100.0%	18	60.0%	高知県	34	21	61.8%	16	47.1%
富山県	15	15	100.0%	9	60.0%	福岡県	60	48	80.0%	33	55.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	20	19	95.0%	12	60.0%
福井県	17	15	88.2%	7	41.2%	長崎県	21	21	100.0%	15	71.4%
山梨県	27	25	92.6%	20	74.1%	熊本県	45	36	80.0%	18	40.0%
長野県	77	67	87.0%	37	48.1%	大分県	18	16	88.9%	10	55.6%
岐阜県	42	40	95.2%	23	54.8%	宮崎県	26	17	65.4%	7	26.9%
静岡県	35	34	97.1%	21	60.0%	鹿児島県	43	28	65.1%	13	30.2%
愛知県	57	55	96.5%	40	70.2%	沖縄県	41	39	95.1%	14	34.1%
三重県	29	27	93.1%	18	62.1%	全国計	1,750	1,561	89.2%	1,041	59.5%
						平成21年度	1,789	1,512	84.1%	996	55.4%

※ 都道府県には政令市都市・中核市を含む。

※ 雇用均等・児童家庭局総務課調(平成22年7月1日現在)

平成23年度 児童家庭相談に携わる職員等を対象とした研修等一覧

(資料9)

研修名	対象者区分	日程	実施機関	開催地
児童相談所長研修(前期)	新任児童相談所長	4月20日~22日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・情緒障害児短期 治療施設・医療機関等 医師専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療 機関等で児童虐待に携わる医師	5月25日~26日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する医師	5月26日~27日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応研修指導者 養成研修	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調 整機関の職員及びこれらの機関を所管する本 庁の職員で、都道府県・政令市から研修講 師、企画立案担当予定者として受講の推薦を 受けた者	6月7日~10日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 指導者基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の 部下職員を指導する立場に就いた課長・係長 もしくはこれらに準ずる職にあたる職員で、 児童相談所経験が5年に満たない者(児童相 談所長、児童福祉司SV研修、児童心理司SV 研修の受講資格を満たす者は除く)	6月21日~6月24日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童福祉司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談 所児童福祉司スーパーバイザー	7月5日~8日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同アドバンス 研修(青森県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及 び児童相談所の市町村支援担当者等で、より 高度なステップアップ研修を必要としている 者	7月26日~27日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	青森県
教育機関と児童相談所職員の 合同研修	学校や教育委員会及び児童相談所職員で、児 童虐待対応に携わる者	8月3日~5日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所児童心理司 スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談 所児童心理司スーパーバイザー	9月13日~16日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
情緒障害児短期治療施設職員 指導者研修	情緒障害児短期治療施設で基幹的職員など指 導的立場にある主任指導員、主任心理士、主 任保育士等	9月27日~29日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
公開講座	子ども虐待防止等に関心のある方	10月11日	子どもの虹 情報研修センター	未定
治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児 精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携 わる職員	10月11日~14日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場に ある主任指導員・主任保育士・家庭支援専門 相談員・個別対応職員等	10月25日~28日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所長研修(後期)	同研修(前期)に参加した児童相談所長	11月16~18日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	中堅児童福祉司・中堅児童心理司 (児童相談所経験3年以上5年以下)	11月16日~18日 (3日間)	国立保健医療科学院	埼玉県和光市
地域虐待対応合同アドバンス 研修(大分県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及 び児童相談所の市町村支援担当者等で、より 高度なステップアップ研修を必要としている 者	12月6日~7日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	大分県
児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等 の児童福祉施設で基幹的職員など指導的立場 にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専 門相談員、個別対応職員等のうち、施設経験 5年を満たした者	12月14日~16日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所・児童福祉施設職 員合同研修	児童相談所・児童福祉施設経験3年を満たし た者	1月18日~20日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童相談所中堅児童福祉司・ 児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児 童心理司で、児童相談所経験3年を満たした 者	1月24日~27日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主 任保育士・家庭支援専門相談員等	2月7日~10日 (4日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
児童福祉施設心理担当職員合 同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設 等に勤務する心理担当職員	2月22日~24日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
地域虐待対応合同アドバンス 研修(兵庫県)	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員及 び児童相談所の市町村支援担当者等で、より 高度なステップアップ研修を必要としている 者	3月6日~7日 (2日間)	子どもの虹 情報研修センター	兵庫県
テーマ別研修「ネグレクト」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で 指導的立場にある者	3月14日~16日 (3日間)	子どもの虹 情報研修センター	横浜市
里親対応関係機関職員研修	児童相談所等里親対応担当職員等	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
児童相談所一時保護所指導者 研修 ※研修名の変更があり得る	一時保護所において指導的立場にある者	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
思春期問題対応関係機関職員 研修 ※研修名の変更があり得る	思春期問題対応関係機関職員	日程調整中	国立武蔵野学院	さいたま市
児童福祉司任用資格認定 講習会	都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 の職員及び児童福祉法第10条第1項に規定す る業務に携わる市町村の職員及び同法第25 条の2に規定する要保護児童対策地域協議会 の構成員であって、学校教育法第52条によ る4年制大学を卒業した者又は平成23年3 月に卒業見込みの者	4月1日から1年間通信教育及び スクーリング(10月24日~28日 (5日間))	全国社会福祉協議会 中央福祉学院	神奈川県 三浦郡葉山町

## [職業家庭兩立課關係]



## ○ 仕事と家庭の両立支援対策の推進について

### (1) 育児・介護休業法について

育児・介護休業法は、平成3年の法律制定以来、数度の改正を経て、制度を充実させてきている。そうした中、特に女性の育児休業取得率は順調に上昇し9割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として約6割の女性労働者が離職している状況がある。

また、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、男性の育児休業取得率は1.72%に過ぎず、また、男性の子育てや家事に費やす時間は先進国の中でも、低い水準にとどまっている。こうした男女とも仕事と家庭の両立が困難であることが、女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つとなっていると考えられる。

こうしたことも踏まえ、男女ともに子育て等をしてしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成22年6月に改正育児・介護休業法が施行された。

主な改正内容は以下のとおりである。

- ①子育て期間中の働き方の見直し
  - ・ 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
  - ・ 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。
- ②父親も子育てができる働き方の実現
  - ・ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
  - ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
  - ・ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
- ③仕事と介護の両立支援
  - ・ 介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人以上であれば年5日、2人以上であれば年10日）。
- ④実効性の確保
  - ・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
  - ・ 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

厚生労働省としては、現在、企業において改正法の内容に沿った措置等の規定が適切に整備され、制度として定着するよう、改正法の内容の周知徹底を図っているところであり、各都道府県等におかれても引き続き御協力をお願いしたい。

## (2) 一般事業主行動計画の策定義務企業の拡大等について(平成23年4月1日施行)

平成23年4月1日から、改正次世代育成支援対策推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知を義務付けられる企業が従業員数301人以上規模企業から101人以上規模企業に拡大される。

しかし、平成22年12月末現在で、新たに行動計画の策定・届出等が義務となる従業員数101人以上300人以下規模企業の行動計画の届出率は、15.2%と大変低い状況である。

各都道府県・市におかれても、引き続き、一般事業主行動計画の策定・届出等について、周知・啓発にご協力をお願いしたい。

また、計画の公表については、インターネットの利用(「両立支援のひろば」サイト(<http://www.ryouritsushien.jp/>)等)その他適切な方法により公表しなければならないが、県や市等自治体の広報誌への掲載も適切な方法とされているので、企業から公表方法について問い合わせがあった場合には、適切にご対応いただきたい。

さらに、行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、事業主が申請を行うことにより、厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)から「子育てサポート企業」として、認定を受けることができる制度がある。認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができる。これにより、企業イメージの向上、雇用される従業員のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着などを図ることができると考えている。

各都道府県・市におかれては、多くの事業主が次世代育成支援対策推進法に基づく認定を目指して取組を行うよう認定制度の周知にご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度税制改正大綱において、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業が、当該認定を受けることとなった一般事業主行動計画の期間中に新築等(増改築を含む)をした建物について、32%の割増償却を認めることが盛り込まれたところである。

## (3) ファミリー・サポート・センター事業について

子育て支援策として、健康な乳幼児や小学生等の児童の預かり等を行うための利用会員と提供会員との連絡調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を推進してきており、平成22年度現在で637市区町村で実施されている。

平成21年度から病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を実施していくため、「ファミリー・サポート・センター事業」において、「病児・病後児の預かり等」を行う事業を実施している。

「病児・病後児の預かり等」の事業を実施している市区町村は75市区町村にとどまっており、県内で一市区町村も実施していない都道府県もあるなど全国展開に到っていないことから、「ファミリー・サポート・センター事業」における「病児・病後児の預かり等」の事業の実施について市区町村に対して積極的な働きかけをお願いしたい。

## [職業家庭兩立課 関連資料]





# 仕事と家庭の両立支援対策の概要

## 法律に基づく両立支援制度の整備

### 妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理 (労働基準法、男女雇用機会均等法)

- ・産前産後休業(産前6週、産後8週)、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- ・医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- ・妊娠・出産を理由とする解雇の禁止 等

### 育児休業等両立支援制度の整備 (育児・介護休業法)

- ・子が満1歳(両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月＝“パパ・ママ育休プラス”※)まで(保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで)の育児休業
- ・子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除※
- ・育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。

(施行日:原則として平成22年6月30日。  
ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日。)

## 両立支援制度を利用しやすい 職場環境づくり

### 次世代法に基づく事業主の取組推進

- ・仕事と家庭を両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・公表・従業員への周知  
(301人以上は義務、300人以下は努力義務  
※平成23年4月から101人以上は義務)
- ・一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)



### 助成金を通じた事業主への支援

- ・事業所内保育施設の設置・運営、短時間勤務制度の導入など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

### 表彰等による事業主の意識醸成

- ・仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰(均等・両立推進企業表彰)

## その他

長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児休業取得促進等男性の子育てへの関わりの促進  
(イクメンプロジェクト)



保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、ファミリー・サポート・センター事業

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業)

希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

女性の継続就業率

38% (平成17年) → 55% (平成29年)

男性の育児休業取得率

1. 72% (平成21年) → 10% (平成29年) → 13% (平成32年)

# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

## 1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(改正前と同じ)、2人以上であれば年10日)。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(改正前1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ 育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

## 3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)。

## 4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)  
4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

# 改正次世代育成支援対策推進法の内容

## 1 地域における取組の促進

### (1) 国による参酌標準の提示 (公布から起算して6月以内に施行)

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

### (2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画 (公布から起算して6月以内に施行)

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

### (3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し (平成22年4月施行)

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 2 一般事業主による取組の促進

### (1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大 (平成23年4月施行)

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

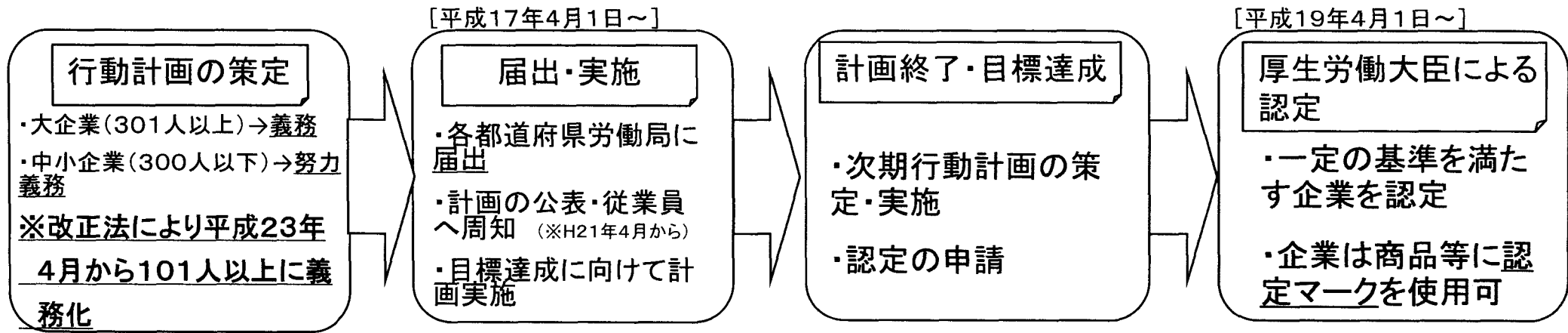
### (2) 一般事業主行動計画の公表・周知 (平成21年4月施行)

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

## 3 特定事業主による取組の促進

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

# 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について



## 行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容
  - 目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする
    - 男性: 年に〇人以上取得
    - 女性: 取得率〇%以上
  - 対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
  - 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施
  - 目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。
  - 対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
  - 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う
  - 目標〇 …
  - 対策 …

## ○届出状況(平成22年12月末時点)

301人以上企業の **93.6%**  
 300人以下企業 **28,728社**  
 (101人以上300人以下企業の15.2%)  
 規模計届出企業数 **41,849社**

## ○認定状況(平成22年12月末時点)

認定企業 **1,016社**



次世代認定マーク「くるみん」

## 認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったことなど

# 都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況

(平成22年12月末現在)

		常時雇用労働者301人以上の企業数	常時雇用労働者101人以上300人以下の企業数	一般事業主行動計画策定届提出企業数	①内、常時雇用労働者301人以上の企業数		②内、常時雇用労働者300人以下の企業数		(イ)内、常時雇用労働者100人以下の企業数	認定企業数	
						届出率	(ア)内、常時雇用労働者101人以上の企業数	届出率			
		(A)	(B)		(C)	((C)/(A)×100%)		(D)	((D)/(B)×100%)		
1	北海道	368	1,391	1,333	346	94.0%	987	105	7.5%	882	8
2	青森県	104	336	396	103	99.0%	293	144	42.9%	149	7
3	岩手県	109	313	484	109	100.0%	375	133	42.5%	242	2
4	宮城県	201	655	549	197	98.0%	352	115	17.6%	237	9
5	秋田県	87	237	364	87	100.0%	277	67	28.3%	210	4
6	山形県	106	318	357	99	93.4%	258	46	14.5%	212	2
7	福島県	163	317	555	163	100.0%	392	94	29.7%	298	7
8	茨城県	216	571	545	196	90.7%	349	82	14.4%	267	9
9	栃木県	140	431	696	136	97.1%	560	49	11.4%	511	8
10	群馬県	162	444	691	142	87.7%	549	54	12.2%	495	8
11	埼玉県	412	1,240	1,145	384	93.2%	761	167	13.5%	594	17
12	千葉県	363	812	794	356	98.1%	438	102	12.6%	336	18
13	東京都	3,978	7,743	8,472	3,522	88.5%	4,950	513	6.6%	4,437	474
14	神奈川県	744	1,739	1,765	692	93.0%	1,073	418	24.0%	655	32
15	新潟県	231	623	725	211	91.3%	514	59	9.5%	455	7
16	富山県	108	442	1,070	106	98.1%	964	163	36.9%	801	9
17	石川県	117	399	1,067	116	99.1%	951	245	61.4%	706	12
18	福井県	63	222	667	61	96.8%	606	80	36.0%	526	6
19	山梨県	56	224	320	54	96.4%	266	47	21.0%	219	6
20	長野県	200	626	737	196	98.0%	541	48	7.7%	493	21
21	岐阜県	172	557	650	168	97.7%	482	119	21.4%	363	20
22	静岡県	340	851	1,068	337	99.1%	731	148	17.4%	583	12
23	愛知県	927	2,674	2,009	830	89.5%	1,179	232	8.7%	947	49
24	三重県	155	457	405	150	96.8%	255	48	10.5%	207	8
25	滋賀県	94	320	801	93	98.9%	708	63	19.7%	645	7
26	京都府	261	901	680	254	97.3%	426	68	7.5%	358	25
27	大阪府	1,320	2,509	2,293	1,293	98.0%	1,000	204	8.1%	796	86
28	兵庫県	469	1,614	1,227	453	96.6%	774	171	10.6%	603	31
29	奈良県	69	208	240	69	100.0%	171	87	41.8%	84	6
30	和歌山県	54	243	254	50	92.6%	204	83	34.2%	121	4
31	鳥取県	41	165	223	41	100.0%	182	40	24.2%	142	3
32	島根県	47	187	317	47	100.0%	270	21	11.2%	249	2
33	岡山県	195	414	710	188	96.4%	522	99	23.9%	423	13
34	広島県	337	864	1,285	322	95.5%	963	209	24.2%	754	14
35	山口県	117	393	656	110	94.0%	546	65	16.5%	481	5
36	徳島県	42	159	293	42	100.0%	251	46	28.9%	205	5
37	香川県	109	329	431	104	95.4%	327	140	42.6%	187	9
38	愛媛県	139	369	584	139	100.0%	445	94	25.5%	351	6
39	高知県	59	196	314	55	93.2%	259	36	18.4%	223	3
40	福岡県	450	1,317	1,369	435	96.7%	934	138	10.5%	796	15
41	佐賀県	61	247	286	61	100.0%	225	90	36.4%	135	2
42	長崎県	99	371	362	93	93.9%	269	62	16.7%	207	0
43	熊本県	127	411	495	121	95.3%	374	82	20.0%	292	4
44	大分県	76	294	612	74	97.4%	538	148	50.3%	390	4
45	宮崎県	78	273	492	78	100.0%	414	139	50.9%	275	2
46	鹿児島県	153	450	647	148	96.7%	499	69	15.3%	430	9
47	沖縄県	94	253	414	90	95.7%	324	59	23.3%	265	6
	合計	14,013	36,109	41,849	13,121	93.6%	28,728	5,491	15.2%	23,237	1,016

## 次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る 割増償却制度について

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、青色申告書を提出する法人で次世代育成支援対策推進法の認定を受けたものが、当該認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したもののうち、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、当該認定の日を含む事業年度において普通償却限度額の32%の割増償却ができる措置を講じます(所得税についても同様とします。)

「平成23年度税制改正大綱」抜粋

# ファミリー・サポート・センター事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っているところ。

なお、ファミリー・サポート・センター事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業とされていたところだが、平成23年度からは、「現物サービスを拡充するための新たな交付金」の対象事業とされている。

## ○相互援助活動の例

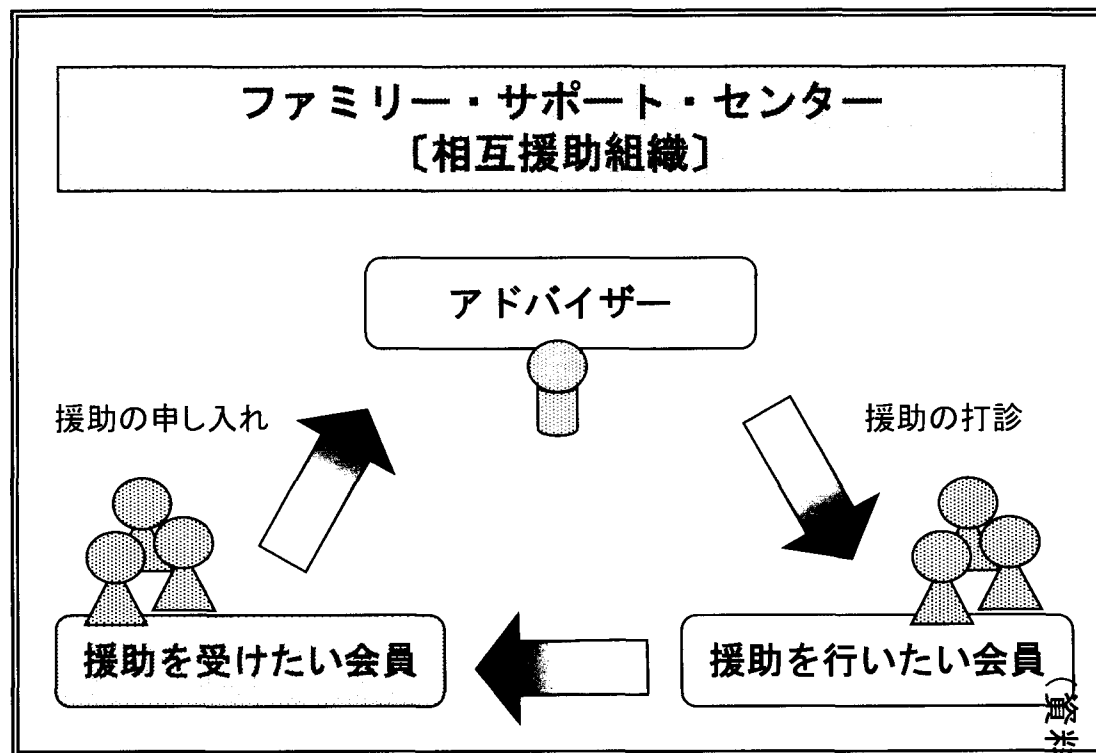
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

## ○実施市区町村(平成22年度)

- ・基本事業 637市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 75市区町村

## ○会員数 ※平成20年度末現在 ( )は平成19年度末現在

- ・援助を受けたい会員 297,558人(256,787人)
- ・援助を行いたい会員 90,263人(88,107人)
- ・両方会員 36,238人(33,945人)





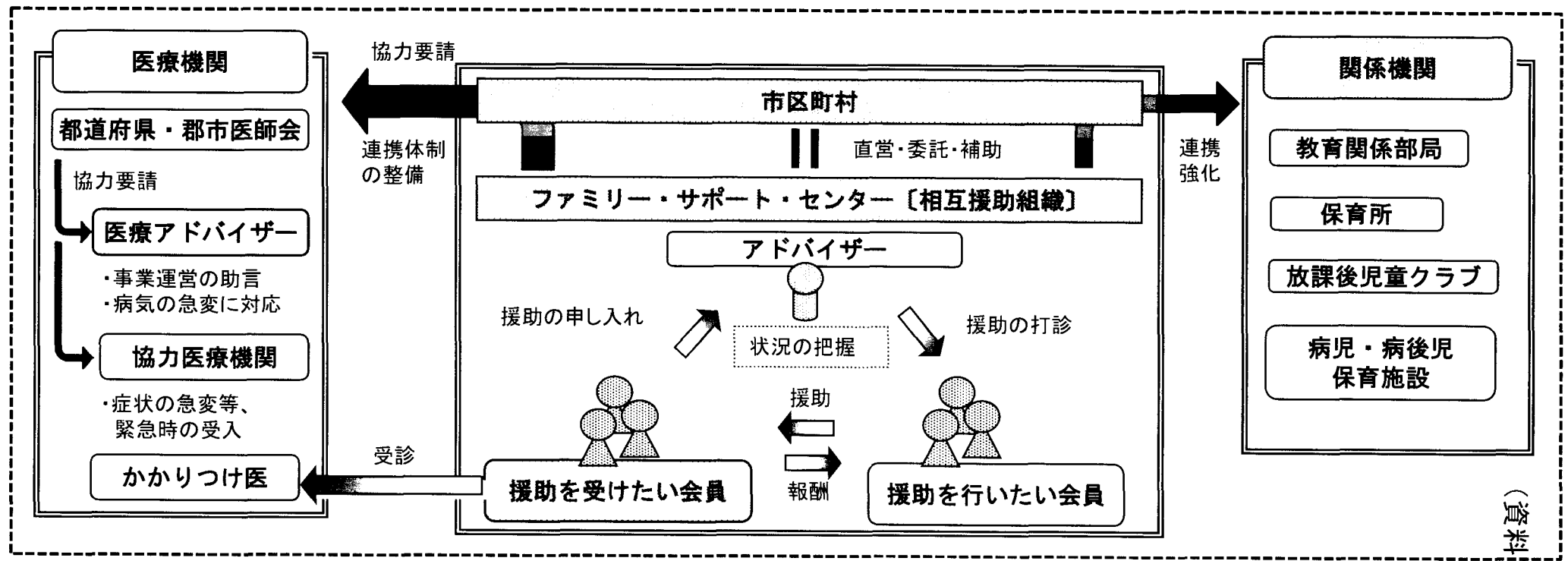
# ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度から始めた、「病児・緊急対応強化事業」では、基本事業で預かり等の援助の対象としていなかった、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを行っている。

- 事業内容
- 病児・病後児の預かり等に関する
    - ・会員の募集、登録その他の会員組織業務
    - ・相互援助活動の調整等
    - ・会員に対して必要な知識を付与する講習会の開催

- 相互援助活動の例
- ・病児・病後児の預かり(必須)
  - ・宿泊を伴う子どもの預かり
  - ・早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
  - ・上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎



194

(資料7)

<実施市区町村(平成22年度)>  
 ・基本事業 637市区町村 ・病児・緊急対応強化事業75市区町村

## [家庭福祉課関係]



# 1. 社会的養護体制の拡充について

## (1) 施設の小規模化・施設機能の地域分散化の推進

社会的養護は、保護者のない児童や、虐待を受けた児童など家庭環境上養護を必要とする児童等に対し、公的な責任として社会的に養護を行う制度であり、児童虐待の増加等に伴い、質・量ともに充実が求められている。

社会的養護については、欧米主要国では、概ね半数程度が里親委託であるのに対し、日本では施設における養護が9割を占めており、施設養護に依存しているとの指摘がある。また、児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もある。

対象児童が、心の健康な発達や、豊かな人間性の向上を図り、将来、自立して自らの健全な家庭を築いていくために必要な様々な知識や経験を身につけていけるよう、できるだけ家庭的な環境での養護を進めていくことが、極めて重要である。

このため、施設におけるケア形態の小規模化を図るよう、①児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、②児童養護施設を対象とした地域小規模児童養護施設の設置を進めている。

「子ども・子育てビジョン」において、当面、平成26年度までの目標として、小規模グループケア800か所、地域小規模児童養護施設300か所の目標を設定し、推進しているところであり、取り組みの推進をお願いしたい。

	平成22年3月		平成26年（目標値）
小規模グループケア	458か所	→	800か所
地域小規模児童養護施設	190か所	→	300か所

また、児童養護施設については、今後の方向として、施設がファミリーホームの開設の支援や施設による里親支援を推進し、施設機能の地域分散化を図りながら、本体施設の小規模化、高機能化を図っていく方向であるので、よろしく願います。

なお、施設の小規模化等の推進のため、次の運用改善を行うこととしている。  
(関連資料4参照)

### ①小規模グループケアの定員要件の弾力化

- ・児童養護施設：「原則6人」→「原則6人～8人」
- ・情緒障害児短期治療施設：「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・児童自立支援施設：「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・乳児院：「原則4人」→「原則4人～6人」

### ②小規模グループケアのグループ数要件の弾力化

- ・「1本体施設2グループまで。（一部3グループまで指定可能）」  
→「1本体施設2グループまで。ただし、本体施設の全てを小規模グループ

プ化、ファミリーホーム推進による地域分散化、里親支援等の要件により、6グループまで指定可能」

**③地域小規模児童養護施設の設置要件の弾力化**

- ・既存定員に追加して設け、本体施設の入所率90%以上要件の廃止
- ・1本体施設につき原則1か所。特に必要な場合は2か所。(それ以上はファミリーホーム型を推進)

**④児童家庭支援センターによる里親支援**

- ・児童家庭支援センターによる里親支援の位置づけ

**(2) 里親委託等の推進**

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。里親制度は、そのような観点から極めて重要であり、平成20年の児童福祉法改正で、

- ・「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」と法律上区分するとともに、
- ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ、
- ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

などの改正を行ったところである。

また、里親の掘り起こしや、里親に対する相談支援等を行う「里親支援機関連事業」については、今後、一層の充実が必要であり、各自治体においては、取り組みの充実をお願いする。また、この事業は、里親会や、児童家庭支援センター、施設、公益法人、NPO等に委託可能であり、これらの各組織の特徴も踏まえながら、それぞれの得意分野を委託するなど、工夫して、積極的かつ効果的な実施をお願いする。

里親等委託率については、平成14年度末の7.4%から、平成22年3月末の10.8%まで増加したが、「子ども・子育てビジョン」においては、当面、26年度の目標として、16%を設定している。

里親等委託率は、自治体間の格差が大きく、最大32.5%、最小4.6%となっている。里親等委託を進めるに当たっての課題は多々あるが、委託率が高い自治体もあるところであり、一層の推進をお願いする。

なお、現在、里親委託のガイドラインの検討を行っているところであり、社会保障審議会児童部会の社会的養護専門委員会で検討を行い、平成23年春までに取りまとめる予定であるので、よろしくをお願いする。(関連資料2参照)

**(3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進**

情緒障害児短期治療施設は、ケアワーカーに加え、医師や心理療法担当職員が配置されるなど人員配置が厚く、専門性の高い児童福祉施設であり、その設置の促進をお願いする。

「子ども・子育てビジョン」において、平成26年度の目標を47か所と設定しており、平成20年度の32か所から、平成22年度には37か所まで増えてきたが、特に未設置の自治体におかれては、設置推進に努めていただくようお願いする。(関連資料16参照)

#### (4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

近年の母子生活支援施設の入所者の状況をみると、「夫等の暴力」を理由とする者（DV被害者）の入所が半数以上を占めるようになり、施設の広域利用が進展している。また、虐待を受けた児童の入所も増加している。

このため、DV被害者の利用増加を踏まえ、施設入所の広域的な対応を推進するとともに、虐待を受けた児童の支援を図るため、個別対応職員や心理療法担当職員の配置の推進など、DV被害や児童虐待への対応の強化に努めていただきたい。

なお、都道府県や市町村設置の施設においては、指定管理者制度を採用されている場合もあるかと思うが、財政計画ありきではなく、利用者の状況などを踏まえた適切な支援が可能となるよう、柔軟な対応をしていただきたい。

また、同伴児童がいるDV被害者の一時保護にあたっては、母子生活支援施設への一時保護委託が適切であることから、平成23年度から、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業において、母子生活支援施設の本体整備に併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合に、融資率を75%から80%に引き上げることとしているので、施設整備を行う社会福祉法人等に対し周知を図っていただき、積極的な整備が図られるようお願いしたい。

さらに、心身に障害を有する母子等に対する支援を充実するため、母子指導員を配置するための特別生活指導員加算について、平成23年度より、厚生労働省の事前承認から都道府県知事等の指定（厚生労働省への指定結果報告及び実施状況報告）へと事務手続きを簡素化する予定である。（関連資料21参照）

#### (5) 平成23年度児童入所施設措置費等予算案の概要

平成23年度予算案の主な内容は以下のとおり

##### ①施設の小規模化の推進

- ・小規模グループアの拡充
- ・地域小規模児童養護施設の拡充

##### ②就職支度費、大学進学等自立生活支度費の改善

- ・79,000円に増額（平成22年度単価：77,000円）

##### ③助産施設の分娩介助料の改善

- ・185,910円に増額（平成22年度単価：148,310円）

なお、正式な交付要綱案については、後日お示しいたします。

#### (6) 社会的養護関係の児童福祉施設最低基準の見直し検討について

社会的養護の在り方の見直しについては、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で検討を進めているところであり、また、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、厚生労働省として社会的養護の課題について、短期的に解決すべき課題や中長期的に取り組む将来像を含め、集中的に検討することとしている。

さらに、社会的養護関係の児童福祉施設最低基準については、まず、現在の予算措置の水準の範囲内で、最低基準（厚生労働省令）の見直しを早急に検討するとともに、それ以上の人員配置の引上げについては、予算措置が必要となることから、子ども・子育て新システムの検討に併せた質の改善の一環として検討しているところである。

## 2. 児童養護施設等の整備について

児童養護施設等の施設整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「ハード交付金」という。）に係る整備計画策定においては、入所者の居住環境への十分な配慮をお願いします。

特に、入所者の居室については、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、施設におけるケア形態の小規模化を推進するため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の整備のうち、小規模なグループケアを行う場合の整備について、ハード交付金の加算対象としており、これを積極的に活用し、生活環境の充実に努めていただきたい。

また、児童養護施設について、本体施設の定員規模の大きい施設は、本体を小規模化し、施設機能の地域分散化を図る方向を踏まえながら定員規模を検討するよう、施設を指導していただきたい。

### 3. 母子家庭等自立支援対策について

#### (1) 児童扶養手当について

##### ①平成23年度の児童扶養手当額について

児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。平成23年度の児童扶養手当額は、平成22年の消費者物価指数が平成17年の指数を0.4%下回るため、法律の規定に従って以下のとおりとなるので、管内市区町村への周知方お願いする。

なお、これを確定する児童扶養手当法施行令等の改正については、平成22年度末の予定であるので、随時情報提供をする。

・手当額（月額）（△0.4%）

	（平成22年度）	→	（平成23年度）
全部支給	41,720円		41,550円
一部支給	41,710円 ～9,850円		41,540円 9,810円

##### ②障害基礎年金の子の加算の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い

平成23年4月に施行される「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第27号。以下「改正法」という。）等により、障害基礎年金の受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも、障害基礎年金に子の加算を行うこととされ、子の加算の対象範囲が拡大される。

児童扶養手当は子が障害基礎年金の加算の対象となっている場合には支給されないため、受給権発生後に有した子であって、これまで子の加算対象ではなく児童扶養手当が支給されていた者については、特段の措置を講じない場合には、改正法等の施行に伴い児童扶養手当が支給されなくなり、手取りが減少するケースが生じる場合がある。

このため、年金制度の運用として、平成23年4月より、子の加算の支給要件である「生計維持」の取扱いを見直し、現に子の加算の対象となっている子も含め、児童扶養手当額が子の加算額を上回る場合には、子の加算の対象とはしないこととした。

これにより、当該者が児童扶養手当の対象となることから、別途お示しする通知に基づき、事務手続に遺漏のないよう準備を進めていただくとともに、地域住民への十分な周知方お願いする。

##### ③児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、ご協力をいただいているところ。特に、昨年は父子家庭への支給対象の拡大もあり、多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。更なる制度の周知にご努力いただきたい。



引き続き、児童扶養手当の認定等の際の手続に当たっては、下記の事項に留意のうえ、適切な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないよう留意すること。
- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。
- ・ 一部支給停止措置となった方に対しても、現況届提出時などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促すこと。

## (2) 母子家庭等の就業支援対策の充実について

母子家庭等自立支援対策については、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱による就業・自立に主眼を置いた総合的な自立支援策を展開しているところであり、様々なメニューを実施しているところである。

就業支援策の取組状況については、全体としては進展しているところであるが、事業ごとに見ると未実施自治体もなお多く、実施自治体の間でも実施状況に差があるところである。

政府としても、平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等技能訓練促進費等事業」については、「平成26年度までに全都道府県・市・福祉事務所設置町村での実施」を数値目標として設置しているところであり、未実施の自治体におかれは早急に事業を開始していただくとともに、すでに事業を実施している自治体においても一層の積極的な取組を行い、母子家庭の母の就業の促進を図られるようお願いする。

また、ハローワーク等の労働関係機関と十分に連携を図り、それらの実施している施策も含め広報等を行うとともに、各事業の実施に当たってもよく連携し、効果的な実施に努めていただきたい。

### ①母子家庭等就業・自立支援事業

#### ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市の全てにおいて事業が実施されているところであるが、就業支援事業等の各メニューごとの実施状況をみると、各自治体により大きな差がある状況である。

一貫した就業支援サービス等を提供するという事業の趣旨に鑑みれば、

全てのセンターにおいて、全てのメニュー事業が実施されることが望ましいので、未実施のメニュー事業がある自治体におかれては、早急に実施することをお願いする。

また、センターの開所については、これまでも土日等における開所について配慮をお願いしてきたところであり、「就業支援事業」及び母子家庭等地域生活支援事業については、平日に加え土日に開所した場合に、開所日数に応じた運営費の加算も行っており、センターの土日開所について積極的な実施をお願いする。

さらに、本事業の実施にあたっては、(1)職業紹介の許可の取得、(2)ホームページの開設等により効果的な事業の実施に努めるとともに、(3)相談中や講習中に子供を預かる託児コーナーの設置、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の生活実態に即した実施が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

#### イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、母子家庭の母等が、できるだけ身近な地域において就業支援が受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としたものである。

平成21年度については、24市において実施されているところであるが、都道府県等におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等への提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

#### ②母子自立支援プログラム策定等事業

様々な事情や課題を抱える母子家庭の母に対して効果的な自立支援を行うためには、個々の母子家庭の実情に応じた支援が重要となる。

本事業については、都道府県や市等が母子家庭の母の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定するものであり、個別的なきめ細やかな支援を行う上で極めて有効な事業であり、未実施の自治体については早急に取り組まれない。

また、平成23年度予算案においては、事業の対象として父子家庭の父を加えたところであり、積極的な実施をお願いしたい。

#### ③母子家庭自立支援給付金事業

就業経験の少ない母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間、養成機関に通うことが必要になることから、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

特に、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費等については、平成21年6月から、安心こども基金を活用し、

3年間の特別対策として、平成23年度末までに修学を開始した者についての支給期間を「修業期間の最後の1/2の期間(上限18か月)」から「修業期間の全期間」に延長しており、この間に積極的な取り組みをお願いしたい。

また、高等技能訓練促進費等の支給の対象となる資格については、各都道府県等において、地域の実情に応じて定めることとされているので、各地域において就業に結びつきやすく、かつ養成機関において2年以上のカリキュラムを修業することとされている資格については、実施要綱(母子家庭自立支援給付金事業の実施について(平成15年6月30日雇児発第0630009号、雇用均等・児童家庭局長通知))に例示されている看護師等にとどまらず適切な取扱いをお願いしたい。

本事業を活用して資格を取得した場合、正規雇用に結びつく割合が極めて高いことから、各自治体におかれては、必要な予算の確保や母子家庭の母に対する適切な周知についてお願いしたい。

なお、平成24年度以降に修学を開始した者に対する高等技能訓練促進費等の支給については、従前どおり、「修業期間の最後の1/2の期間(上限18か月)」とされているのでご留意願いたい。

#### ④ひとり親家庭等の在宅就業支援

在宅就業については、子育て等をしながら就業でき、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。

このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む自治体(都道府県及び市)に対して助成を行い、普及促進を図っている。

また、「在宅就業」は、ひとり親だけでなく、障害者や高齢者などの生活も向上させるといった「これからの社会のセーフティーネット」といった意義なども有していることから商工関係部局等とも連携していただきたい。

この事業については、現在15都道府県市において国審査分事業として実施されているほか、都道府県審査分事業として、13県5市で実施中・予算措置済み又は平成23年度当初予算において措置予定となっている。(平成23年1月現在)

本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象としている。

したがって、平成23年度補正予算での措置による事業開始も可能であり、是非とも積極的な取り組みをお願いしたい。

#### ⑤母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の

母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

⑥母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。

このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

⑦労働関係施策について

就業支援対策については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているところである。こうした機関とも積極的な連携が図られるようお願いする。

ア 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援（「福祉から就労」支援事業）

ハローワークにおいて実施していた「生活保護受給者等就労支援事業」の機能を強化し、住宅手当受給者等をその支援対象者に加えるほか、自治体とハローワークが、お互いの役割分担、支援対象者数及び事業目標等を明記した協定を締結して、当該者の就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を平成23年度より実施することとしている。

各自治体におかれては、福祉及び労働主管部局、福祉事務所と都道府県労働局・ハローワークがどのような支援を連携して行う必要があるか検討いただき、実効性のある協定の策定・締結にご理解・ご協力いただくとともに、当該協定に基づく就労支援の実施についてご協力をお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナーを設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っているところである。

これら既存のマザーズハローワーク事業の拠点163カ所に加え、平成23年度予算案においては、新たに5か所のハローワーク内にマザーズコーナーを設置する予定である。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

#### ウ 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象として、通常の訓練コースに加え、①託児サービスを付加した委託訓練の推進、②母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施、③就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業に必要な技能・知識を習得するための職業訓練を行う「準備講習付き職業訓練」などを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

#### エ 求職者支援制度

平成21年7月より、新たな雇用のセーフティーネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」を実施しているところ。

緊急人材育成支援事業の実施状況を踏まえ、平成23年度からは、恒久的な制度として「求職者支援制度」を創設することとしており、平成23年通常国会に法案を提出する予定である。

#### オ 均衡待遇・正社員化推進奨励金の創設について

平成23年度から、「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を整理・統合し、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」として有期契約労働者とパートタイム労働者の雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援を一体的に推進することとしている。

この奨励金は有期契約労働者又はパートタイム労働者を対象とした正社員への転換制度や短時間正社員制度等を導入し、実際に制度利用者が生じた場合に支給されるものであり、正社員転換制度及び短時間正社員制度の対象となる労働者が母子家庭の母等である場合には支給額を加算することとしている。

そのため、各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局雇用均等室と連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。

(都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。)

### (3) 母子寡婦福祉貸付金について

#### ①母子寡婦福祉資金の貸付について

本貸付金については、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るといふ貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、償還計画を作成し貸付内容について適正に審査するとともに、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

#### ②償還率の改善について

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

各自治体においては、地域の実情を踏まえた独自の計画の策定や、具体的な目標を設定するなど、従来より増して償還率の向上に努めていただくようお願いしたい。(関連資料34参照)

#### ③平成23年度の国庫貸付申請に係る協議について

平成22年度においては、近年の経済状況等により母子世帯等への資金貸付が増大し、国が都道府県等に貸し付ける資金に不足が生じる恐れが出たところである。

このため、平成23年度の国庫貸付申請に係る協議にあたっては、償還率改善に向けた取組を提出していただくとともに、償還の状況を踏まえるなど協議額を精査した上で、過剰な協議がないようお願いしたい。

なお、平成23年度の国庫貸付の内示にあたっては、都道府県等における年度途中の貸付状況を把握させていただき、その状況を踏まえつつ、複数回に分けて国庫貸付の内示を行う予定である。

### (4) 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、養育費や離婚問題等に詳しい者を専任で配置することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等との兼務とすることも可能であるので、未配置の自治

体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する研修会を実施しており、平成23年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らいいただきたい。

#### **(5) 保育所の優先入所等について**

保育所の優先入所については、母子及び寡婦福祉法において保育所に入所する児童を選考する場合のひとり親家庭に対する特別の配慮を規定している他、「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」（平成15年3月31日雇児発第0331011号）においても、

- ① ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと
  - ② 都市部等の待機児童の多い地域については、特に、ひとり親に対する優先的取扱いが徹底されるよう配慮すること
  - ③ ひとり親家庭のうち、離婚等の直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるものなど、特に自立の促進を図ることが必要と認められるものについては最優先的に取り扱うこと
  - ④ ひとり親家庭が求職活動、職業訓練を行っている場合にあっては、それらの活動の日数・時間等に応じて、就業している場合と同等の状況にあるものとして優先的に取り扱うこと
- をお願いしているところである。

ひとり親家庭は、その世帯構成のため、就業や休職活動、職業訓練の受講に際して、子どもを預かる場所の確保が不可欠であることから、特段の配慮を改めてお願いする。

また、放課後児童クラブの利用についても、前述の通知等により、保育所と同様に、ひとり親家庭の優先的な利用に対する配慮をお願いしているところであるので、改めてご了知いただきたい。

(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

#### **(6) 子育て短期支援事業について**

本事業は、保護者の疾病、仕事、育児疲れ等のために、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において短期間預かる（ショートステイ事業）、あるいは、仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に家庭における児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設等において預かる（トワイライトステイ事業）ものである。

本事業については、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）において、ショートステイ事業は870カ所、トワイライトステイ事業は410カ所を平成26年度の目標としているところであるので、実施主体の市町村及び事業委託先の児童養護施設等において積極的な実施が図られるとともに、ひとり親家庭を含め、本事業の対象者に対する周知をお願いする。

### **(7) 全国母子世帯等調査の実施について**

全国母子世帯等調査は、ひとり親家庭対策の推進を図るため、5年に1度を基本に調査を実施し、全国の母子家庭や父子家庭の生活の実態等を把握しているところであり、平成23年度に調査を実施することとしているので、ご協力をお願いしたい。

なお、平成23年度の調査の実施にあたっては、前回調査（平成18年度）時と比べ、父子家庭の生活の実態等について精度を上げて把握することとしているため、調査地区数を増加（1,800地区→5,000地区）する予定である。

### **(8) ひとり親家庭等に対する支援施策の周知等について**

ひとり親家庭や寡婦の自立を促進するためには、まずは、ひとり親家庭や寡婦の当事者本人がどのような支援を利用できるかの情報を知ることが必要であり、まずは、住民に身近な地方自治体における情報提供が重要となっている。

このため、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当等を担当するひとり親家庭等の支援窓口など、ひとり親家庭等が訪れる機会のある各種相談窓口が連携を図りながら、支援施策のパンフレットを窓口で配布するなど、情報提供に努められたい。

また、養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを希望のある各都道府県・市町村に送付しているところであるので、ひとり家庭等が訪れる可能性のある地方自治体の各種相談窓口や母子家庭等就業・自立支援センター等において配布する等ご活用いただきたい。



## 4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

### (1) 婦人保護事業の充実について

#### ① 婦人相談所等の体制の強化について

平成21年度に婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、27,183人（前年度24,879人）、32.6%（前年度31.3%）となっている。（関連資料37参照）

また、一時保護された女性6,625人のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,681人で70.7%を占めている。

一時保護委託契約施設数（平成22年4月1日現在）は284カ所（平成21年度261カ所）となっており、前年度より増加している。

婦人相談所等に関しては、

- ・ 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業および法的対応機能強化事業
  - ・ 婦人相談所職員等への専門研修
  - ・ 婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員および同伴児童への対応等を行う指導員の配置
  - ・ 婦人相談所や婦人保護施設における夜間警備体制の強化
- 等様々な事業を実施し、被害者等の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者等の相談や保護等に関しては、

- ・ 安心こども基金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）等を活用した施設のバリアフリー化の推進
- ・ 外国人婦女子緊急一時保護経費等の確保
- ・ 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保
- ・ 婦人保護事業啓蒙普及費を活用したDV相談や人身取引被害者の保護
- ・ 支援等に関する点字や外国語のパンフレットおよびリーフレット等の作成・配布
- ・ ノウハウのある一時保護委託契約先の活用

等により、適切な対応をお願いしたい。

平成23年度予算案においては、新たに、

- ・ 職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施（関連資料39参照）
- ・ 恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とすること

を盛り込んだところである。各都道府県においては、市町村及び民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等を図ることにより、婦人相談所等の体制・機能の強化と相談・保護支援の一層の充実を図りたい。

なお、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）において、売買春からの女性の保護、社会復帰支援について盛り込まれたことから、婦人保護事業において、売春の未然防止のために広く相談に応じ、早期に支

援を必要とする女性を発見し、関係機関との連携強化により自立支援プログラムの見直しを行う等の一層の充実に取り組んでいただきたい。

## ②妊娠・出産に係る支援体制の確保について

妊娠中の単身女性については、現行制度において、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設での保護・支援を行うことができるほか、DV被害者については、都道府県の婦人相談所が一時保護の委託契約を締結している母子生活支援施設に、当該単身女性の一時保護を委託することができる取扱いとなっており、出産後、一時保護委託を終了し、福祉事務所が引き続き母子保護の実施を行うことにより、そのまま同じ母子生活支援施設に入所することが可能である。

各都道府県の婦人相談所においては、一時保護の委託契約施設として母子生活支援施設の積極的な活用を検討するとともに、こうした困難な状況に置かれた妊産婦の支援においては、福祉事務所、助産施設、医療機関、保健所・保健センター、児童相談所等との連携を密にし、当該単身女性及び出産後の同伴児童への適切な保護が行われるようお願いする。

また、妊娠に悩む者に対する専門の相談員を配置している女性健康支援センター等との連携にも努めていただきたい。

## (2) DV被害者に対する保護支援等について

DV被害者に対する保護支援等については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的方針」（平成20年1月11日 内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第1号）においても、「婦人相談所は、一時保護を行うという他の配偶者暴力相談支援センターにはない機能を有しており、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい」とされている。

また、平成21年5月に総務大臣から厚生労働大臣に対し、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」が行われ、「一時保護の機能の充実に」について勧告された。これを受けて、一時保護の速やかな要否判断や福祉事務所、警察等関係機関との緊密な連携等、一時保護に関する留意事項について通知を发出し（「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実に」（平成21年11月25日雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、さらに、ハローワークとの連携強化等の就労支援の強化についても通知を发出している。（平成21年10月5日付 職首発1005号 能能発1005号「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」）

これらを踏まえ、婦人相談所においては、配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業を活用し、都道府県および市町村の支援センター、福祉事務所等の関係機関のみならず、公共職業安定所や法務局や地方入国管理局等国の関係機関、警察、医療機関、民間団体もふくめ都道府県協議会等を設置し、関係機関による連携体制の構築を図り、実践的、継続的協議を行い、情報の周知徹底や連携方法の確立および関連職員への研修の実施等について、なお一層の充実に努めるようお願いしたい。

また、子ども手当制度においては、DV被害者のみが子の監護を行い、生計同一である場合、又は、配偶者の監護が認められても被害者の方が子の生計を維持する程度が高い場合には、現に居住する市町村に対し、子ども手当の申請を行うことにより、当該被害者の配偶者に対する子ども手当の支給を停止し、DV被害者が子ども手当の支給を受けることができる取扱いとしているところである。（平成22年4月12日付 家庭福祉課事務連絡「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行に関する情報提供について」）申請の際には、DV被害者である旨の証明書を添付することとされており、婦人相談所に対して証明書の交付申請があった場合の対応についてよろしくお願ひするとともに、DV被害者に対して、こうした取扱いについて周知されたい。

なお、平成23年1月28日に国会に提出した法案においては、父母が別居している場合に、子どもと同居する父又は母を優先的に認定する仕組みとしているところ。

### （3）人身取引被害女性の保護について

人身取引被害女性の保護については、これまで民間シェルター等への人身取引被害女性の一時保護委託を含め婦人相談所等において275名（平成13～平成21年度）の保護が行われてきたところである。（関連資料40参照）

これまでもこの人身取引被害者の適切な保護・支援にあたっては、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害女性の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、法的な援助や調整等を行う弁護士等の確保や専門通訳者の養成など、鋭意取組を進めてきたところであるが、各都道府県においては、これらの事業を活用するとともに、婦人相談所が、国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であり、法的な援助や調整も行うことが可能であること等について、潜在的な人身取引被害女性が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県域において広報・周知に努めていただくようお願いする。

また、「人身取引事案の取扱方法について」（平成22年6月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）を基に、警察、入国管理局、国際移住機関（IOM）等と緊密な連携を図りながら、今後も引き続き、人身取引被害女性に対する適切な保護・支援を実施いただくようお願いする。

今後とも婦人相談所等職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害女性に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害女性の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。

## [家庭福祉課 関連資料]



# 社会的養護の現状について

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭的養護を行う(定員5~6名)	
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,185人	2,837人	3,836人		ホーム数	49か所
	専門里親	5,842人	2,298人	3,028人	委託児童数	219人		
	養子希望里親	548人	133人	140人				
	親族里親	1,428人	176人	159人				
		342人	341人	509人				

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	123か所	576か所	33か所	58か所	266か所	57か所
定員	3,754人	34,648人	1,573人	4,039人	5,386世帯	393人
現員	3,081人	30,633人	1,223人	1,781人	3,974世帯 児童6,373人	281人

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

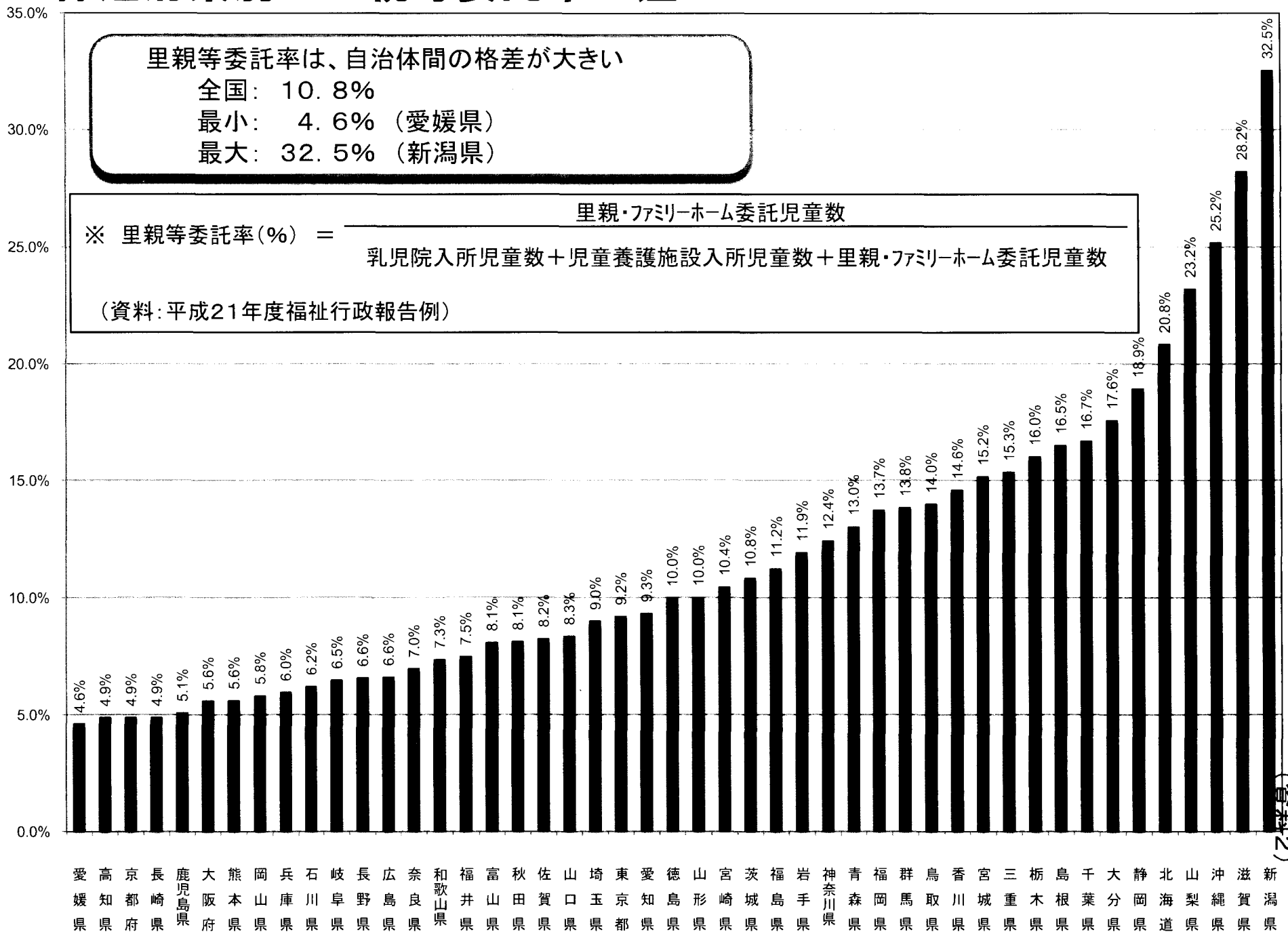
資料: 家庭福祉課調べ(平成21年10月1日現在)

※里親・ファミリーホームについては福祉行政報告例(平成22年3月末現在)

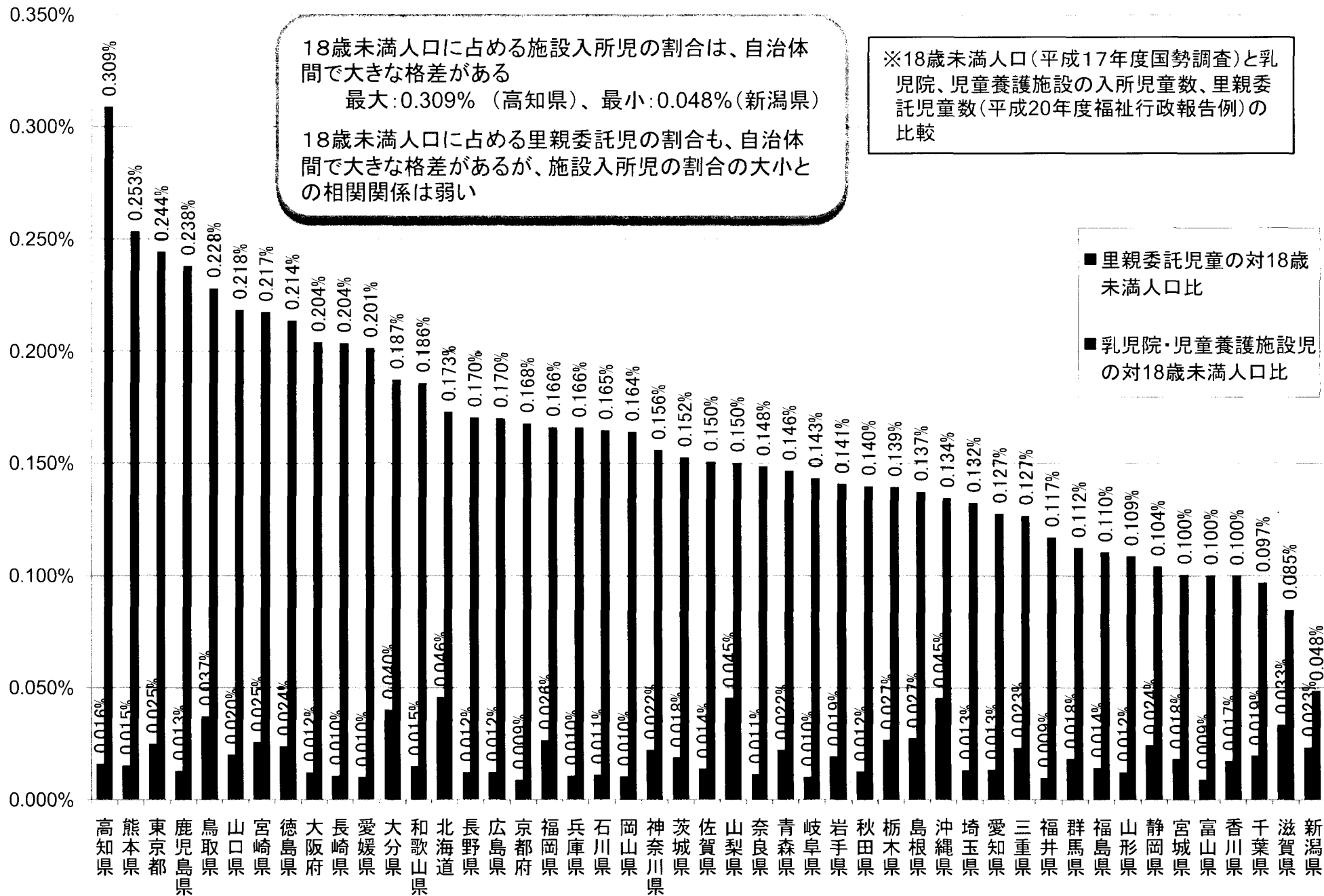
※自立援助ホームは、家庭福祉課調べ(施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在)

※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調べ(平成22年3月末現在)

# 都道府県別の里親等委託率の差



# 各都道府県の18歳未満人口に占める里親委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合





# 児童養護施設の形態と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。

## ① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員、在籍児童数は大舎の定員、在籍児童数からは除かれている。

## ② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総数	569 (100%)

社会福祉施設等調査  
(平成20年10月1日)

(資料3)

# 施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

## 児童養護施設

大舎(20人以上)  
中舎(13~19人)  
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

### 職員

施設等のほか  
就学児童6:1  
3歳以上4:1  
3歳未満2:1

569か所  
定員33,994人  
現員30,695人(90.3%)

## 小規模グループケア(ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6人

職員1名+非常勤職員を加配

21年度458か所  
→26年度目標800か所  
(乳児院等を含む)

## 地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6名

職員:専任2名+その他の職員(非常勤可)

21年度190か所  
→26年度目標300か所

## 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6名

職員3名以上(うち1名以上が生活の本拠を置く)

21年度53か所  
→26年度目標140か所

## 里親

家庭における養育を里親に委託

(4名まで)

養育里親  
専門里親  
養子縁組里親  
親族里親

登録里親数 7,185人  
(うち養育里親5,842人)  
(うち専門里親548人)  
委託里親数 2,837人  
委託児童数 3,870人

→26年度目標  
養育里親登録8,000世帯  
専門里親登録800世帯

## 乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

124か所  
定員3,794人、現員2,968人(78.2%)

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

22年3月末 10.8%  
→26年度目標 16%

## 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59所 →26年度目標 160か所

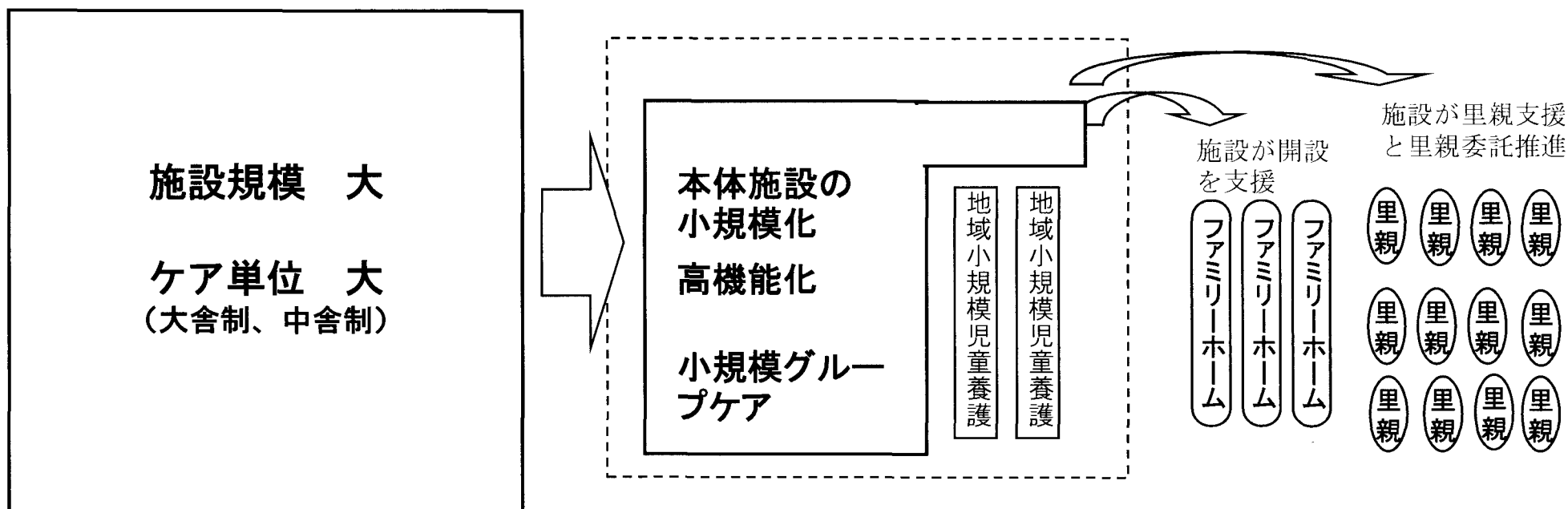
（参考）

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン  
施設の定員等の全国計は福祉行政報告例(平成22年3月末現在)

# 児童養護施設の形態の今後の在り方

## 小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援

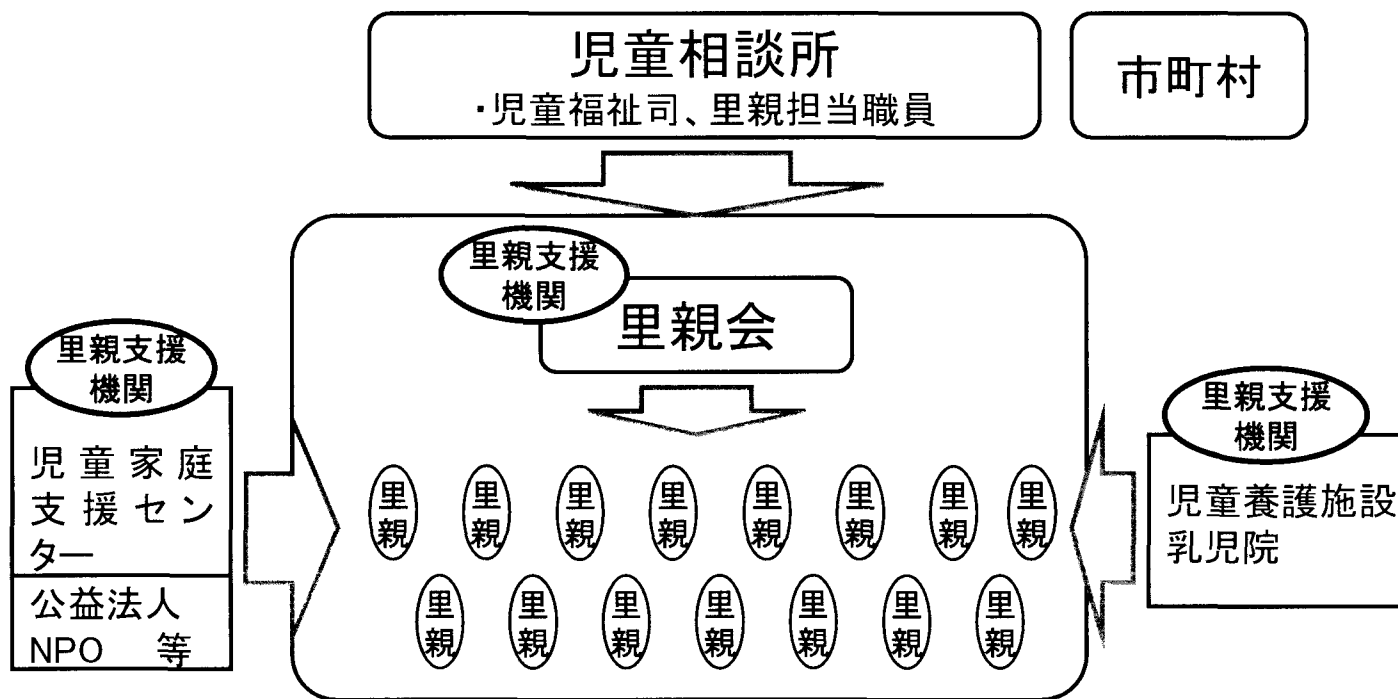


施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

(資料5)

# 里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業	
実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度普及促進事業
	里親委託推進・支援等事業
	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

# 里親委託を推進する上での課題と取り組み

## 里親委託を進める上での課題

### ○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

### ○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

### ○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている 等

### ○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

## 里親委託を推進する取り組み例

### ○ 広報・啓発

- ・市区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

### ○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

### ○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等

### ○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

(各都道府縣市へのアンケート結果より)

## 里親支援機関事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

都道府県市名	事業種別	里親支援機関事業					
		里親制度普及促進事業			里親委託推進・支援等事業		
		普及啓発	養育里親研修	専門里親研修	里親委託支援等	里親家庭への訪問支援	里親による相互交流
1	北海道	○	○				
2	青森県	○	○	○	○	○	○
3	岩手県						
4	宮城県	○	○	○			
5	秋田県						
6	山形県	○	○	○	○	○	○
7	福島県	○	○	○	○	○	○
8	茨城県	○	○	○	○	○	○
9	栃木県	○	○	○	○	○	○
10	群馬県						
11	埼玉県	○	○	○			○
12	千葉県						
13	東京都	○	○	○	○	○	○
14	神奈川県						
15	新潟県	○	○	○			
16	富山県	○	○	○	○	○	○
17	石川県						
18	福井県						
19	山梨県	○	○	○	○	○	○
20	長野県	○	○	○			
21	岐阜県	○	○	○			
22	静岡県						
23	愛知県	○	○	○	○	○	○
24	三重県	○	○	○	○	○	○
25	滋賀県	○	○		○	○	○
26	京都府						
27	大阪府	○	○	○	○	○	○
28	兵庫県	○	○	○			
29	奈良県	○	○	○	○	○	○
30	和歌山県	○	○	○	○	○	○
31	鳥取県						
32	島根県	○	○	○			○
33	岡山県	○	○	○	○	○	○
34	広島県	○	○	○	○	○	○
35	山口県	○	○	○	○	○	○
36	徳島県						
37	香川県	○	○	○	○	○	○
38	愛媛県						
39	高知県	○	○	○			
40	福岡県	○	○	○			
41	佐賀県						
42	長崎県						
43	熊本県	○	○	○	○	○	○
44	大分県	○	○	○	○	○	○
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○
46	鹿児島県						
47	沖縄県	○	○	○	○	○	○
48	札幌市						
49	仙台市						
50	さいたま市						
51	千葉市	○	○	○			
52	横浜市						
53	川崎市	○	○	○	○	○	○
54	相模原市	○	○		○	○	○
55	新潟市						
56	静岡市						
57	浜松市						
58	名古屋市						
59	京都市						
60	大阪市						
61	堺市	○	○	○	○	○	○
62	神戸市	○	○	○	○	○	○
63	岡山市	○	○	○	○	○	○
64	広島市						
65	北九州市	○	○	○	○	○	○
66	福岡市	○	○	○	○	○	○
79	横須賀市						
81	金沢市						
103	熊本市	○	○	○	○	○	○
	合計	41	42	39	30	29	32

# 里親支援機関事業等の委託先（平成22年度）

事業種別	直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等

里親支援 機関事業 42自治体	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	32	14	6	3	0	0	0	5
		養育里親研修	30	13	5	3	0	0	0	5
		専門里親研修	5	39	1	1	0	0	37	0
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	26	7	3	1	1	0	0	2
		訪問支援	25	6	1	2	1	0	0	2
		相互交流	15	20	12	3	1	0	0	4
実施自治体・受託機関数			42	41	16	4	1	0	37	6

里親支援 事業 (経過措置) 27自治体	里親研 修事業	基礎研修	26	3	1	0	0	2	0	0
		専門研修	3	21	0	0	0	0	21	0
	里親養育相談事業	15	4	0	2	1	0	0	0	1
	里親養育援助事業	7	1	0	0	0	0	0	0	1
	里親養育相互援助事業	11	7	5	2	0	0	0	0	0
里親委託推進事業(経過措置)			15							
実施自治体・受託機関数			27	25	5	2	1	2	21	2

(資料9)

# 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

## ① 中学校卒業後の進路（平成21年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,509人	2,305人	91.9%	64人	2.6%	62人	2.5%	78人	3.1%
里親委託児 209人	197人	94.3%	4人	1.9%	3人	1.4%	5人	2.4%
(参考)全中卒者 1,228千人	1,203千人	98.0%	5千人	0.4%	5千人	0.4%	14千人	1.2%

## ② 高等学校等卒業後の進路（平成21年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,444人	187人	13.0%	146人	10.1%	969人	67.1%	142人	9.8%
里親委託児 175人	47人	26.9%	34人	19.4%	75人	42.9%	19人	10.9%
(参考)全高卒者 1,069千人	581千人	54.3%	246千人	23.0%	167千人	15.7%	75千人	7.1%

家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は、平成22年度学校基本調査)

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設











## 里親等委託率(自治体別)

		乳児院入所児童(A)	児童養護施設入所児童(B)	里親等委託児童(C) [(D) + (E)]			里親等委託率 (C)/(A)+(B)+(C)
				里親委託児童(D)	ファミリーホーム委託児童(E)		
1	北海道	25	918	311	289	22	24.8%
2	青森県	25	336	54	54	0	13.0%
3	岩手県	34	299	45	45	0	11.9%
4	宮城県	33	191	46	35	11	17.0%
5	秋田県	24	225	22	22	0	8.1%
6	山形県	12	213	25	15	10	10.0%
7	福島県	16	403	53	53	0	11.2%
8	茨城県	71	720	96	96	0	10.8%
9	栃木県	74	414	93	93	0	16.0%
10	群馬県	34	365	64	49	15	13.8%
11	埼玉県	143	1,146	130	130	0	9.2%
12	千葉県	62	744	171	157	14	17.5%
13	東京都	429	3,753	423	377	46	9.2%
14	神奈川県	67	663	89	89	0	10.9%
15	新潟県	16	97	71	69	2	38.6%
16	富山県	14	168	16	16	0	8.1%
17	石川県	14	166	13	13	0	6.7%
18	福井県	17	156	14	14	0	7.5%
19	山梨県	25	210	71	71	0	23.2%
20	長野県	53	602	46	46	0	6.6%
21	岐阜県	33	502	37	37	0	6.5%
22	静岡県	47	408	109	98	11	19.3%
23	愛知県	90	905	136	136	0	12.0%
24	三重県	31	383	75	75	0	15.3%
25	滋賀県	36	183	86	75	11	28.2%
26	京都府	42	247	16	16	0	5.2%
27	大阪府	116	1,343	52	52	0	3.4%
28	兵庫県	97	999	76	76	0	6.5%
29	奈良県	35	326	27	27	0	7.0%
30	和歌山県	24	304	26	26	0	7.3%
31	鳥取県	33	207	39	39	0	14.0%
32	島根県	27	145	34	34	0	16.5%
33	岡山県	21	315	17	12	5	4.8%
34	広島県	26	482	42	36	6	7.6%
35	山口県	34	493	48	47	1	8.3%
36	徳島県	21	259	31	31	0	10.0%
37	香川県	21	149	29	29	0	14.6%
38	愛媛県	41	457	24	24	0	4.6%
39	高知県	30	361	20	20	0	4.9%
40	福岡県	72	624	90	89	1	11.5%
41	佐賀県	17	228	22	22	0	8.2%
42	長崎県	38	508	28	28	0	4.9%
43	熊本県	58	769	49	49	0	5.6%
44	大分県	14	366	81	77	4	17.6%
45	宮崎県	25	430	53	53	0	10.4%
46	鹿児島県	43	707	40	40	0	5.1%
47	沖縄県	21	395	140	124	16	25.2%
48	札幌市	26	569	94	94	0	13.6%
49	仙台市	27	152	26	26	0	12.7%
50	さいたま市	28	262	26	26	0	8.2%
51	千葉市	20	133	21	21	0	12.1%
52	横浜市	65	522	67	52	15	10.2%
53	川崎市	30	250	78	78	0	21.8%
54	新潟市	12	72	24	23	1	22.2%
55	静岡市	5	99	31	31	0	23.0%
56	浜松市	11	111	19	19	0	13.5%
57	名古屋市	67	573	32	32	0	4.8%
58	京都市	34	380	20	20	0	4.6%
59	大阪市	169	1,044	111	102	9	8.4%
60	堺市	22	268	12	12	0	4.0%
61	神戸市	56	444	25	25	0	4.8%
62	岡山市	15	201	17	16	1	7.3%
63	広島市	10	316	17	17	0	5.0%
64	北九州市	27	376	51	43	8	11.2%
65	福岡市	47	275	85	75	10	20.9%
66	横須賀市	4	122	10	10	0	7.4%
67	金沢市	12	141	9	9	0	5.6%
	合計	2,968	30,594	4,055	3,836	219	10.8%

【平成21年度福祉行政報告例】

情緒障害児短期治療施設の設置状況(都道府県・指定都市・児相設置市別)

(資料16)

		施設数	定員数	在所者数	入所率
	全 国	33	1,573	1,223	77.7
1	北海道	1	50	44	88.0
2	青森県	-	-	-	-
3	岩手県	1	50	44	88.0
4	宮城県	-	-	-	-
5	秋田県	-	-	-	-
6	山形県	-	-	-	-
7	福島県	-	-	-	-
8	茨城県	1	50	34	68.0
9	栃木県	-	-	-	-
10	群馬県	1	53	27	50.9
11	埼玉県	1	60	38	63.3
12	千葉県	-	-	-	-
13	東京都	-	-	-	-
14	神奈川県	-	-	-	-
15	新潟県	-	-	-	-
16	富山県	-	-	-	-
17	石川県	-	-	-	-
18	福井県	-	-	-	-
19	山梨県	-	-	-	-
20	長野県	1	50	17	34.0
21	岐阜県	1	58	46	79.3
22	静岡県	1	50	44	88.0
23	愛知県	2	85	78	91.8
24	三重県	-	-	-	-
25	滋賀県	1	50	46	92.0
26	京都府	1	30	26	86.7
27	大阪府	3	154	141	91.6
28	兵庫県	1	49	47	95.9
29	奈良県	-	-	-	-
30	和歌山県	1	30	28	-
31	鳥取県	1	45	40	88.9
32	島根県	-	-	-	-
33	岡山県	1	50	20	40.0
34	広島県	-	-	-	-
35	山口県	1	50	46	92.0
36	徳島県	-	-	-	-
37	香川県	1	30	24	80.0
38	愛媛県	-	-	-	-
39	高知県	1	30	25	83.3
40	福岡県	1	50	31	62.0
41	佐賀県	-	-	-	-
42	長崎県	1	55	46	83.6
43	熊本県	1	50	39	78.0
44	大分県	-	-	-	-
45	宮崎県	-	-	-	-
46	鹿児島県	1	50	43	86.0
47	沖縄県	-	-	-	-
48	札幌市	-	-	-	-
49	仙台市	1	40	25	62.5
50	さいたま市	-	-	-	-
51	千葉市	-	-	-	-
52	横浜市	1	71	62	87.3
53	川崎市	-	-	-	-
54	相模原市	-	-	-	-
55	新潟市	-	-	-	-
56	静岡市	-	-	-	-
57	浜松市	-	-	-	-
58	名古屋市	1	50	29	58.0
59	京都市	1	50	28	56.0
60	大阪市	2	90	70	77.8
61	堺市	-	-	-	-
62	神戸市	-	-	-	-
63	岡山市	-	-	-	-
64	広島市	1	43	35	81.4
65	北九州市	-	-	-	-
66	福岡市	-	-	-	-
67	横須賀市	-	-	-	-
68	金沢市	-	-	-	-
69	熊本市	-	-	-	-

資料:家庭福祉調べ[平成21年10月1日現在]

## 児童家庭支援センター事業運営事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

	設置数（総計）	附置している施設等の内訳				
		乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	母子生活支援施設	その他
北海道	8		8			
青森県	1		1			
岩手県	1		1			
宮城県	1		1			
秋田県						
山形県	2		2			
福島県						
茨城県	2	1	1			
栃木県						
群馬県	2		2			
埼玉県	3		2	1		
千葉県	3		3			
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県	2		2			
福井県	4		3		1	
山梨県	1		1			
長野県						
岐阜県	3		3			
静岡県	1		1			
愛知県						
三重県	1		1			
滋賀県	1		1			
京都府	2		2			
大阪府	1			1		
兵庫県	5		5			
奈良県	2		2			
和歌山県	1			1		
鳥取県	1			1		
島根県						
岡山県	1					1（社福法人）
広島県						
山口県	4		4			
徳島県	1		1			
香川県	1		1			
愛媛県	1		1			
高知県	3	1	2			
福岡県	1	1	1			1（介護老人保健施
佐賀県						
長崎県	1		1			
熊本県	1		1			
大分県	2		2			
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県	1		1			
札幌市	3		3			
仙台市						
さいたま市						
千葉市	3	1	2		1	
横浜市	1		1			
川崎市	1	1				
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市	1		1			
京都市						
大阪市	1		1			
堺市	1		1			
神戸市	2		2			
岡山市						
広島市						
北九州市	1		1			
福岡市						
横須賀市						
金沢市	1		1			
熊本市						
合計	80か所	5か所	70か所	4か所	2か所	2か所

家庭福祉課調べ（平成22年10月1日現在）

## 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

都道府県市名	か所数等	平成22年10月1日現在			平成21年10月1日現在		
		ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)	ホームか所数 (か所)	定員(人)	現員(人)
1	北海道	7	41	32	3	17	11
2	青森県	3	18	2			
3	岩手県						
4	宮城県	2	12	12	1	6	6
5	秋田県						
6	山形県	2	12	10	2	12	10
7	福島県						
8	茨城県	4	24	19			
9	栃木県	1	6	4			
10	群馬県	5	28	19	2	12	8
11	埼玉県	1	6	3			
12	千葉県	3	17	13	2	12	12
13	東京都	10	60	46	9	53	43
14	神奈川県						
15	新潟県	1	6	3	1	6	3
16	富山県	1	6	6			
17	石川県						
18	福井県						
19	山梨県	3	16	5			
20	長野県						
21	岐阜県						
22	静岡県	3	18	17	1	6	6
23	愛知県	2	12	10			
24	三重県						
25	滋賀県	4	24	21			
26	京都府						
27	大阪府	1	5	4			
28	兵庫県						
29	奈良県						
30	和歌山県						
31	鳥取県						
32	島根県						
33	岡山県	1	6	6			
34	広島県	1	6	6			
35	山口県	1	6	4	1	6	1
36	徳島県	1	6	5			
37	香川県	1	6	5			
38	愛媛県	1	6	2			
39	高知県	1	6	3			
40	福岡県	2	12	8			
41	佐賀県						
42	長崎県	1	5	2			
43	熊本県						
44	大分県	7	42	31	2	12	6
45	宮崎県						
46	鹿児島県	1	5	4			
47	沖縄県	6	36	30			
48	札幌市	2	12	12			
49	仙台市						
50	さいたま市						
51	千葉市						
52	横浜市	7	42	33	1	6	5
53	川崎市	4	24	19			
54	相模原市						
55	新潟市	1	5	1			
56	静岡市						
57	浜松市						
58	名古屋						
59	京都市	1	5				
60	大阪市	3	18	18	1	6	4
61	堺市						
62	神戸市						
63	岡山市	1	6	1			
64	広島市						
65	北九州市	3	18	11	1	6	4
66	福岡市	4	24	21			
67	横須賀市	1	6	6			
68	金沢市						
69	熊本市						
	合計	104	613	454	27	160	119



## 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市）

都道府県市名	か所数等	平成22年10月1日現在			平成21年10月1日現在		
		ホームか所数 (か所)	定員 (人)	現員 (人)	ホームか所数 (か所)	定員 (人)	現員 (人)
1	北海道	2	12	3	1	6	5
2	青森県						
3	岩手県						
4	宮城県						
5	秋田県	1	6	6	1	6	5
6	山形県						
7	福島県						
8	茨城県	2	12	8			
9	栃木県	2	16	11	1	8	5
10	群馬県	1	6	2	1	6	6
11	埼玉県	3	21	15	3	21	8
12	千葉県	4	24	15	4	24	12
13	東京都	18	126	100	18	126	101
14	神奈川県	3	18	8	2	12	8
15	新潟県						
16	富山県						
17	石川県						
18	福井県						
19	山梨県	1	6	2			
20	長野県						
21	岐阜県	1	6	5			
22	静岡県	1	6	3	1	6	5
23	愛知県						
24	三重県	1	6	3			
25	滋賀県	1	6	3	1	6	3
26	京都府						
27	大阪府	2	12	6	2	12	7
28	兵庫県						
29	奈良県						
30	和歌山県	1	6	4	1	6	4
31	鳥取県	3	24	16	3	24	17
32	島根県	1	6	4	1	6	4
33	岡山県	1	6	5			
34	広島県						
35	山口県	1	6	5	1	6	3
36	徳島県						
37	香川県	1	6	3			
38	愛媛県						
39	高知県	1	5	2	1	5	2
40	福岡県						
41	佐賀県						
42	長崎県	1	6	3			
43	熊本県						
44	大分県	1	6	4	1	6	5
45	宮崎県	1	6	1			
46	鹿児島県	1	6	5			
47	沖縄県	1	9	6	1	9	7
48	札幌市	2	12	6			
49	仙台市	1	16	9	1	16	10
50	さいたま市	1	6	6	1	6	4
51	千葉市						
52	横浜市	2	12	8	2	12	10
53	川崎市	1	6	5	1	6	5
54	相模原市						
55	新潟市	1	6	2			
56	静岡市						
57	浜松市						
58	名古屋	1	10	9	1	10	7
59	京都市	1	10	6	1	10	7
60	大阪市	2	10	4	2	10	7
61	堺市						
62	神戸市						
63	岡山市	1	6	3	1	6	5
64	広島市						
65	北九州市	1	10	7	1	10	10
66	福岡市	1	6	4	1	6	3
79	横須賀市						
81	金沢市						
103	熊本市	1	6	3	1	6	6
	合計	73	491	320	57	393	281

## 退所児童等アフターケア事業の実施状況（都道府県・政令指定市・児相設置市別）

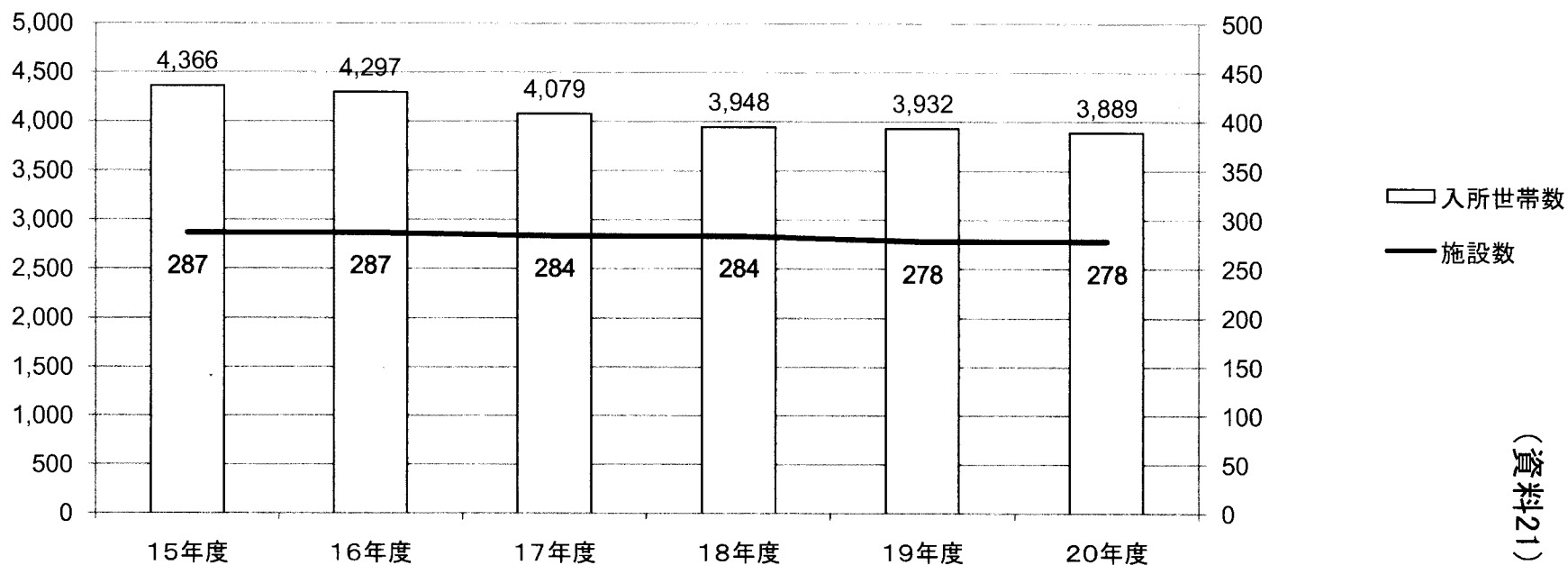
	平成22年度	平成21年度
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県		
東京都	1	1
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県	1	
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府	1	1
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県	1	1
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
札幌市		
仙台市		
さいたま市		
千葉市		
横浜市		
川崎市		
相模原市		
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市	1	1
堺市	1	1
神戸市		
岡山市		
広島市		
北九州市		
福岡市		
横須賀市		
金沢市		
熊本市		
か所数	6か所	5か所

家庭福祉課調べ

# 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

- 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設（児童福祉法第38条）
- 当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者の入所が半数以上を占めるようになり、広域利用の進展、虐待児の増加といった状況が見られ、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

母子生活支援施設の施設数及び入所世帯数の推移



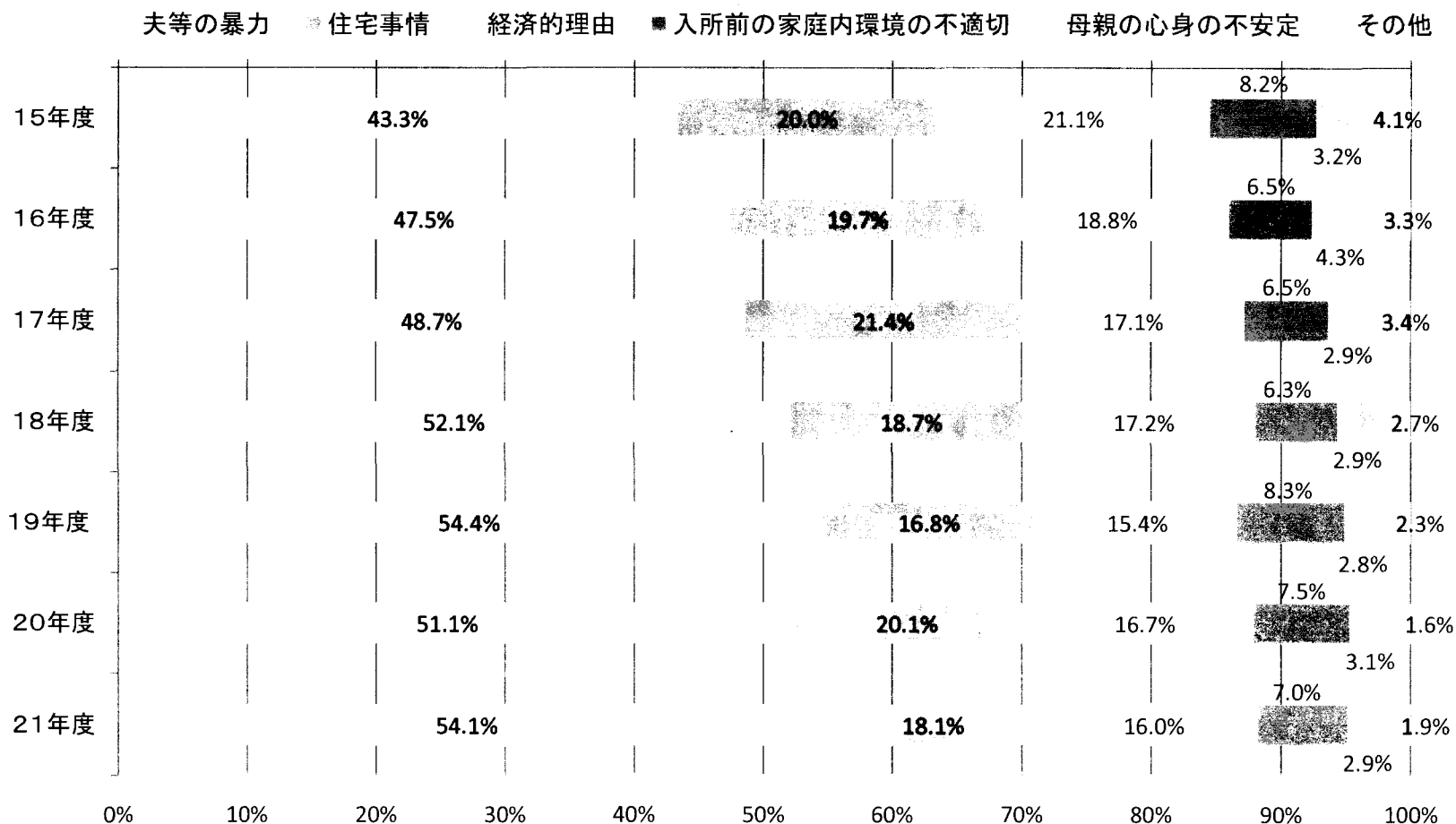
(資料21)

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」及び家庭福祉課調べ(各年度末)

# (1) 入所者に占めるDV被害者の増加

母子生活支援施設の入所理由別の入所状況を見ると、「夫等の暴力」を理由とする者(DV被害者)の割合が高まっており、近年では半数を超えている。

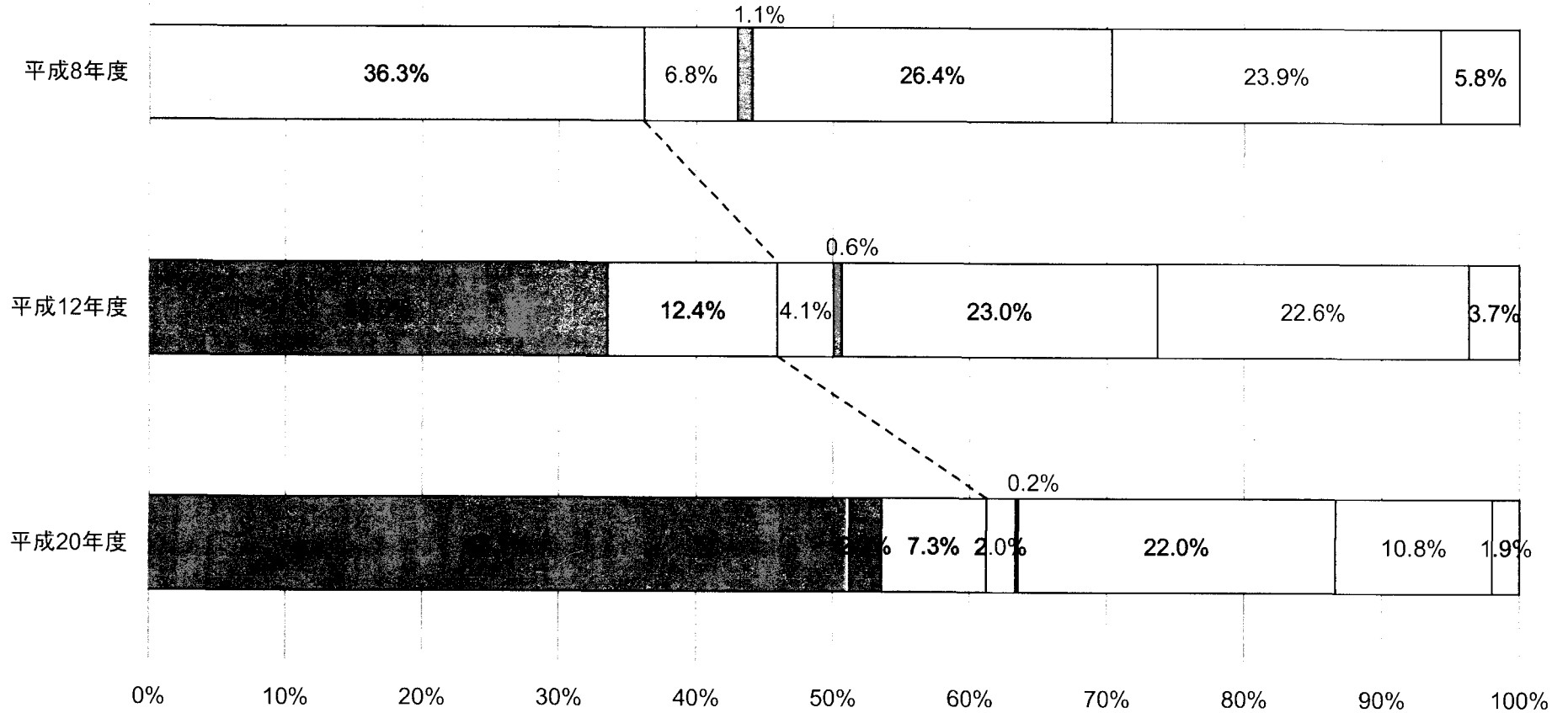
母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移



資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」

## 母子生活支援施設の入所理由別入所状況の推移

夫などの暴力
  児童虐待
  入所前の家庭環境の不適切
  母親の心身の不安定
  職業上の理由
  住宅事情
  経済事情
  その他



資料：全国母子生活支援施設実態調査（社会福祉法人全国社会福祉協議会調べ）

※平成8年度調査においては、「夫などの暴力」及び「児童虐待」の調査項目はない。

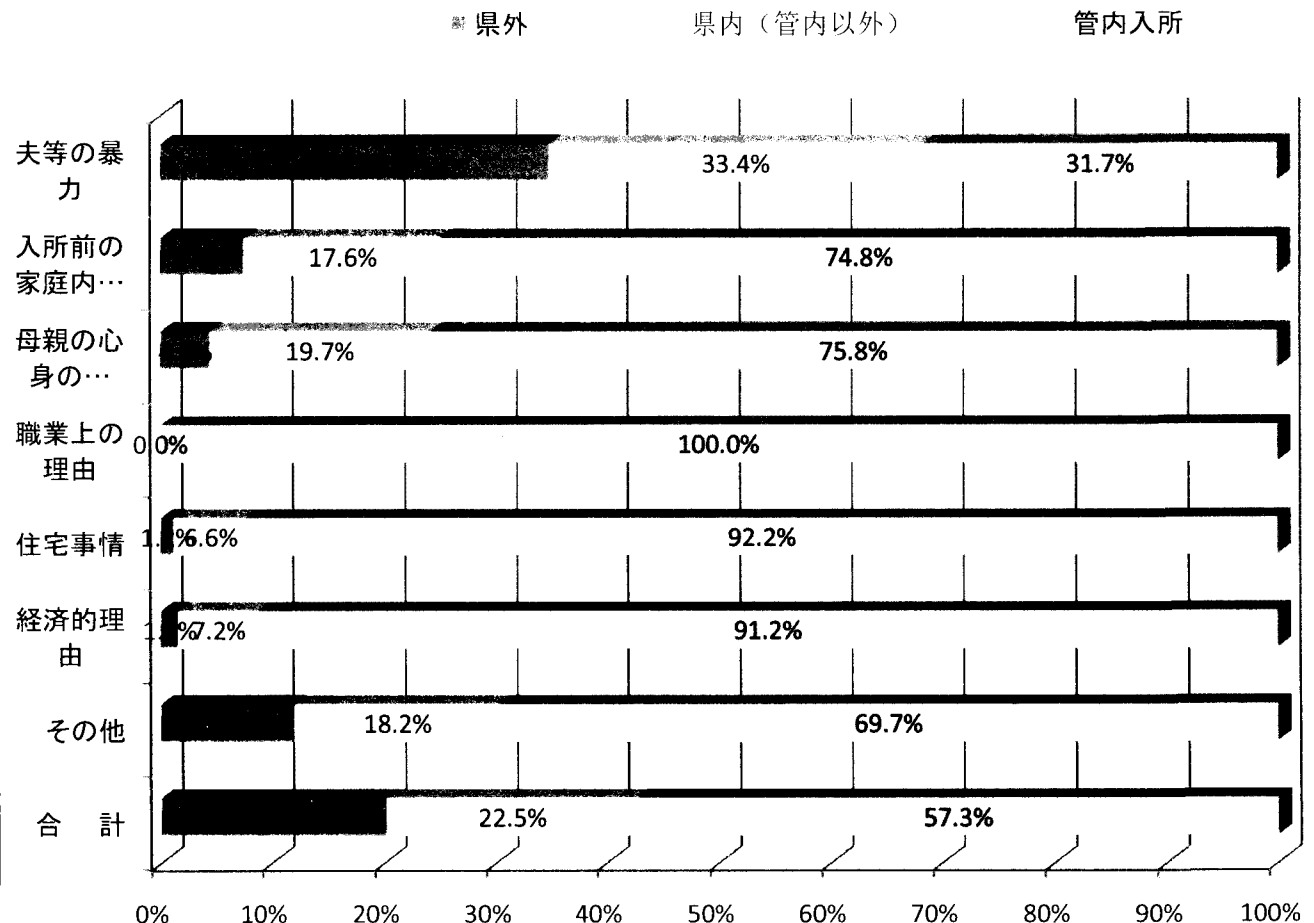
平成12年度調査においては、「児童虐待」の調査項目はない。

## (2) 広域入所の進展

- 「夫等の暴力」を理由とする入所については、加害者からの安全な保護のために広域入所が必要となるケースが多く、「管内入所」「広域入所(県内)」「広域入所(県外)」がほぼ3分の1ずつとなっている。
- 「夫等の暴力」以外の理由とする入所については、管内入所が大部分を占めるが、「夫等の暴力」を理由とする入所の割合が増加しているため、合計で見ても、広域入所が4割を超えている。

母子生活支援施設新規入所 (世帯数)

	広域入所		管内入所	合計
	県外	県内		
夫等の暴力	428 (34.9%)	410 (33.4%)	389 (31.7%)	1227 (100%)
入所前の家庭内環境の不適切	12 (7.6%)	28 (17.6%)	119 (74.8%)	159 (100%)
母親の心身の不安定	3 (4.5%)	13 (19.7%)	50 (75.8%)	66 (100%)
職業上の理由	0 (0%)	0 (0%)	10 (100%)	10 (100%)
住宅事情	5 (1.2%)	27 (6.6%)	379 (92.2%)	411 (100%)
経済的理由	6 (1.6%)	26 (7.2%)	331 (91.2%)	363 (100%)
その他	4 (12.1%)	6 (18.2%)	23 (69.7%)	33 (100%)
合計	458 (20.2%)	510 (22.5%)	1301 (57.3%)	2269 (100%)

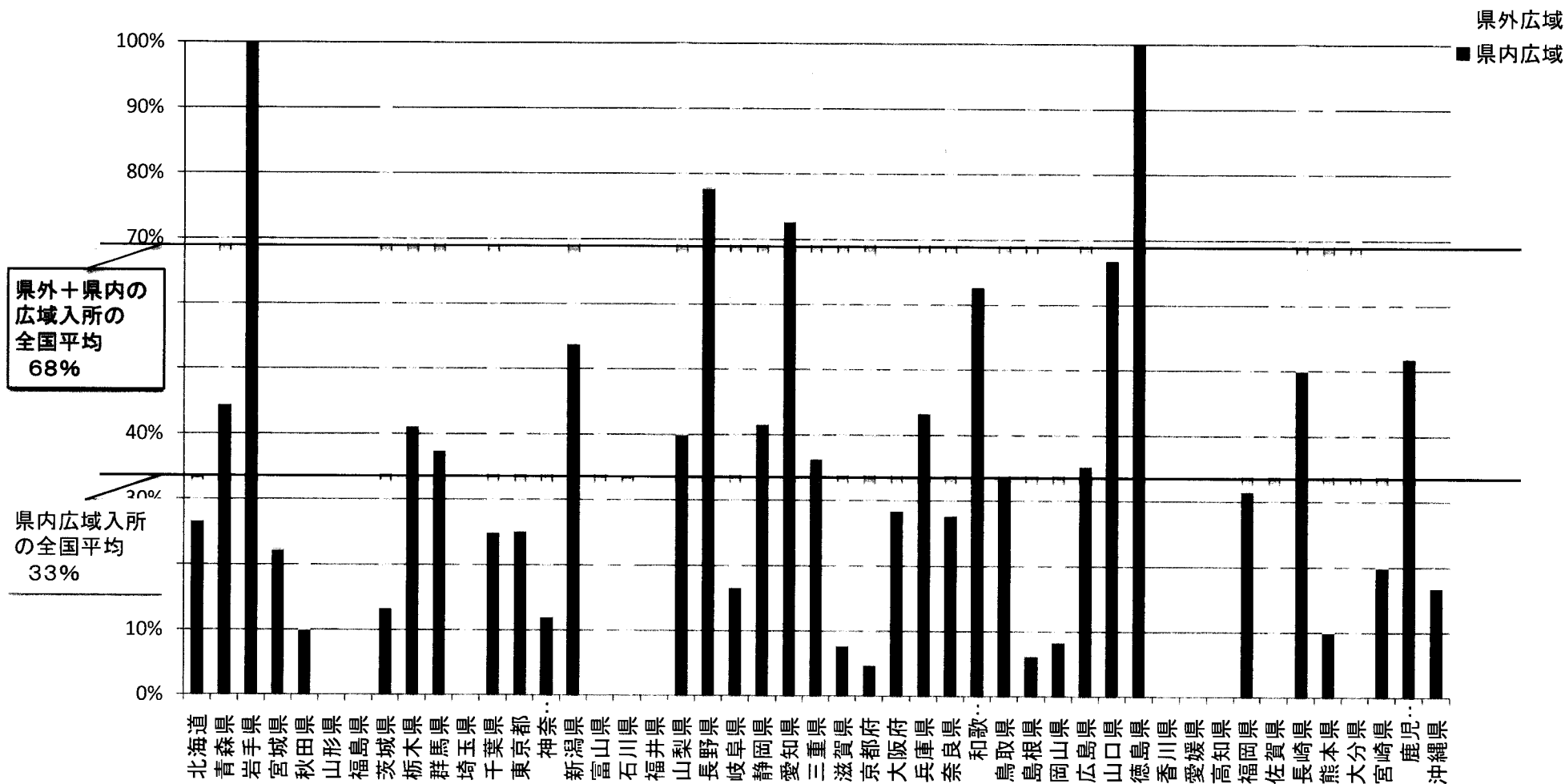


(出典)雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成21年度)

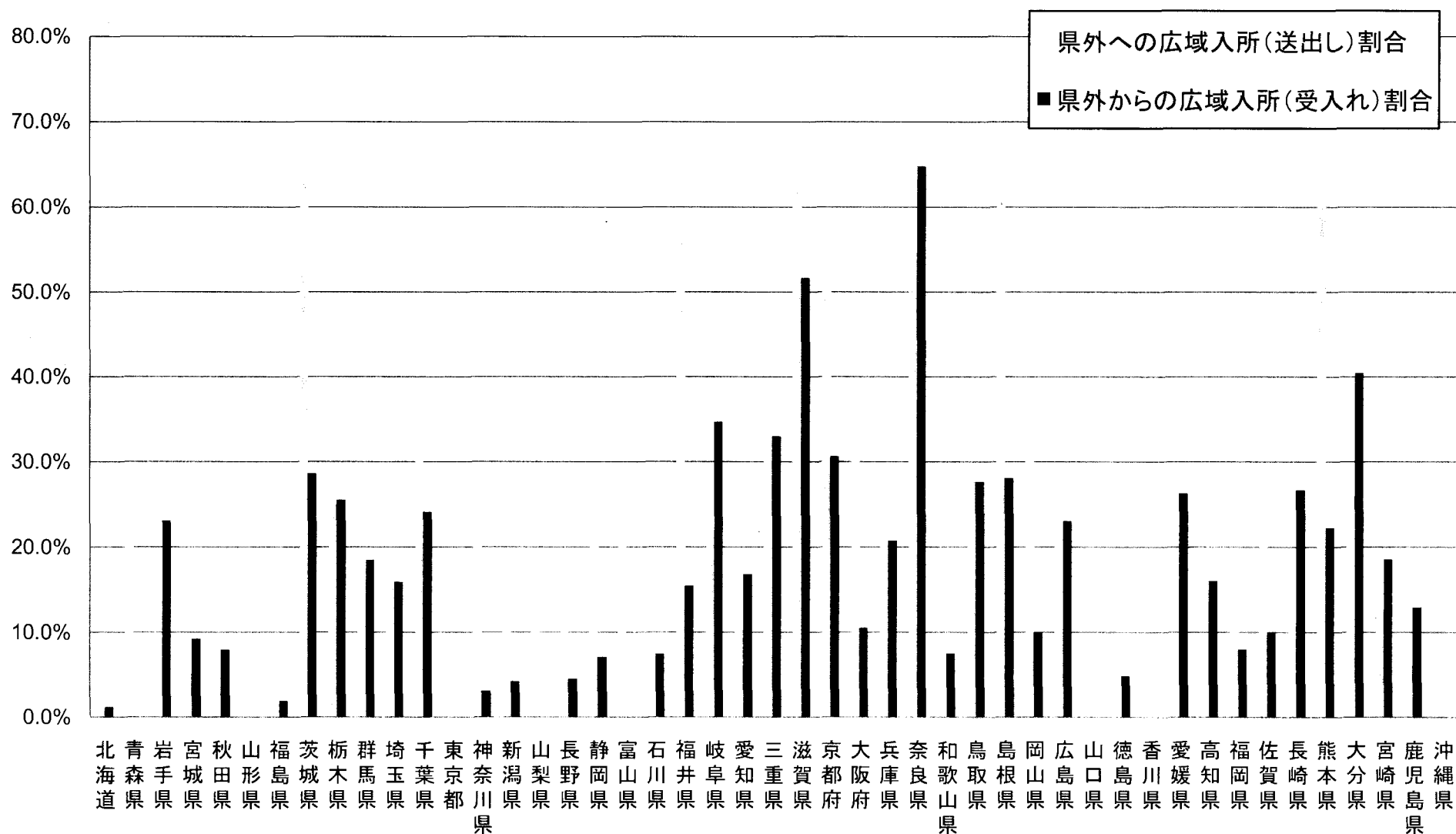
### (3) 広域入所の自治体間格差

- 母子生活支援施設の広域入所の推進については、自治体間の格差が大きい。
- 広域入所の「送出し」も「受入れ」も共に積極的な自治体もあれば、どちらかに偏っている自治体もある。

平成21年度における都道府県別の広域入所(「夫等の暴力」を理由とするもの)の状況 《送出し》



## 母子生活支援施設における県外への広域入所(送出し)及び受入状況(都道府県別)



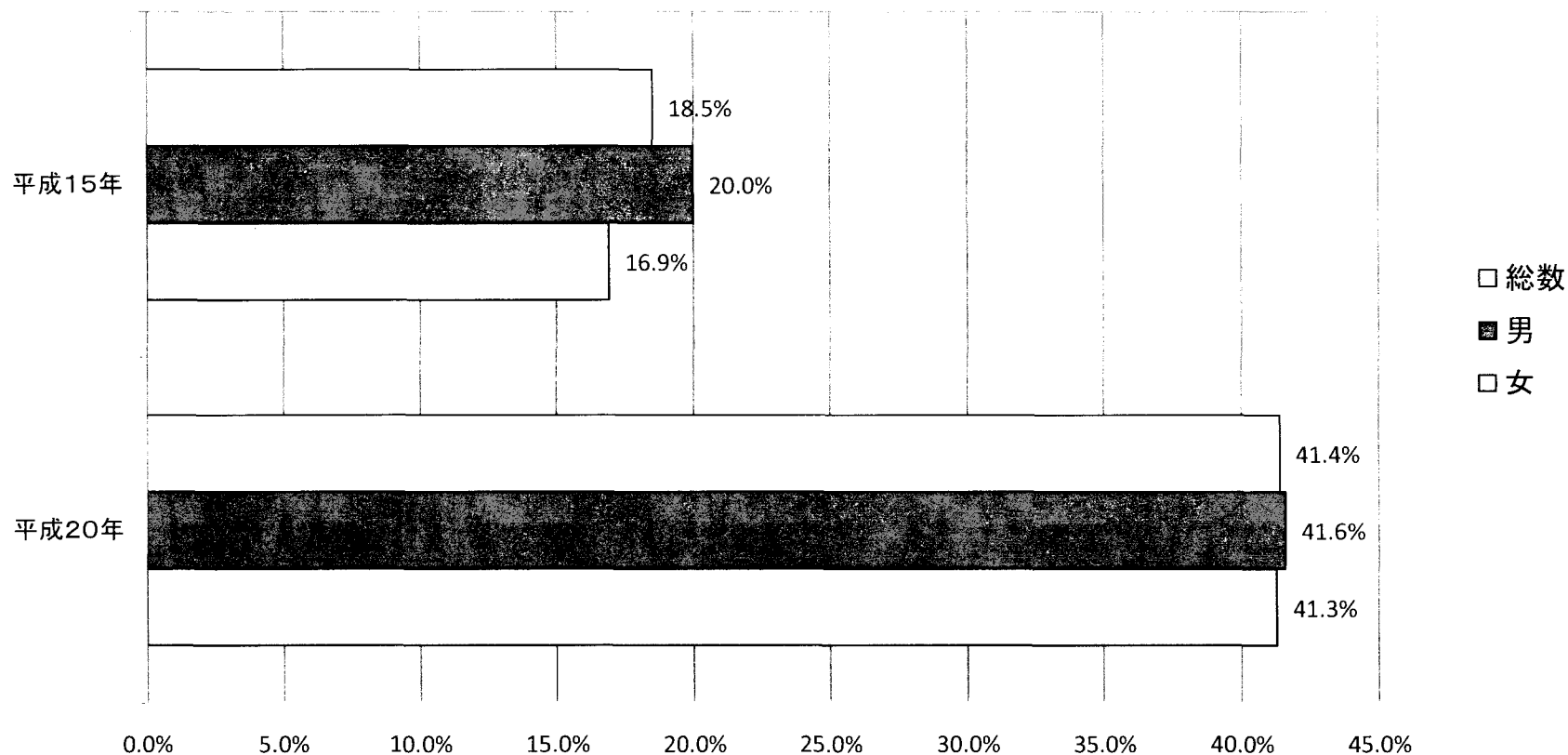
※県外への広域入所措置割合については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる平成21年度末現在の数値  
 県外からの広域入所受入割合については、平成20年度全国母子生活支援施設実態調査による平成20年4月1日現在の数値



## (4) 虐待を受けた児童の増加

母子生活支援施設においては、虐待経験のある児童の入所が増加しており、施設内における児童に対する支援の充実・強化や、児童相談所等との連携が求められている。

母子生活支援施設における虐待経験のある入所児童の割合



(出典) 児童養護施設入所児童等調査結果(5年毎の調査)

注1. 総数には、性別不詳を含む。

注2. 平成15年度からの調査項目である。

# 児童扶養手当について

## 【平成23年度の手当額について】

- 児童扶養手当額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされることとなっている。

※ 年金の物価スライドと同じ取扱い

- 平成23年度の手当額は、平成22年の消費者物価指数が平成17年の指数を0.4%下回るため、法律の規定に従って以下のとおりとなる。

・手当額[月額] (△0.4%)

	(平成22年度)		(平成23年度)
全部支給	41,720円	→	41,550円
一部支給	41,710円～9,850円	→	41,540円～9,810円

## 【父子家庭への支給拡大等について】

- 平成22年8月より父子家庭にも対象拡大を図ったところ。  
円滑な支給事務に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。更なる制度の周知にご努力いただきたい。
- また、受付時間の弾力化など児童扶養手当の申請希望者の便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うなど、引き続き児童扶養手当の適切な運用をお願いする。

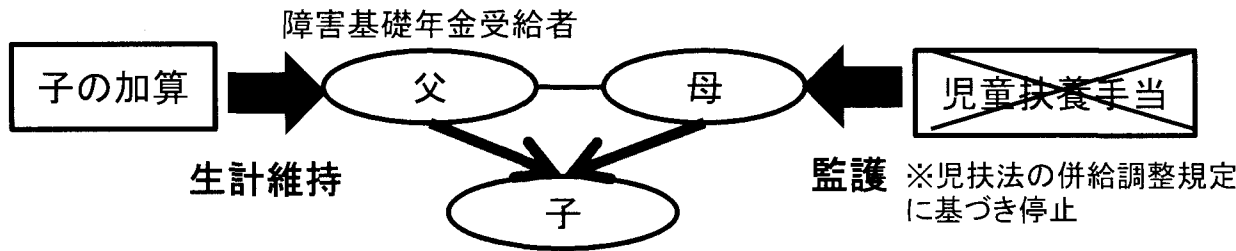
# 障害基礎年金の子の加算の見直しに伴う児童扶養手当の取扱い

- 平成22年4月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成23年4月1日施行）により、障害基礎年金の受給権発生後に子を有することとなった場合にも、障害基礎年金に子の加算を行うこととされ、子の加算の対象範囲が拡大された。
- 児童扶養手当は子が障害基礎年金の加算の対象となっている場合には支給されないため、特段の措置を講じないと、受給権発生後に子を有したため、これまで子の加算対象ではなく児童扶養手当が支給されていた者の児童扶養手当が支給されなくなり、手取りが減少するケースが生じる場合がある。
- 「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成22年法律第40号）の附帯決議においても、上記のケースなど受給世帯に不利な取扱いとならないよう指摘があったことを踏まえ、障害基礎年金の子の加算に係る「生計維持」の取扱いを見直し、児童扶養手当額が子の加算額を上回る場合には、子の加算の対象とはせず、児童扶養手当の支給を可能とする。

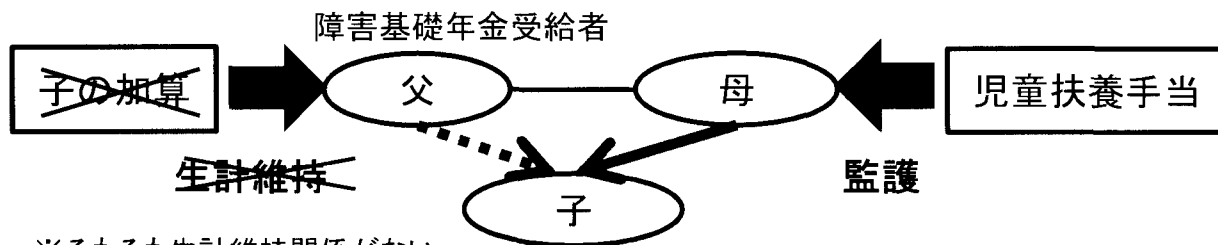
※ 子の加算は、生計維持されている場合に行われるので、「生計維持されていない」との運用が可能になるようにする。

## 調整のイメージ

### 1. 「子の加算」>「児扶」の場合



### 2. 「子の加算」<「児扶」の場合



※そもそも生計維持関係がないため、加算の対象外

## 支給額(月額)

○平成22年度ベース

	障害基礎年金 子の加算	児童扶養手当
第1子	18,991円	41,720円 ~9,850円 (※)
第2子	18,991円	5,000円
第3子 以降	6,325円	3,000円

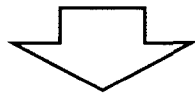
※受給資格者(母等)の所得に応じて

## 母子家庭等自立支援対策について

○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、  
「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化したところである。

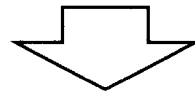
○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、  
「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

**母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）**



### 子育てと生活支援

- ◎ 保育所の優先入所の法定化
- ◎ ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・ サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



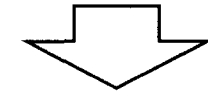
### 就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◆ 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・ 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・ 準備講習付き職業訓練の実施等



### 養育費の確保

- ◎ 養育費相談支援センターの創設
- ◎ 養育費支払い努力義務の法定化
- ◎ 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎ 民事執行制度の改正による履行確保の促進



### 経済的支援

- ◎ 児童扶養手当の支給
- ・ 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。  
◆については、平成23年度予算案において、父子家庭も対象に。

## 就業支援策の推進について

### 就業支援策の推進

平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。「就業支援策」について本格的な取組を開始。

### 現 状

- 母子家庭等を取り巻く経済・雇用環境は厳しい状況。
- 就業支援に関する事業の実施状況について、自治体によって取組に差が生じている。

【参考】就業支援事業の実施割合（平成21年度実績）

◆母子家庭等就業・自立支援センター事業	100.0 %	
◆自立支援教育訓練給付事業	90.0 %	（目標:平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
◆高等技能訓練促進費等事業	81.8 %	（目標:平成26年度までに100%【子ども・子育てビジョン】）
◆母子自立支援プログラム策定事業	52.8 %	



どこに住んでいても支援を受けることができるよう事業の空白地帯を解消するとともに、ハローワーク等の労働関係機関と連携し、効果的に事業を実施することが重要。

## 母子家庭の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 マザーズハローワーク	マザーズハローワーク事業 求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。
3 母子自立支援プログラム策定等事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金事業	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等技能訓練促進費等事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業(育児)と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。 また、安心こども基金を活用して、平成23年度末までに修学を開始した者については、修業全期間を支給対象とする。
6 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。 (事業実施:平成21年度～平成23年度)

※このほか、

「安心こども基金」により「職業訓練受講時の託児サービスの充実」、「職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援」、「就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施」などを実施。

# 母子家庭等就業・自立支援事業

創設:平成15年度  
 相談件数:90,614件(平成21年度)  
 就職件数: 6,794件(平成21年度)

母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

母子家庭等就業・自立支援センター事業

一般市等就業・自立支援事業

支援メニュー

就業支援事業 ★

- ・就業相談・助言の実施
- ・企業の意識啓発・求人開拓の実施

等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーの開催
- ・資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業 ★

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談

等

地域生活支援事業 ★

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施

等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業のためのスキルアップに係るセミナーの開催

等

母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニュー（就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、地域生活支援事業、在宅就業推進事業）の中から地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択し実施

「就業支援事業」及び「地域生活支援事業」について、土日における開所を促進するため、開所日数に応じた加算制度を創設(平成22年度～)

(資料27)

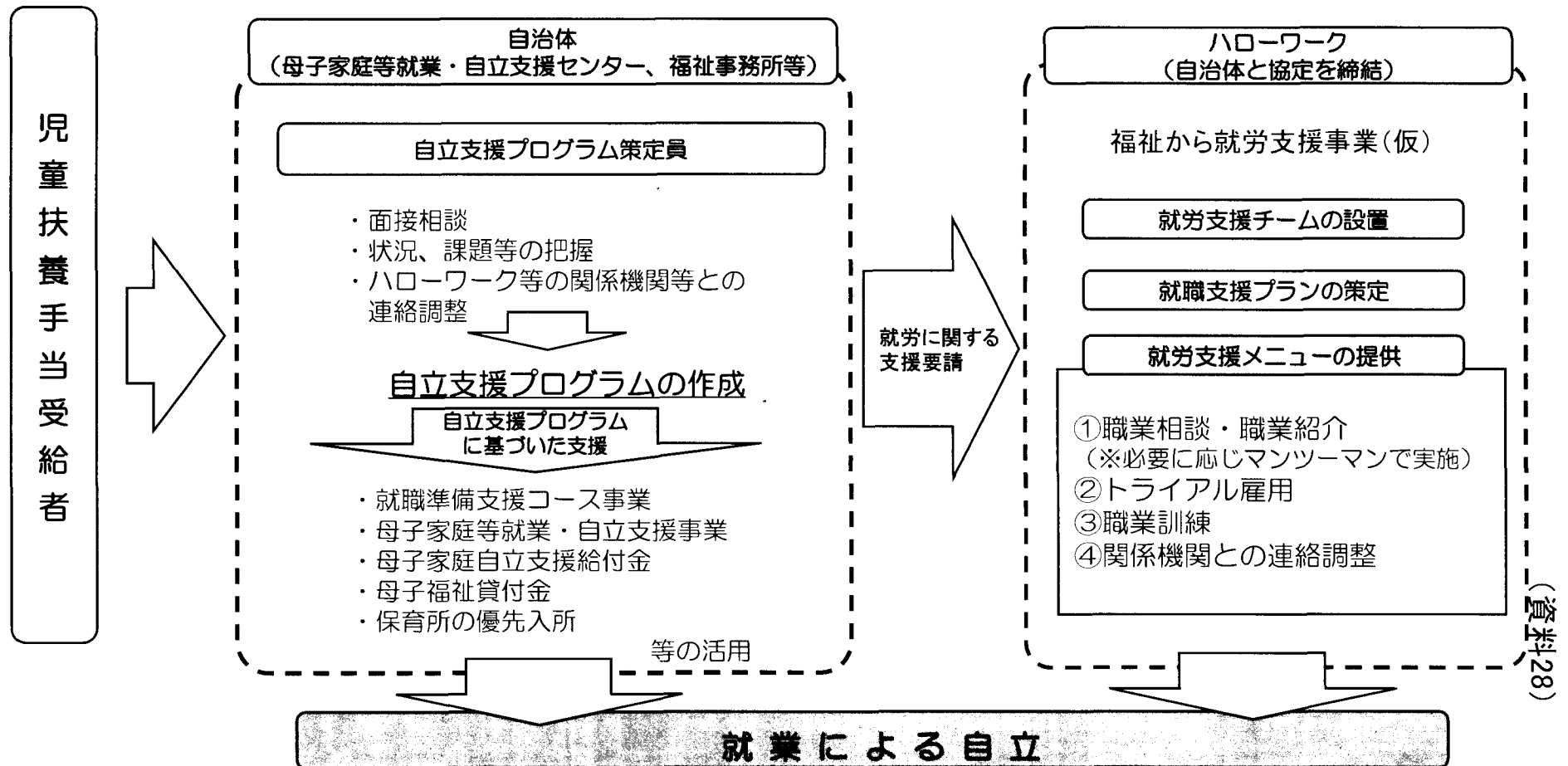
★は父子家庭も対象

# 母子自立支援プログラム策定等事業

創設:平成17年度  
 策定数:7,677件(平成21年度)  
 目標数:20,000件(平成23年度)

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子自立支援プログラム策定等事業を実施している。

また、プログラムの一環として、ハローワークと地方自治体が締結する協定を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労支援を実施する「福祉から就労」支援事業（仮称）を活用し、就労による自立を支援する。





## 自立支援教育訓練給付金事業

創設:平成15年度  
支給件数:2,145件(平成21年度)  
就職件数:1,282件(平成21年度)  
目標:平成26年度までに全都道府県・市・  
福祉事務所設置町村で実施  
(子ども・子育てビジョン)

母子家庭の自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母が、教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部(受講料の2割相当額(上限10万円))を支給する。

### (1) 対象者

母子家庭の母であって、次の全ての要件を満たす方

- ア 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること
- イ 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ウ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して、当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

### (2) 対象となる講座

実施主体である「都道府県・市・福祉事務所設置町村」の長が指定

- ア 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
- イ 就業に結び付く可能性の高い講座
- ウ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

### (3) 支給額

対象講座の受講料の2割相当額(上限100,000円)。ただし、2割相当額が4,000円を超えない場合は支給しない。

# 高等技能訓練促進費等事業

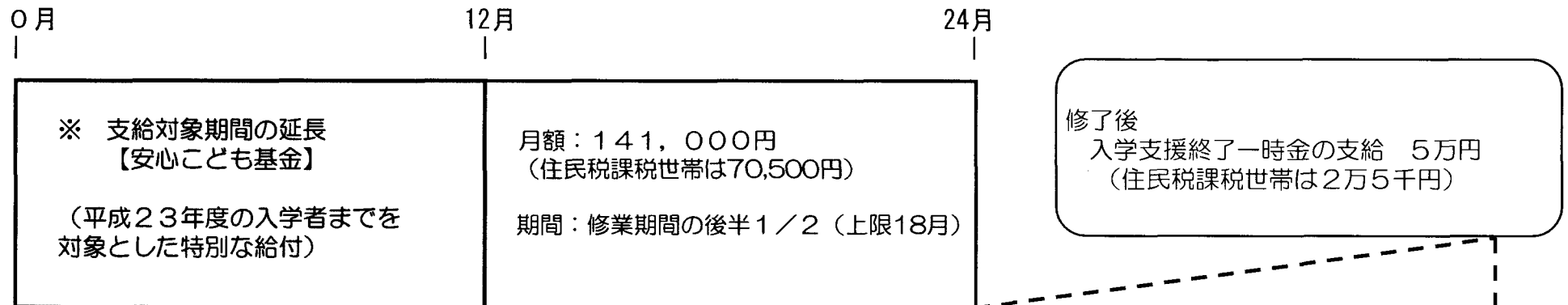
創設：平成15年度  
 支給件数：5,230件（平成21年度）  
 就職件数：1,332件（平成21年度）  
 目標：平成26年度までに全都道府県・  
 市・福祉事務所設置町村で実施  
 （子ども・子育てビジョン）

○母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。【一般会計】

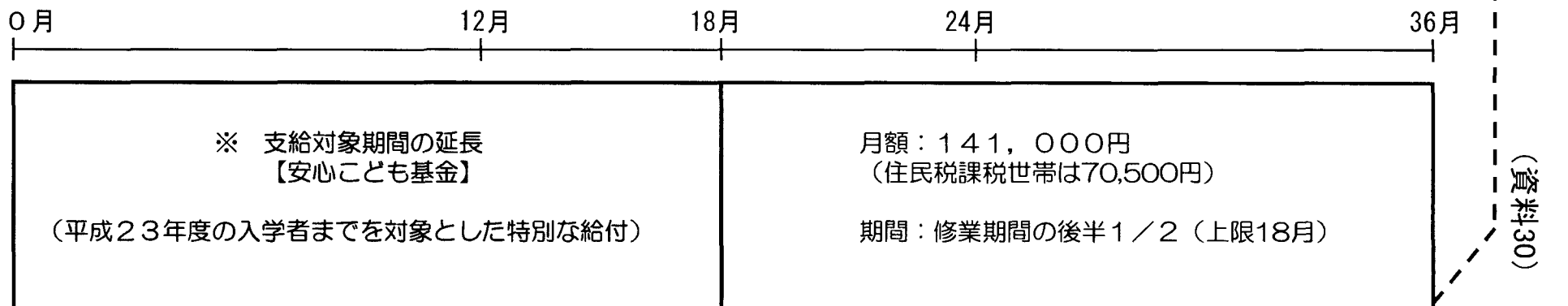
○特に厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、安心こども基金を活用して平成23年度末までに修学を開始した者については、修業全期間を支給対象とするとともに、特別枠を設け支給人員を拡大する。【安心こども基金】

【対象資格】：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

## 例1) 修業期間が2年間の場合



## 例2) 修業期間が3年間の場合



（資料30）

## 高等技能訓練促進費 資格取得の状況

	資格取得者数 (カッコ内は割合)	資格取得者のうち就業に結びついた人数			
		総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	715人 (45.0)	645人	610人	26人	9人
准看護師	754人 (47.4)	585人	436人	118人	31人
介護福祉士	26人 ( 1.6)	22人	17人	2人	3人
保育士	26人 ( 1.6)	22人	14人	7人	1人
理学療法士	13人 ( 0.8)	13人	13人	0人	0人
作業療法士	13人 ( 0.8)	11人	11人	0人	0人
歯科衛生士	12人 ( 0.8)	8人	6人	2人	0人
美容師	8人 ( 0.5)	6人	4人	2人	0人
言語聴覚士	5人 ( 0.3)	5人	5人	0人	0人
柔道整復師	3人 ( 0.2)	2人	1人	0人	1人
鍼灸師	2人 ( 0.1)	2人	2人	0人	0人
鍼灸・あん摩マッサージ師	2人 ( 0.1)	2人	2人	0人	0人
保健師	2人 ( 0.1)	2人	2人	0人	0人
教員	2人 ( 0.1)	1人	0人	1人	0人
社会福祉士	2人 ( 0.1)	2人	1人	1人	0人
その他	5人 ( 0.3)	4人	0人	3人	1人
合 計	1,590人 (100.0)	1,332人	1,124人	162人	46人

平成21年度実績(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)

# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業【安心こども基金】（H23年度まで）

## 1. 事業概要

在宅で子育て等をしてしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。

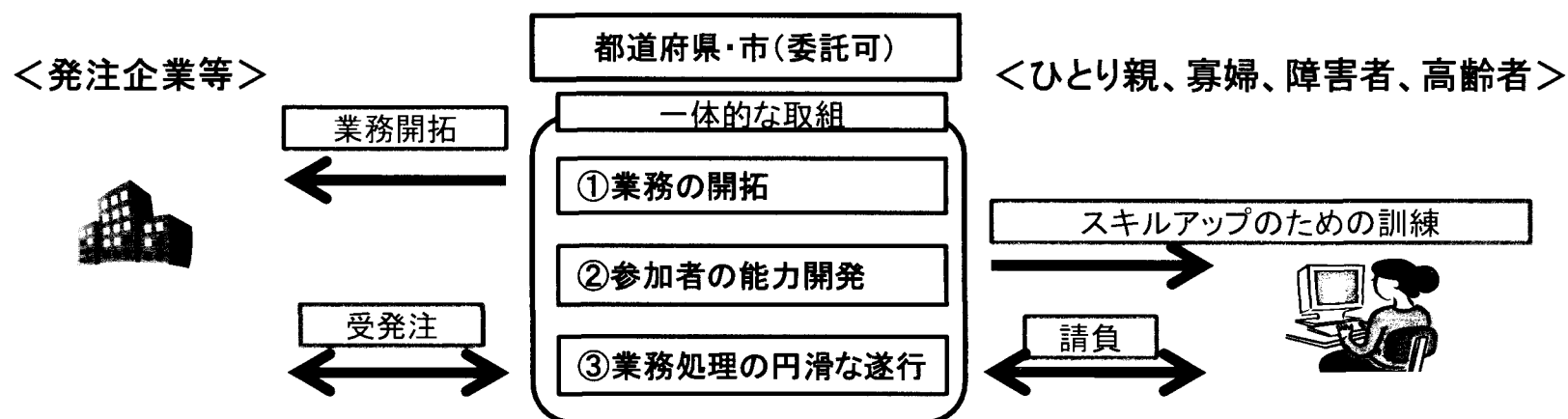
このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む地方自治体（都道府県及び市）の事業に対して助成を行い、普及促進を図る。

なお、本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象とする。

## 2. 実施状況

○国審査分事業（先行実施） 約 53億円  
15都道府県市で実施中

○都道府県審査分事業（全国展開） 約197億円  
13県5市で実施中・予算措置済み又は平成23年度当初予算において措置予定（平成23年1月現在）  
平成23年度補正での予算措置による開始も可能であり、引き続き取り組みを推進



## 在宅就業の拡大を図る本事業の社会的意義

### これからの社会のセーフティーネット

- 母子家庭の母については、就業経験が少なかったり、結婚・出産により就業を中断していたことなどにより、就職・再就職に困難を伴うことが多く、就業してもパートなどの不安定な雇用条件にあることが多い。特に最近の厳しい雇用情勢の中、能力開発をはじめとする就業支援の一層の拡充が求められている。
- 家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である「在宅就業」は、家事や子育ての負担を一人で負うことになる母子家庭の母にとっての良質な就業形態として、その確立が期待される。さらに、「在宅就業」は、高齢者や障害者にとっても、生活を向上させる大きな効果が見込まれる。
- 「生活」と「働くこと」に一生懸命な人々を応援するセーフティーネットとして、「在宅就業」の拡大は、普遍的な意義を有する。

## 活力ある社会への貢献

- 少子化が進行する中で、我が国の人的資源をフルに活用し、また、ひとりひとりの能力開発を進めることは、重要な課題である。
- 在宅就業者グループによる起業の例も多く、あるいは、業務の性格上ITの活用と密接な関係のある「在宅就業」は、経済への貢献という点でも、大きな可能性がある。また、通勤の軽減による環境負荷の軽減など、期待は大きい。

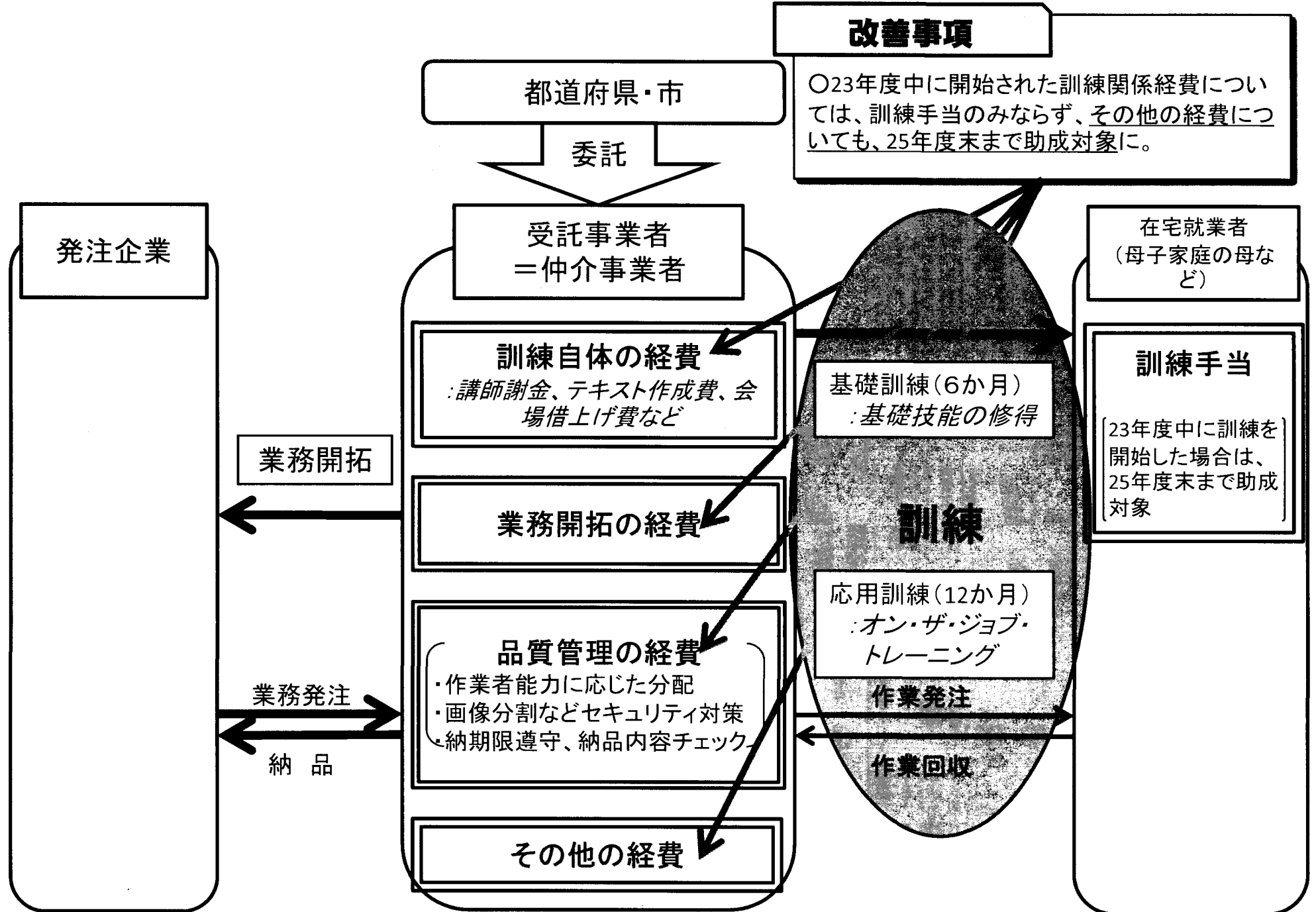
## 地域づくり・地域再生への貢献

- 「在宅就業」は、「地域での生活」と「働くこと」の距離を縮める効果があり、地域住民ひとりひとりのつながりを深める。
- また、「在宅就業」は、就業者が家にこもることを意味しない。地域にワークステーションを設ければ、その周りには地域への新しい参加者が集うことになる。
- 「在宅就業」は、地域づくり・地域再生の観点からも、様々な可能性を有している。

## 「新しい公共」としての位置づけ

- 「在宅就業」は単なる営利事業ではなく、様々な社会的意義を有しており、「新しい公共」（人々の支え合いと活気のある社会をつくるために、国民、企業、NPOなどと政府が協働する）としての位置づけも有している。

# 「ひとり親家庭の在宅就業」のイメージ ～基金期間中～



# 労働関係施策について

## 「福祉から就労」支援事業（仮称）の創設

平成 23 年度予定額 2,810,464 千円

### 1. 趣旨

厳しい雇用情勢の下、住居や生活に困窮する離職者が発生している中、求職活動中の生活を保障する雇用保険制度の他、住居の確保を支援する住宅手当及び総合支援資金貸付、生活保護等がセーフティネットとして機能しているが、社会経済の活性化と持続可能な社会保障制度の確立のためには、雇用施策の担い手であるハローワークと福祉施策の担い手である地方自治体等が、綿密な連携を図り、これらセーフティネット対象者の就労による自立を支援し、いわゆるポジティブ・ウェルフェアを推進することが必要である。

このため、地域ごとに、ハローワークと地方自治体が締結する協定を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労自立支援を実施する。

### 2. 事業内容

生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当（総合支援資金貸付）受給者等を対象として、以下の支援を実施する。

#### (1) 「就労支援チーム」の設置

自治体等と安定所の担当者の双方から構成される「就労支援チーム」を設置し、特に綿密な支援が必要な支援対象者ごとの支援メニューの決定を行うことなどのチーム支援を行う。

#### (2) 「就職支援プラン」の策定

支援対象者に対し、個々人の状況を勘案して安定就職のための「就職支援プラン」を策定する。

#### (3) 「就職支援プラン」に基づいた「就労支援メニュー」の提供

策定したプランの進捗管理を行い、時宜に即した職業相談・職業紹介やトライアル雇用（試用雇用）の活用、職業訓練の受講あっせん等各種事業による就職支援を行う。

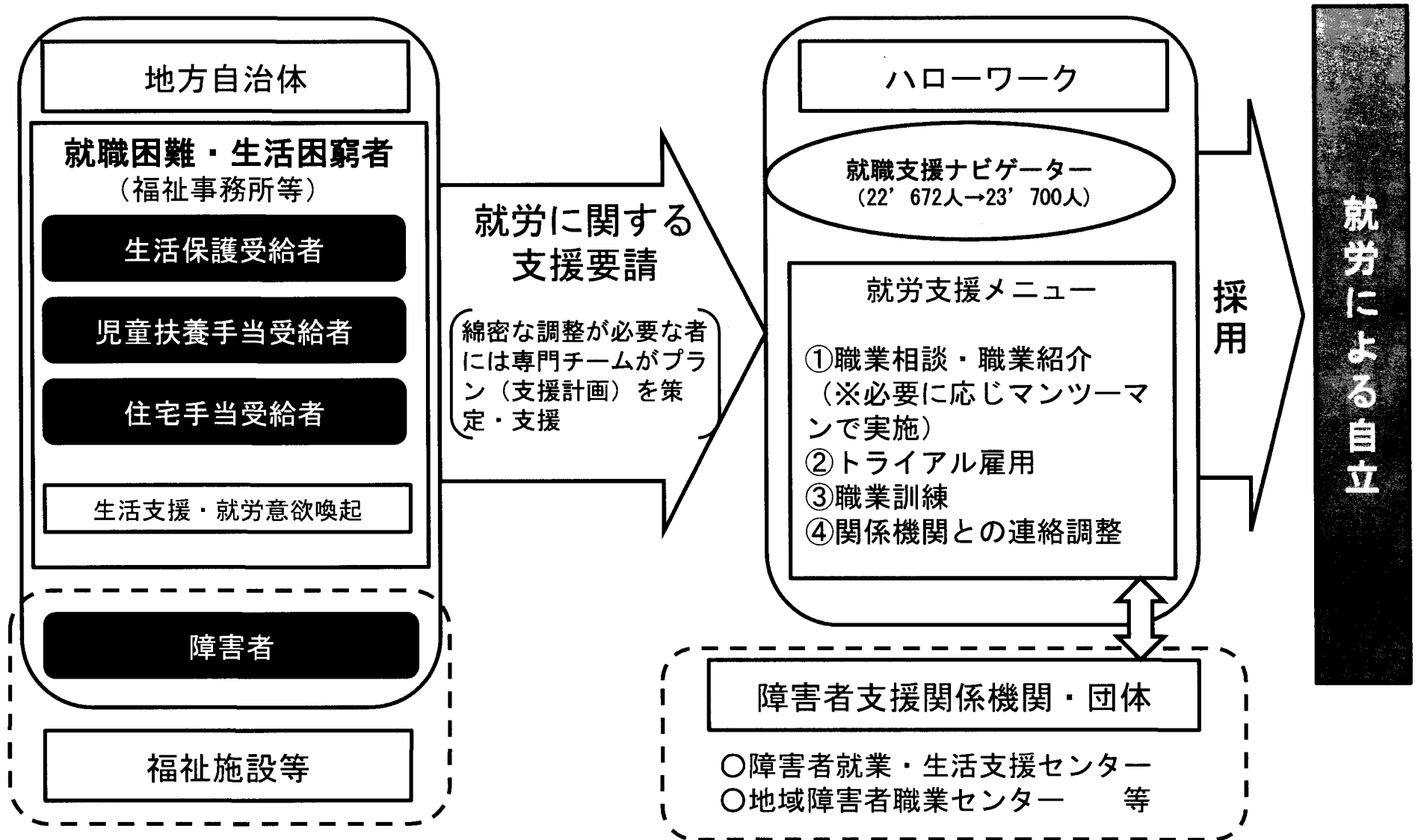
#### (4) 「職業準備プログラム」の実施

チーム支援対象者のうち、就労意欲が不十分な対象者など、就職活動の準備が必要な対象者に対しては、「就労支援メニュー」の実施に先立ち、職場体験講習・職業準備セミナー・個別カウンセリング・グループワークから構成される「職業準備プログラム」を実施し、就職意欲の向上を図りながら、よりきめ細かな支援を行う。



# 「福祉から就労」支援事業(仮称)の概要

地方自治体とハローワークの間で、当該事業に関する協定(支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等)を締結。



# マザーズハローワーク事業の概要

## 概 要

### マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。  
※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

### マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

### マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度より事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」を設置(20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所の計115箇所)。
- ・23年度においては、更に全国に5箇所設置予定。

\* 23年度設置予定のマザーズコーナー5箇所を含め、168箇所を整備

## 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

### ○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

### ○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

# 託児サービスを付加した委託訓練の実施

平成23年度予定額 約2.0億円

対象人員 1,900人

民間教育訓練機関等の施設内託児施設を活用し、又は周辺託児施設と提携し、公共職業訓練の受講者のニーズに応じた託児サービスを提供する場合に、託児サービスに係る委託費をあわせて支給。

【1ヶ月当たり66,000円を付加】

## 事業概要

【対象者】  
原則として就学前の児童を扶養し、  
訓練受講に当たって託児サービスが  
必要な者



### 民間教育訓練機関等

(受講料・託児サービスは無料)

標準3ヶ月

座 学

就  
職

国

委託費  
10/10

都道  
府県

委託費  
1人66,000円/月

### 託児サービスの提供

施設内託児施設

提携周辺託児施設

# 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

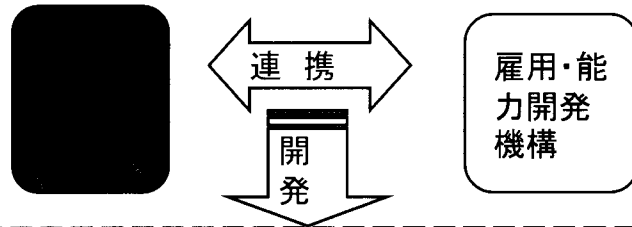
平成23年度予定額 51百万円  
(対象人員 430人)

母子家庭の母等に対する相談・支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同で開発した母子家庭の母等の特性に応じた訓練運営マニュアル及びモデルカリキュラム等を活用した訓練コースを民間機関等において実施することにより、母子家庭の母等の就業促進を図る。

## 訓練の流れ

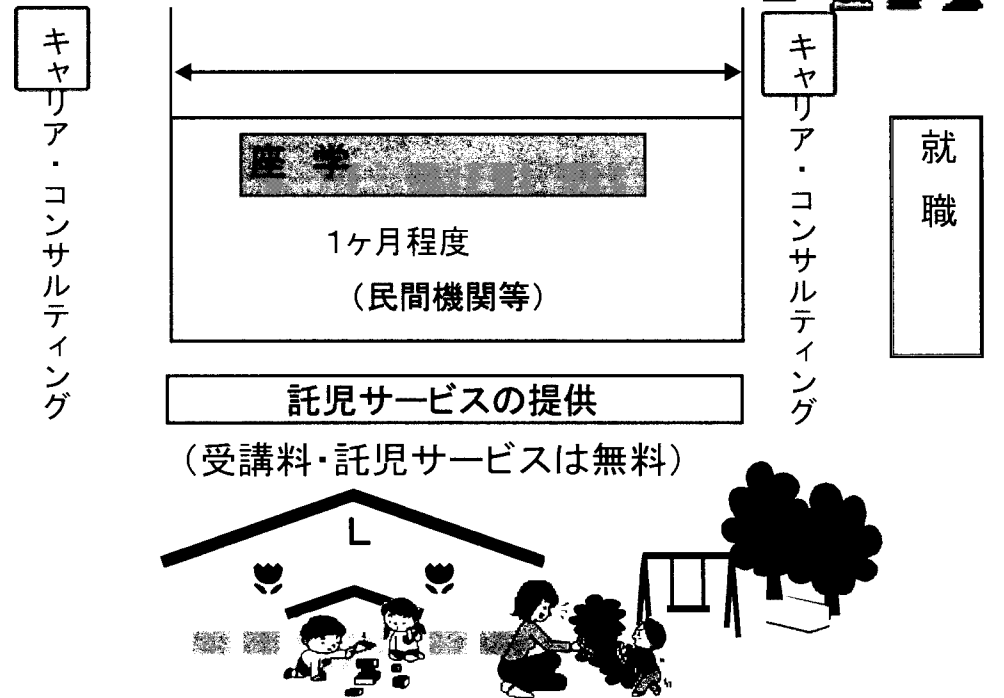
### (1) モデルカリキュラム等の開発

⇒ 平成21年度開発終了



- ① マニュアルの整備
  - ・精神的なダメージを負っていることを踏まえた指導上の配慮・心理的配慮
  - ・話しかけ方、接し方等に対する配慮
- ② モデルカリキュラムの開発
  - ・訓練ニーズの把握
- ③ 適切な訓練の運用
  - ・実施に先立って、委託先の担当者を集め研修を実施

### (2) 職業訓練の実施



# 母子家庭の母等の職業的自立の促進

平成23年度予定額 約4.3億円

対象人員 2,210人

## 1 趣旨

就労経験のない又は就労経験が乏しい母子家庭の母及び生活保護受給者に対して、「準備講習付き職業訓練」を実施し、就職を促進する。

## 2 事業概要

### (1) 対象者

原則として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者であって「自立支援プログラム」に基づき、福祉事務所等を通じて公共職業安定所に支援の要請があった者で、本事業を受けることが適当と認められる者。

### (2) 準備講習付き職業訓練

- ① 就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などを行う「準備講習」(4～5日程度)
- ② 実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」(3～6月程度)をセットにした「準備講習付き職業訓練」を実施。

### (3) 託児サービスを付加した訓練

託児サービスを提供することができる民間教育訓練機関等において実施

## 3 実施方法

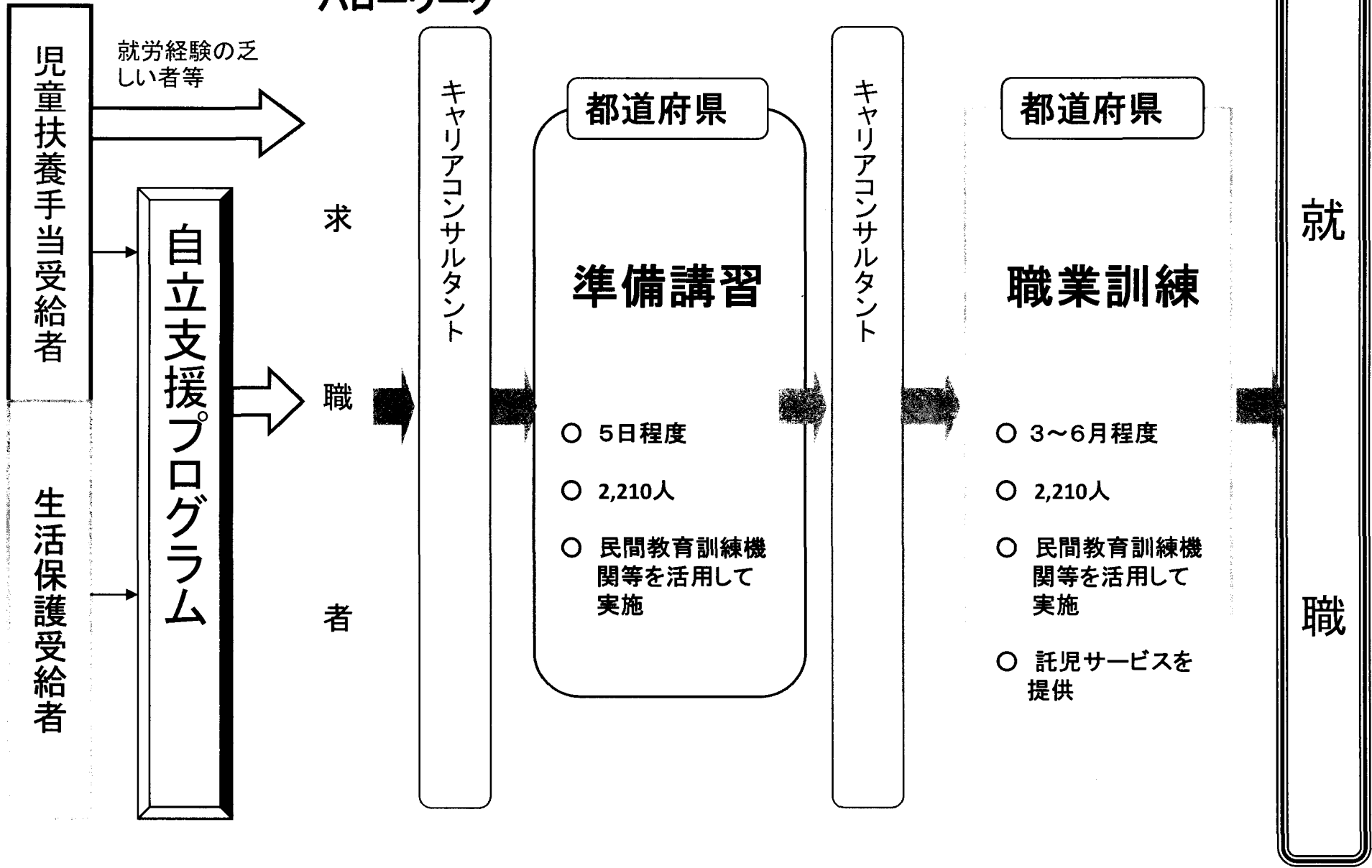
国が都道府県に委託し、都道府県は民間教育訓練機関等を活用して実施。

## 4 実績

受講者数 1,622人、就職率 58.1% (平成21年度)

# 母子家庭の母等の職業訓練機会の拡大

## ハローワーク



# 「緊急人材育成支援事業」について

- 雇用保険を受給できない者（非正規離職者、長期失業者など）等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「訓練・生活支援給付」を内容とした「緊急人材育成支援事業」を実施。

## 緊急人材育成支援事業

### 無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付の実施

#### ① 職業訓練の拡充

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野（医療、介護・福祉等）における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキルを習得するための訓練

#### ② 訓練期間中の生活給付

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付（月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）
- ・ 希望者には貸付を上乗せ（月5万円まで、扶養家族を有する者：月8万円まで）

#### ●事業開始：

21年7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始

21年7月29日 職業訓練順次開始

#### ●実績：【訓練】受講者数

22年度：	208,006人
事業開始からの累計：	256,541人

#### 【給付】受給資格認定件数

22年度：	143,962件
事業開始からの累計：	181,403件

（23年1月25日現在）

緊急人材育成・就職支援基金

23年度～

新たな制度として検討

ハローワーク

ニーズや状況に応じて求職者の送り出し

【離職者等

（雇止め等により離職した非正規労働者等）】

事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主

# 均衡待遇・正社員化推進奨励金の概要

パートタイム労働者、有期契約労働者を雇用する事業主が、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換の推進のため、労働協約又は就業規則により、正社員と共通の処遇制度や正社員への転換制度等を導入した場合に奨励金を支給します。

## ① 正社員転換制度

### I 制度導入（対象労働者1人目）

正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給。

1事業主につき 40万円（大企業：30万円）

### II 転換促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。

労働者1人につき 20万円（大企業：15万円）

※母子家庭の母等の場合は30万円（大企業：25万円）を支給

## ② 共通処遇制度

正社員と共通の処遇制度（※）を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給。

1事業主につき 60万円（大企業：50万円）

（※）正社員と共通の制度で、職務又は職能に応じた3区分以上の評価・資格制度を設け、その格付け区分に応じた基本給、賞与等の賃金等の待遇が定められていることが必要です。

## ③ 共通教育訓練制度

正社員と共通の教育訓練制度（Off-JTに限る）を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上（大企業は30人以上）に実施した事業主に支給。

1事業主につき 40万円（大企業：30万円）

## ④ 短時間正社員制度

### I 制度導入（対象労働者1人目）

短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給。

1事業主につき 40万円（大規模事業主：30万円）

### II 定着促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。

労働者1人につき 20万円（大規模事業主：15万円）

※母子家庭の母等の場合は30万円（大規模：25万円）を支給

\* 中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主  
大規模事業主：中小規模事業主以外の事業主

## ⑤ 健康診断制度

パートタイム労働者又は有期契約労働者に対する健康診断制度（※法令上実施義務のあるものを除く）を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給。

1事業主につき 40万円（大企業：30万円）



母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等(平成21年度実績)

都道府県	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	都道府県				ひとり親家庭生活支援事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	市等							
			自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進事業	母子自立支援プログラム策定等事業			就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
									母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	札幌市、旭川市、函館市、夕張市、釧路市、石狩市、帯広市(7/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市(3/32)	札幌市、旭川市、函館市、美瑛市、芦別市、砂川市、深川市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、室蘭市、苫小牧市、登別市、土別市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市、名寄市(22/35)	札幌市、旭川市、函館市、岩見沢市、滝川市、深川市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、室蘭市、苫小牧市、北見市、富良野市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、小樽市、名寄市(21/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、名寄市(北見市、北見市、釧路市在住者分は道の事業対象に含め実施)(8/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、知内町、帯広市(10/180)	美瑛市(1/180)
	2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	青森市(1/1)	(0/9)	弘前市、八戸市、むつ市(3/10)	(0/10)	青森市、弘前市(2/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)
	3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	盛岡市、大船渡市、釜石市(3/13)	(盛岡市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(1/1)	(0/12)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市(12/13)	盛岡市、大船渡市、北上市、一関市、陸前高田市、八幡平市、奥州市(7/13)	盛岡市、宮古市、釜石市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/35)
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	多賀城市(1/12)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(1/13)	仙台市、塩釜市、多賀城市(3/35)	仙台市、多賀城市(2/35)
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大館市(1/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、湯沢市、由利本荘市、湯上市、北秋田市、仙北市(8/13)	秋田市、大館市、由利本荘市、湯上市、北秋田市(5/13)	秋田市(1/13)	大館市、湯上市、大仙市(3/25)	(0/25)
	6 山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	山形市(1/13)	-	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、天童市、東根市(8/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(4/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市、酒田市(左記の市も含め県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)
	7 福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	郡山市(1/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	(0/59)	(0/59)
関東ブロック	8 茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鹿嶋市(1/32)	-	(0/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)
	9 栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(11/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市(7/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)

(資料33)

		都道府県							市等							
		母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	母子家庭 等就業・ 自立支援 センター 事業	自立支援給付金事 業		母子自立 支援プロ グラム策 定等事業	母子家庭 等日常生 活支援事 業	ひとり親 家庭生活 支援事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム 策定等事業	母子家庭等日常生活支援 事業	ひとり親家庭生活支援事 業
				自立支援 教育訓練 給付金事 業	高等技能 訓練促進 事業					母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事 業			
関東ブロック	10 群馬県	◎	◎	◎	◎	◎		◎	太田市、沼田市 (2/12)	前橋市(1/1)	(0/11)	前橋市、高崎市、桐生 市、伊勢崎市、太田市、 沼田市、館林市、渋川 市、藤岡市、富岡市、安 中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生 市、伊勢崎市、太田市、 沼田市、館林市、渋川 市、藤岡市、富岡市、安 中市、みどり市(12/12)	前橋市、桐生市、伊勢崎 市、藤岡市(左記以外の 市在住者については県 の事業対象に含め実施) (12/12)	(0/36)	(0/36)
	11 埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越 市、熊谷市、川 口市、行田市、 秩父市、所沢 市、飯能市、加 須市、本庄市、東 松山市、狭山 市、羽生市、鴻 巣市、深谷市、 上尾市、越谷 市、蕨市、戸田 市、入間市、鳩ヶ 谷市、朝霞市、 和光市、新座 市、桶川市、久 壽市、北本市、 八潮市、富士見 市、三郷市、蓮 田市、坂戸市、 幸手市、日高 市、吉川市 (35/40)	さいたま市、川 越市(2/2)	(0/38)	さいたま市、川越市、熊 谷市、川口市、行田市、 秩父市、所沢市、飯能 市、加須市、本庄市、東 松山市、春日部市、狭山 市、羽生市、鴻巣市、深 谷市、上尾市、草加市、 越谷市、蕨市、戸田市、 入間市、鳩ヶ谷市、朝霞 市、志木市、和光市、新 座市、桶川市、久壽市、 北本市、八潮市、富士見 市、三郷市、蓮田市、坂 戸市、幸手市、鶴ヶ島 市、日高市、吉川市、ふ じみ野市(40/40)	さいたま市、川越市、行 田市、所沢市、狭山市、 越谷市、新座市、鶴ヶ島 市(左記以外の市在住 者分は県の事業対象に 含め実施)(40/40)	さいたま市、川越市、所 沢市、戸田市、北本市 (5/70)	さいたま市、川越市、熊 谷市(さいたま市以外の 市等在住者分について は県の事業対象に含め て実施)(70/70)	
	12 千葉県	◎	◎	◎	◎	◎			千葉市、船橋 市、松戸市、野 田市、四街道 市、白井市(6/36)	千葉市、船 橋市、柏市 (3/3)	野田市、浦安 市(2/33)	千葉市、船橋市、柏市、 市川市、館山市、木更津 市、松戸市、野田市、成 田市、茂原市、佐倉市、 旭市、習志野市、市原 市、流山市、八千代市、 我孫子市、鎌ヶ谷市、君 津市、浦安市、四街道 市、袖ヶ浦市、印西市、 白井市、富里市、南房総 市、香取市、山武市 (28/36)	千葉市、船橋市、柏市、 館山市、木更津市、松戸 市、野田市、成田市、野 田市、習志野市、市原市、 流山市、八千代市、鎌ヶ 谷市、浦安市、袖ヶ浦 市、印西市、白井市、香 取市、山武市(20/36)	千葉市、船橋市、柏市、 市川市、松戸市、野田 市、流山市、浦安市 (8/36)	千葉市、野田市、佐倉 市、八千代市、鎌ヶ谷 市、浦安市、白井市 (7/56)	千葉市、野田市(2/56)
	13 東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、新宿 区、世田谷区、 杉並区、八王子 市、三鷹市、府 中市、調布市、 日野市、国分寺 市、福生市、日 野市(12/49)	小金井市、 東久留米市 (2/49)	千代田区、中央区、港 区、新宿区、文京区、台 東区、墨田区、江東区、 品川区、目黒区、大田 区、世田谷区、渋谷区、 中野区、杉並区、豊島 区、北区、荒川区、板橋 区、練馬区、足立区、葛 飾区、江戸川区、八王子 市、立川市、武蔵野市、 三鷹市、青梅市、府中 市、昭島市、調布市、町 田市、小金井市、小平 市、日野市、東村山市、 国分寺市、国立市、福生 市、狛江市、東大和市、 清瀬市、東久留米市、武 蔵村山市、多摩市、稲城 市、羽村市、あきる野 市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港 区、新宿区、文京区、台 東区、墨田区、江東区、 品川区、目黒区、大田 区、世田谷区、渋谷区、 中野区、杉並区、豊島 区、北区、荒川区、板橋 区、練馬区、足立区、葛 飾区、江戸川区、八王子 市、立川市、武蔵野市、 三鷹市、青梅市、府中 市、調布市、町田市、小 金井市、小平市、日野 市、東村山市、国分寺 市、福生市、狛江市、東 大和市、東久留米市、武 蔵村山市、多摩市、稲城 市、羽村市、あきる野 市、西東京市(46/49)	中央区、新宿区、墨田 区、江東区、品川区、目 黒区、世田谷区、渋谷 区、中野区、杉並区、豊 島区、北区、荒川区、練 馬区、足立区、葛飾区、 八王子市、立川市、三鷹 市、青梅市、府中市、昭 島市、調布市、町田市、 小金井市、小平市、日野 市、国分寺市、福生市、 東大和市、清瀬市、武蔵 村山市、稲城市、西東京 市(34/49)	八王子市、立川市、武蔵 野市、三鷹市、青梅市、 府中市、昭島市、調布 市、町田市、小金井市、 小平市、日野市、東村山 市、国分寺市、国立市、 福生市、狛江市、東大和 市、清瀬市、東久留米 市、武蔵村山市、多摩 市、稲城市、羽村市、あ きる野市、西東京市 (26/62)	杉並区、三鷹市、国立市 (左記の市以外の市等 在住者分は県の事業対 象に含めて実施)(62/62)	
14 神奈川県	◎	◎	◎	◎		◎		横浜市、川崎 市、相模原市 (3/19)	横浜市、川 崎市、横須 賀市、相模 原市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、横須賀 市、相模原市、平塚市、 鎌倉市、藤沢市、小田原 市、茅ヶ崎市、逗子市、 三浦市、秦野市、厚木 市、大和市、伊勢原市、 海老名市、座間市、南足 柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、横須賀 市、相模原市、平塚市、 鎌倉市、藤沢市、小田原 市、茅ヶ崎市、逗子市、 秦野市、厚木市、大和 市、伊勢原市、海老名 市、座間市、綾瀬市 (17/19)	横浜市、川崎市、相模原 市(3/19)	横浜市、川崎市、相模原 市、横須賀市、平塚市、 鎌倉市、藤沢市、小田原 市、茅ヶ崎市、逗子市、 秦野市、厚木市、伊勢原 市、海老名市、座間市、 南足柄市(町村在住者 分は県の事業対象に含 め実施)(30/33)	横浜市、川崎市、相模原 市(3/33)	

			都道府県					ひとり親 家庭生活 支援事業	母子家庭 等日常生活 支援事業	母子自立 支援プロ グラム策 定等事業	自立支援 教育訓練 給付金事 業	自立支援 教育訓練 給付金事 業	自立支援 教育訓練 給付金事 業	自立支援 教育訓練 給付金事 業	市等				
			母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	母子家庭 等就業・ 自立支援 センター 事業	自立支援 教育訓練 給付金事 業	高等技能 訓練促進 費事業	母子自立 支援プロ グラム策 定等事業								就業・自立支援事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事 業	母子自立支援プログラム 策定等事業
関東ブ ロック	15	新潟県		◎	◎	◎	◎	◎			新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、燕市、五泉市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、十日町市(11/20)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、燕市、南魚沼市(6/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(31/31)	(新潟市以外の市等在住者分には県の事業対象に含め実施)(30/31)		
	16	山梨県	◎	◎	◎	◎		◎			(0/13)	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市(8/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、南アルプス市、北杜市、上野原市(6/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	(0/27)		
	17	長野県	◎	◎	◎	◎	◎		◎		長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	飯田市、飯山市、塩尻市、安曇野市(4/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(16/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市(13/19)	小諸市(1/19)	松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、伊那市、中野市、茅野市、塩尻市(9/77)	(県の事業対象に含め実施)(77/77)	
	18	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(20/23)	静岡市、浜松市、焼津市、牧之原市(4/23)	静岡市、浜松市、袋井市、湖西市(市以外在住者は県の事業対象として実施)(18/37)	静岡市、湖西市(市以外在住者は県の事業対象として実施)(16/37)	
中部ブ ロック	19	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			(0/10)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(15/15)	(県の事業対象に含め実施)(15/15)		
	20	石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			金沢市、小松市(2/10)	(0/9)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(7/10)	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、能美市(5/10)	小松市、白山市、能美市、野々市町、中能登町(5/19)	金沢市、小松市、白山市(左記の市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)		
	21	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			鯖江市、越前市(2/9)	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、越前市、坂井市、南越前町(8/17)	(県の事業対象に含め実施)(17/17)		
	22	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			関市、飛騨市(2/21)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(18/21)	(0/21)	岐阜市、大垣市、本巣市、下呂市(4/42)	岐阜市、可児市(2/42)		
	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎			名古屋、豊橋市、岡崎市、豊田、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、小牧市、東海市、大府市、知多市、日進市、清須市、北名古屋、田原市、常滑市(19/37)	名古屋、豊橋市、岡崎市、豊田、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、小牧市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、みよし市(35/37)	半田市(1/33)	名古屋、豊橋市、岡崎市、豊田、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、みよし市(32/37)	名古屋、豊橋市、岡崎市、豊田、一宮市、春日井市、犬山市、小牧市、知多市、日進市、田原市、清須市、北名古屋(13/37)	名古屋、豊橋市、岡崎市、豊田、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、大府市、小牧市、常滑市、江南市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋、長久手町、美浜町、一色町、幸田町、小坂井町(35/57)	岡崎市、半田市、西尾市、知多市、瀬戸市、春日井市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、清須市、長久手町(12/57)		

ブロック	中 部 ク	都道府県	都道府県							市等						
			母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	母子家庭 等就業・ 自立支援 センター 事業	自立支援 教育訓練 給付金事 業	高等技能 訓練促進 費事業	母子自立 支援プロ グラム策 定等事業	母子家庭 等日常生 活支援事 業	ひとり親 家庭生活 支援事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	就業・自立支援事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事 業	母子自立支援プログラム 策定等事業	母子家庭等日常生活支援 事業
近畿 ブ ロ ッ ク	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/14)	—	(0/14)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松坂市、伊勢市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市(13/14)	いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松坂市、熊野市、名張市(8/14)	四日市市、鈴鹿市、津市、名張市(4/14)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(29/29)	(0/29)
	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大津市、湖南市(2/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、野洲市、湖南市(3/13)	大津市(大津市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(26/26)	大津市、甲賀市、東近江市(3/26)
	26	京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、京丹後市(6/15)	京都市(京都市以外の市等時在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、南丹市(5/26)
	27	大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市(4/4)	寝屋川市、松原市、柏原市、交野市(4/30)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、島本町(34/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市(31/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市(24/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、摂津市、藤井寺市、四條畷市、島本町(大阪府、堺市、高槻市、東大阪市以外の市等在住者分は府の事業対象に含めて実施)(43/43)	大阪市、堺市、貝塚市、枚方市(大阪府、堺市、高槻市、東大阪市以外の市等在住者分は府の事業対象に含めて実施)(41/43)
	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市(4/29)	神戸市、姫路市、尼崎市(西宮市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(4/4)	(0/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、宍粟市、加東市(26/29)	神戸市、姫路市、西宮市、明石市、芦屋市、伊丹市、赤穂市、高砂市、川西市、三田市、丹波市(11/29)	神戸市、姫路市(左記の市、西宮市及び尼崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)	尼崎市、西宮市(左記の市、神戸市及び姫路市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(39/41)
29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	橿原市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市(左記市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	奈良市、河合町、下市町(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	河合町(1/39)	
30	和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	和歌山市、有田市、橋本市、紀の川市、御坊市(5/9)	和歌山市(1/1)	海南市(1/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、田辺市、有田市(4/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	

			都道府県							市等											
			母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	母子家庭 等就業・ 自立支援 センター 事業	自立支援 教育訓練 給付金事 業	高等技能 訓練促進 費事業	母子自立 支援プロ グラム策 定等事業	母子家庭 等日常生 活支援事 業	ひとり親 家庭生活 支援事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	就業・自立支援事業			自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム 策定等事業	母子家庭等日常生活支援 事業	ひとり親家庭生活支援事 業		
											母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事 業	母子自立支援プログラム 策定等事業	母子家庭等日常生活支援 事業				ひとり親家庭生活支援事 業	
中国 ブロッ ク	31	鳥取県	○	◎	◎	◎	◎	◎						倉吉市(1/4)		(0/4)	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市(4/4)	(県の事業対象に含め実施)(4/4)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(0/19)
	32	島根県	◎	◎	◎ (県内の 全市町村 が実施)		◎	◎	◎					松江市、益田市、東出雲市、隠岐の島町(4/21)		(0/21)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安芸市、江津市、雲南市、東出雲市、奥出雲町、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫町、隠岐の島町(21/21)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)	(県の事業対象に含め実施)(21/21)	
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎						岡山市、倉敷市(2/17)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/15)	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、瀬戸内市、美作市(6/17)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市(3/17)	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、備前市、瀬戸内市、美作市、(7/17)	倉敷市(岡山市、倉敷市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/27)	(0/27)
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎						広島市、福山市、呉市(3/22)	広島市、福山市(2/2)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町(21/22)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町(19/22)	広島市、福山市、三原市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、大崎上島町(8/22)	広島市、三原市、府中市、三次市、坂町(5/23)	広島市、呉市(左記及び福山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(22/23)
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎						下関市、長門市(2/13)	下関市(1/1)	(0/12)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市(13/13)	下関市、宇部市、山陽小野田市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/20)
四国 ブロッ ク	36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎					(0/8)	-	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	
	37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎					さぬき市(1/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	(高松市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(16/17)	(0/17)	
	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎					松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市(7/11)	松山市(1/1)	(0/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、東温市(10/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(20/20)	松山市(1/20)	
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎					(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(10/11)	高知市(1/11)	(0/34)	(0/34)	
九州 ブロッ ク	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎						福岡市、北九州市、宗像市、筑紫野市(4/28)	福岡市、北九州市、久留米市(3/3)	(0/25)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(25/28)	福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	福岡市、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(11/28)	福岡市、北九州市、久留米市、田川市、柳川市、小郡市、春日市、大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、那珂川町、篠栗町、水巻町、岡垣町、遠賀町、川崎町(21/60)	福岡市、北九州市、飯塚市、田川市、柳川市、小郡市、春日市、大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、那珂川町、篠栗町、水巻町、岡垣町、遠賀町、川崎町(21/60)	福岡市、太宰府市(2/60)

		都道府県							市等								
		母子家庭及び 寡婦自立促進 計画	母子家庭 等就業・ 自立支援 センター 事業	自立支援給付金事 業		母子自立 支援プロ グラム策 定等事業	母子家庭 等日常生 活支援事 業	ひとり親 家庭生活 支援事業	母子家庭及び寡婦 自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム 策定等事業	母子家庭等日常生活支援 事業	ひとり親家庭生活支援事 業
				自立支援 教育訓練 給付金事 業	高等技能 訓練促進 費事業					母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事 業				
九州 ブロッ ク	41 佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	佐賀市(1/10)	-	佐賀市(1/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、伊万里市、嬉野市(左記以外の市在住者は県の事業対象に含め実施)(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	
	42 長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長崎市、五島市(2/13)	長崎市(1/1)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市(12/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(10/13)	長崎市(長崎市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(23/23)	(県の事業対象に含め実施)(23/23)	
	43 熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市(14/14)	熊本市、人吉市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市(6/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、合志市、天草市、菊陽町、水川町、津奈木町、鏡町(15/47)	熊本市(熊本市以外の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(47/47)	
	44 大分県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大分市(1/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	(0/13)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(11/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、宇佐市、由布市(9/14)	大分市(1/14)	大分市(大分市在住者も含め県の事業対象に含め実施)(18/18)	中津市、佐伯市、竹田市、豊後高田市(4/18)	
	45 宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市(1/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者は県の事業対象に含めて実施)(28/28)	宮崎市(1/28)	
	46 鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鹿児島市、出水市、日置市、阿久根市(4/21)	鹿児島市(1/1)	(0/20)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、長島町(17/21)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、長島町(17/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者は県の事業対象に含めて実施)(21/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者は県の事業対象に含めて実施)(43/43)	鹿児島市(1/43)	
	47 沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市(4/11)	-	那覇市、浦添市(2/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市(5/11)	那覇市、沖縄市(2/11)	(一部の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(29/41)	(一部の市等在住者は県の事業対象に含め実施)(29/41)	
都道府県 合計	継続して実施(◎)	44	47	47	46	42	30	24	平成21年度実施状況								
	平成21年度中に実施(○)	1	0	0	0	0	0	0	205/836 (24.5%)	59/59 (100%)	24/777 (3.1%)	748/836 (89.5%)	676/836 (80.9%)	424/836 (50.7%)	999/1781 (56.1%)	809/1781 (45.4%)	
	実施予定なし	2	0	0	1	5	17	23									

<都道府県を含む実施状況>

母子家庭及び寡婦 自立促進計画	平成21年度実施状況							
	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム 策定等事業	母子家庭等日常生活支 援事業	ひとり親家庭生活支援事 業
	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事 業				
250/883 (28.3%)	106/106 (100%)	24/777 (3.1%)	795/883 (90.0%)	722/883 (81.8%)	466/883 (52.8%)	999/1781 (56.1%)	809/1781 (45.4%)	

## 母子寡婦福祉貸付金償還率（平成21年度）

## ① 母子福祉資金

【都道府県】				【指定都市、中核市】			
区分	平成21年度(%)			区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度		計	過年度	現年度
1 北海道	28.6	4.3	75.6	48 札幌市	26.7	7.5	67.8
2 青森県	52.1	10.8	86.0	49 仙台市	21.5	5.4	69.6
3 岩手県	63.0	15.7	88.9	50 さいたま市	57.9	12.9	91.7
4 宮城県	51.6	12.9	80.3	51 千葉市	47.2	5.7	83.2
5 秋田県	58.6	10.6	87.9	52 横浜市	26.5	3.4	74.2
6 山形県	47.0	11.6	84.3	53 川崎市	23.6	3.5	70.6
7 福島県	52.8	18.8	80.8	54 新潟市	37.6	2.3	82.5
8 茨城県	51.7	11.0	90.0	55 静岡市	45.7	4.6	83.8
9 栃木県	39.4	9.3	72.1	56 浜松市	64.4	19.4	91.5
10 群馬県	47.7	11.4	87.3	57 名古屋市中区	40.4	7.1	85.7
11 埼玉県	56.5	10.2	82.8	58 京都市	21.7	4.1	66.4
12 千葉県	47.4	12.0	72.1	59 大阪市	25.5	8.5	61.9
13 東京都	25.6	8.3	64.7	60 堺市	36.5	9.2	76.8
14 神奈川県	25.0	5.4	72.4	61 神戸市	31.9	7.8	84.2
15 新潟県	49.9	6.8	91.3	62 岡山市	34.0	5.6	76.0
16 富山県	41.5	9.4	85.3	63 広島市	46.0	7.8	85.0
17 石川県	54.2	5.7	90.5	64 北九州市	42.2	9.7	84.4
18 福井県	48.4	8.1	89.1	65 福岡市	17.8	2.2	70.4
19 山梨県	37.9	8.1	81.0	指定都市計	29.1	5.0	76.2
20 長野県	55.2	7.9	88.6	66 旭川市	25.5	5.5	69.8
21 岐阜県	64.2	13.9	89.8	67 函館市	17.9	3.8	69.4
22 静岡県	47.1	6.0	86.6	68 青森市	65.2	14.2	87.9
23 愛知県	62.7	10.1	90.8	69 盛岡市	40.6	6.6	76.8
24 三重県	33.2	6.2	80.3	70 秋田市	52.1	6.1	83.0
25 滋賀県	67.8	7.2	91.4	71 郡山市	39.7	9.8	81.3
26 京都府	50.7	8.3	88.9	72 いわき市	47.3	94.5	79.2
27 大阪府	38.3	6.6	86.4	73 宇都宮市	36.9	6.1	82.9
28 兵庫県	55.9	12.6	91.2	74 前橋市	45.5	9.6	82.4
29 奈良県	38.0	8.5	79.7	75 川越市	79.9	13.4	95.5
30 和歌山県	70.9	9.9	96.1	76 船橋市	53.2	11.3	85.0
31 鳥取県	56.7	17.6	90.4	77 柏市	56.6	2.9	88.2
32 島根県	43.8	7.7	83.5	78 横須賀市	24.6	7.5	69.3
33 岡山県	46.6	9.8	88.0	79 相模原市	27.8	4.2	70.0
34 広島県	55.3	11.1	89.5	80 富山市	49.3	8.9	94.4
35 山口県	32.3	5.9	82.7	81 金沢市	45.5	3.2	89.2
36 徳島県	39.7	5.2	85.6	82 長野市	41.2	11.9	81.9
37 香川県	62.2	16.6	89.7	83 岐阜市	44.0	2.7	85.9
38 愛媛県	45.8	3.1	84.6	84 豊橋市	64.3	12.3	87.2
39 高知県	63.7	7.4	92.4	85 豊田市	47.4	12.8	82.6
40 福岡県	39.1	9.8	81.3	86 岡崎市	57.6	5.7	90.7
41 佐賀県	41.6	12.0	82.0	87 大津市	77.9	30.8	93.4
42 長崎県	40.2	13.0	76.2	88 高槻市	32.9	4.0	81.5
43 熊本県	64.4	14.0	90.9	89 東大阪市	36.3	1.9	81.0
44 大分県	44.5	12.3	82.5	90 姫路市	47.5	7.1	90.5
45 宮崎県	45.9	14.7	83.0	91 西宮市	41.3	7.5	88.6
46 鹿児島県	43.3	12.9	85.7	92 尼崎市	36.2	3.0	87.3
47 沖縄県	33.4	10.8	77.1	93 奈良市	34.1	10.3	70.9
都道府県計	37.6	8.4	79.1	94 和歌山市	48.5	7.8	86.0
				95 倉敷市	49.8	12.4	81.2
				96 福山市	39.4	10.0	83.7
				97 下関市	39.2	7.3	81.4
				98 高松市	36.9	7.8	84.2
				99 松山市	45.7	12.2	76.5
				100 高知市	52.4	11.8	91.9
				101 久留米市	41.5	11.7	80.9
				102 長崎市	48.9	17.3	79.0
				103 熊本市	39.1	10.8	78.9
				104 大分市	41.9	11.9	82.4
				105 宮崎市	28.9	8.8	81.0
				106 鹿児島市	17.3	3.3	67.0
				中核市計	35.6	7.1	79.5
				合計	34.8	7.6	77.7

② 寡婦福祉資金

【都道府県】

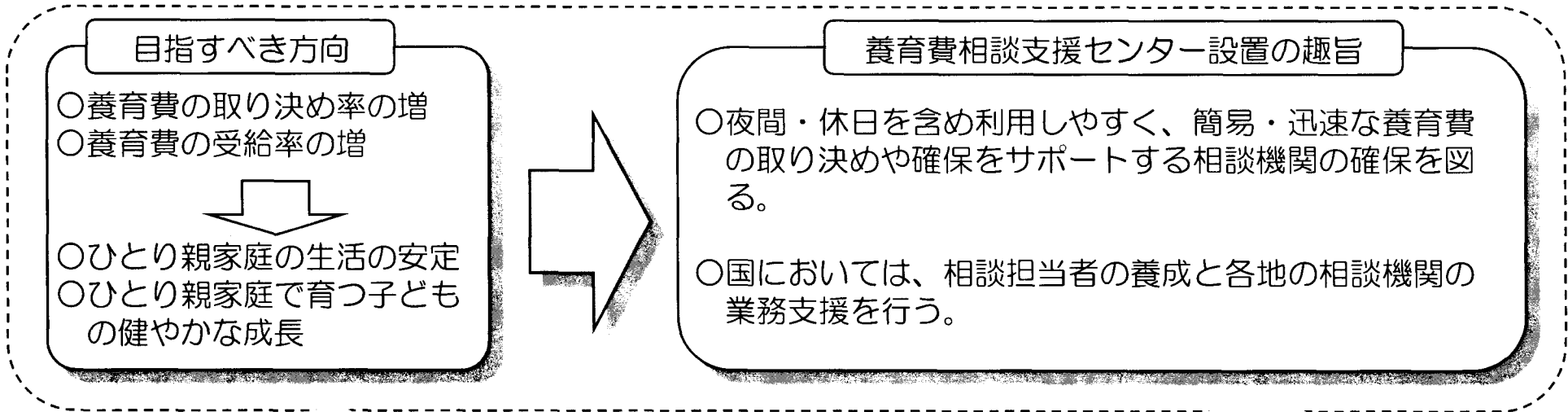
区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	41.4	4.3	84.7
2 青森県	40.7	10.3	92.5
3 岩手県	59.6	25.5	87.0
4 宮城県	49.9	11.4	81.8
5 秋田県	53.6	14.1	87.4
6 山形県	55.5	13.7	89.7
7 福島県	50.9	19.9	77.9
8 茨城県	46.7	9.2	92.3
9 栃木県	33.3	6.7	70.4
10 群馬県	44.3	6.2	97.5
11 埼玉県	61.1	15.4	81.2
12 千葉県	54.0	13.5	85.8
13 東京都	0.0	0.0	0.0
14 神奈川県	29.4	8.4	78.2
15 新潟県	33.7	2.8	88.3
富山県	29.7	5.2	76.8
17 石川県	39.8	4.4	78.8
18 福井県	41.7	11.9	95.5
19 山梨県	23.3	3.5	85.4
20 長野県	45.3	3.8	86.1
21 岐阜県	47.5	2.6	76.4
22 静岡県	33.3	5.7	79.7
23 愛知県	82.7	13.1	96.3
24 三重県	29.8	5.9	79.2
25 滋賀県	66.4	7.6	94.6
26 京都府	32.9	6.8	89.0
27 大阪府	49.8	6.4	92.3
28 兵庫県	38.5	11.2	92.6
29 奈良県	24.8	3.5	93.8
30 和歌山県	47.5	18.9	97.3
31 鳥取県	47.0	13.0	95.2
32 島根県	41.0	5.0	92.4
33 岡山県	20.5	2.7	83.3
34 広島県	35.2	4.9	87.0
35 山口県	24.2	3.2	90.4
36 徳島県	26.0	4.2	88.2
37 香川県	44.9	11.0	90.2
38 愛媛県	35.0	2.2	88.3
39 高知県	62.4	9.6	88.1
40 福岡県	45.5	10.5	92.4
41 佐賀県	38.8	7.4	85.2
42 長崎県	20.5	5.1	72.8
43 熊本県	73.5	2.4	97.0
44 大分県	28.4	18.7	70.3
45 宮崎県	48.7	10.7	89.6
46 鹿児島県	35.7	9.6	91.4
47 沖縄県	39.8	11.9	84.1
都道府県計	39.7	7.5	86.6

【指定都市、中核市】

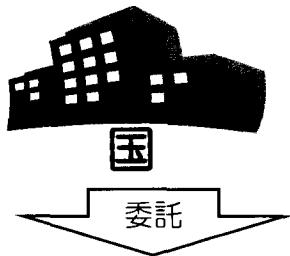
区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	37.0	12.0	75.4
49 仙台市	18.7	6.1	71.8
50 さいたま市	85.4	24.1	97.9
51 千葉市	54.3	2.7	90.0
52 横浜市	27.2	3.5	78.5
53 川崎市	25.0	4.6	79.7
54 新潟市	60.6	13.8	93.3
55 静岡市	45.2	3.7	87.7
56 浜松市	64.5	10.4	91.0
57 名古屋市長	48.0	5.5	92.7
58 京都市	26.1	3.9	80.9
59 大阪市	25.2	7.2	62.7
60 堺市長	41.1	8.1	83.6
61 神戸市長	21.5	5.2	83.8
62 岡山市	14.3	1.5	86.2
63 広島市長	46.1	6.2	88.3
64 北九州市	46.9	9.5	82.0
65 福岡市長	19.2	2.4	75.1
指定都市計	33.6	5.3	83.0
66 旭川市長	45.9	8.3	88.5
67 函館市長	14.6	0.6	77.1
68 青森市長	88.4	25.0	94.7
69 盛岡市長	32.7	5.3	72.1
70 秋田市長	73.9	10.1	93.6
71 郡山市	44.2	8.9	97.6
72 いわき市長	44.1	12.9	69.2
73 宇都宮市長	23.0	3.4	97.6
74 前橋市長	38.1	6.9	94.5
75 川越市長	77.4	7.7	96.1
76 船橋市長	55.5	21.0	85.5
77 柏市長	39.1	0.5	98.5
78 横須賀市長	23.3	6.1	63.9
79 相模原市長	30.9	14.2	66.4
80 富山市長	21.3	4.7	100.0
81 金沢市長	33.1	6.6	91.9
82 長野市長	60.0	2.4	98.3
83 岐阜市長	30.0	1.5	91.6
84 豊橋市長	100.0	0.0	100.0
85 豊田市長	100.0	100.0	100.0
86 岡崎市長	100.0	0.0	100.0
87 大津市長	47.3	24.9	91.5
88 高槻市長	36.8	1.8	86.2
89 東大阪市長	46.6	2.8	90.4
90 姫路市長	52.6	13.8	98.4
91 西宮市長	26.1	0.6	83.0
92 尼崎市長	80.0	9.3	98.1
93 奈良市長	32.1	7.8	77.9
94 和歌山市長	49.9	3.0	96.3
95 倉敷市長	17.0	1.6	86.2
96 福山市	30.8	3.0	87.2
97 下関市長	42.7	20.7	85.2
98 高松市長	16.1	3.0	99.0
99 松山市	26.6	7.0	80.6
100 高知市長	43.0	8.0	95.7
101 久留米市長	44.1	18.7	86.9
102 長崎市長	34.6	4.4	84.7
103 熊本市	51.7	16.2	95.6
104 大分市長	11.1	5.3	42.2
105 宮崎市長	17.3	3.6	92.0
106 鹿児島市長	18.7	3.1	78.0
中核市計	33.1	6.1	86.2
合計	36.6	7.0	84.3



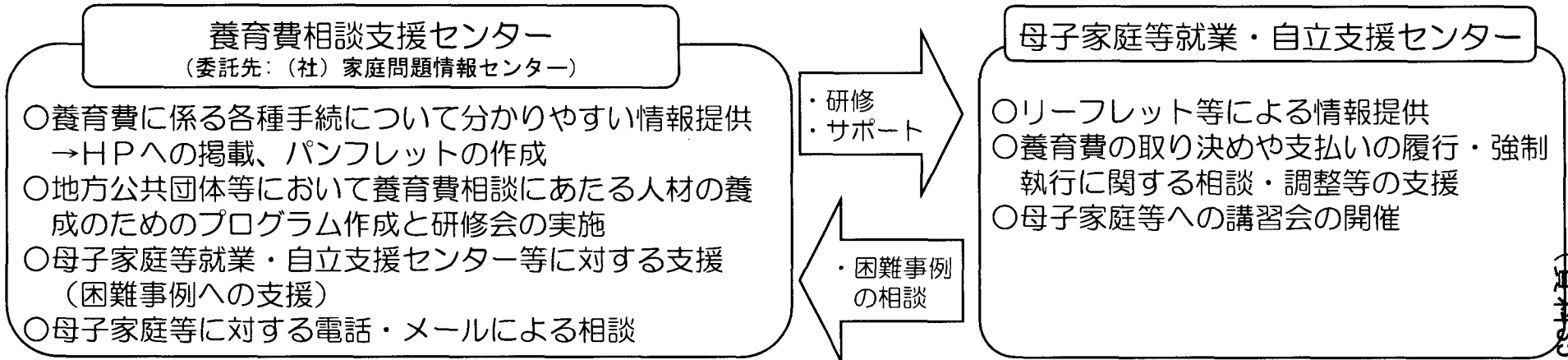
# 養育費相談支援センター



274



## 《養育費の相談支援のスキーム》



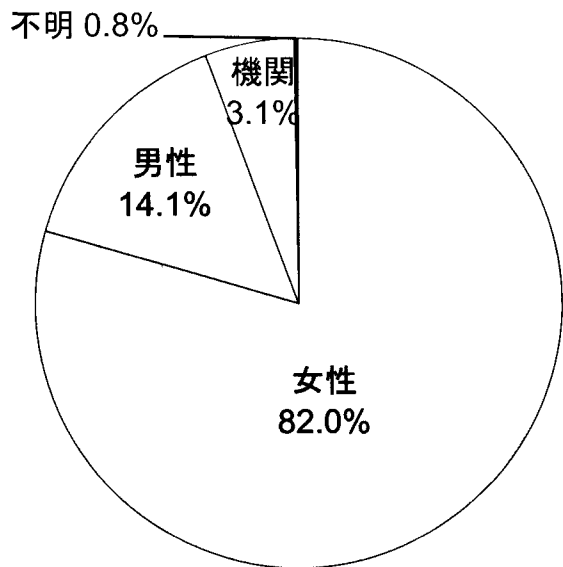
(資料35)

養育費相談支援センター 電話相談: 0120-965-419(携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108  
 [相談時間: 月~土(年末年始、祭日を除く) 10:00~20:00]

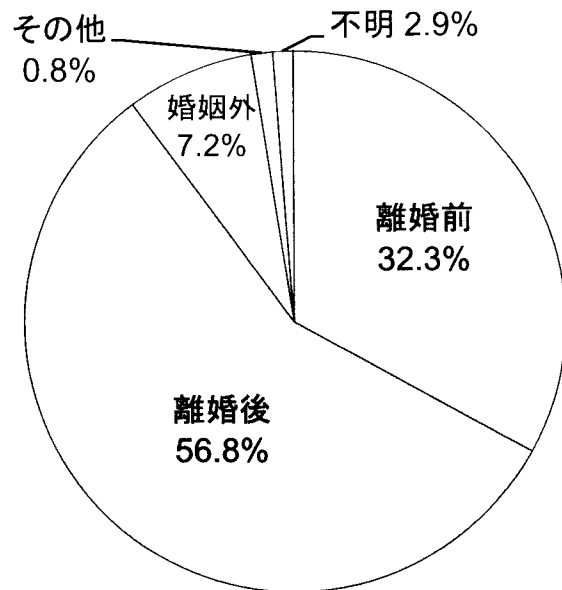
# 養育費相談支援センターにおける相談実績等 (H21.4~H22.3)

相談

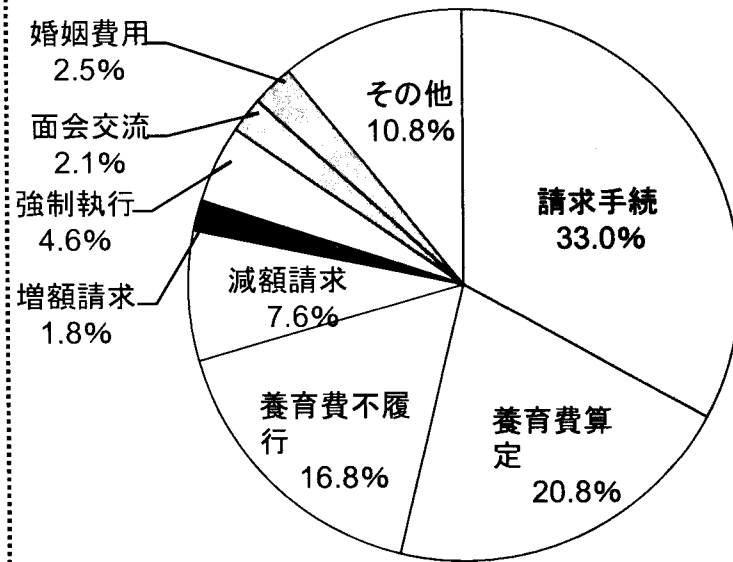
相談者別内訳 (N=5,162)



相談時期内訳 (N=5,162)



相談内容内訳 (N=6,289) ※複数選択有



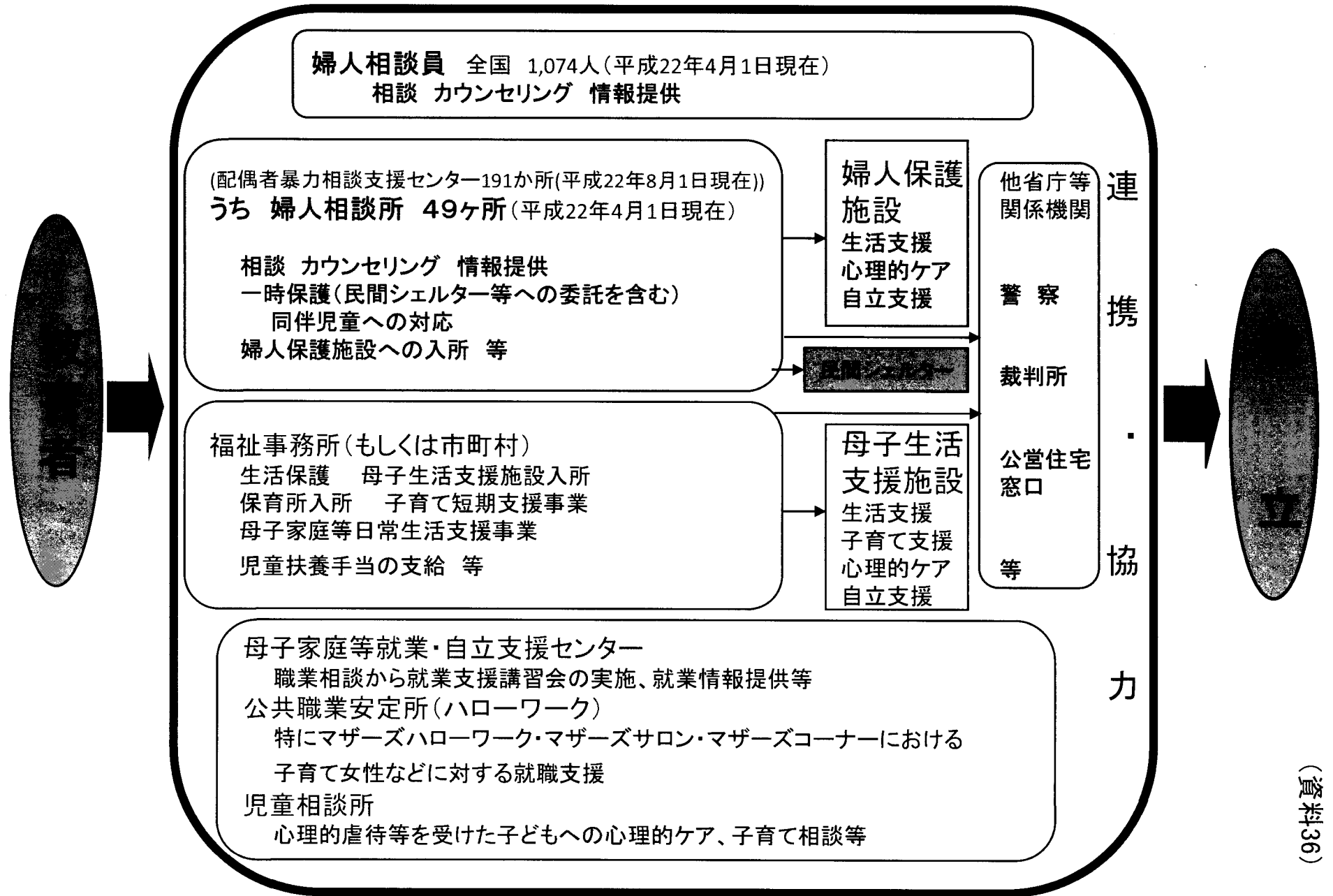
研修

○母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員を対象とした全国研修会の実施 (7月、9月、11月)

○地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣 (H21.4~H22.3) 86か所

# 厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組

276



(資料36)

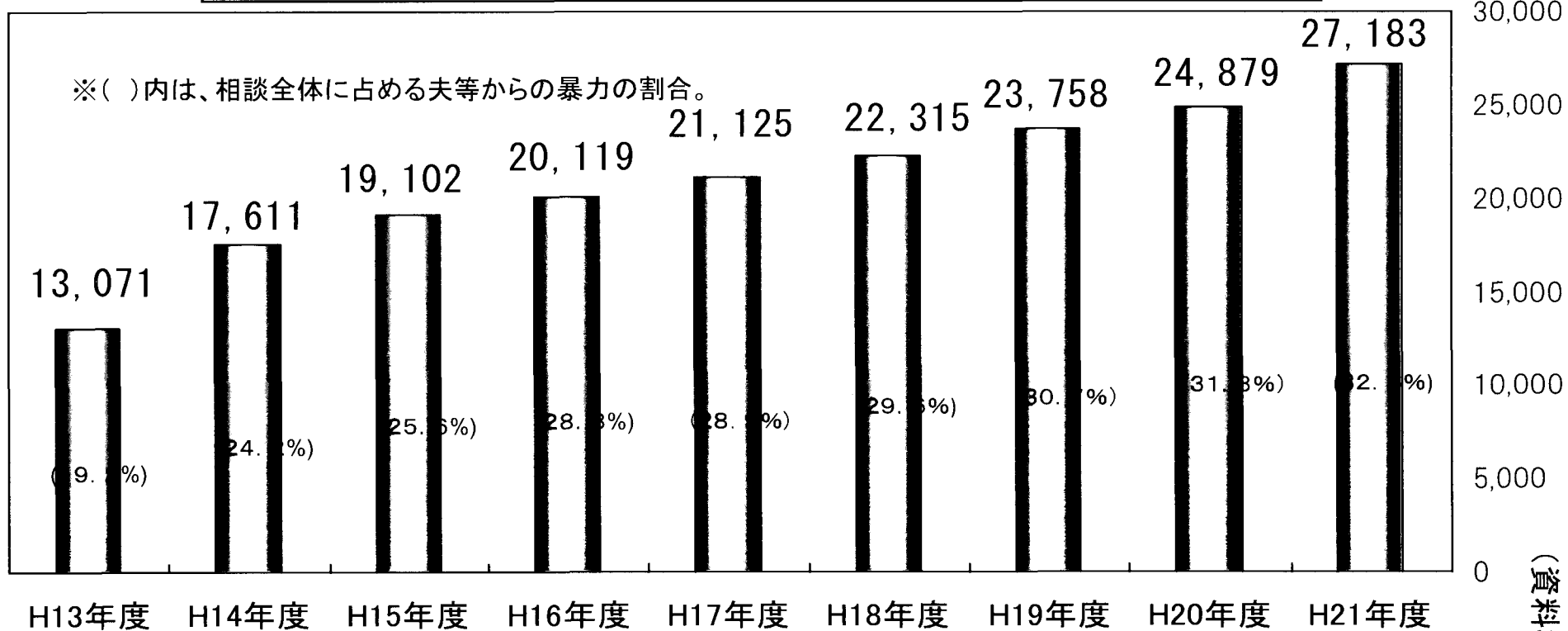
# DV被害者等の相談・保護等の状況

## 婦人相談所及び婦人相談員による相談件数の推移

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数は年々増加。

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)

(人数)



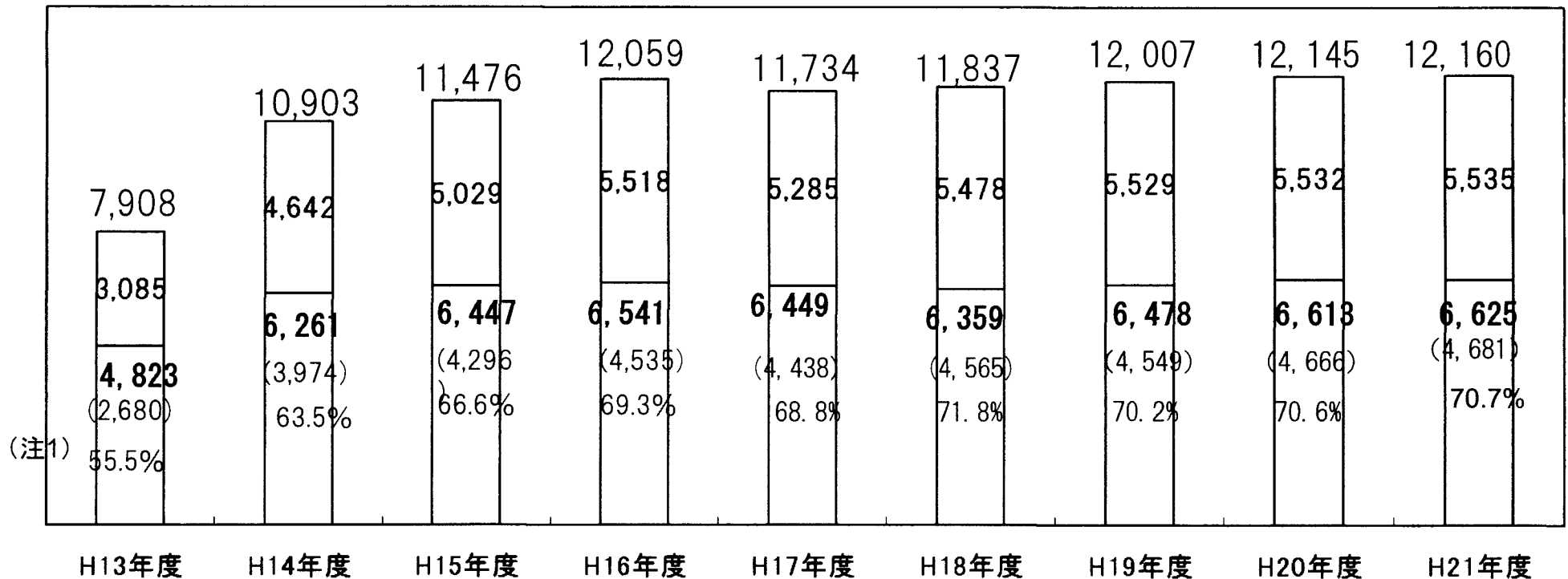
(資料37)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

# 婦人相談所による一時保護件数の推移

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数を見ると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等からの暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.7日(平成21年度)

一時保護された女性  
 (うち夫等からの暴力を理由とする者)
 
 同伴家族
 (件数)



注1) 夫等からの暴力を入所理由とする者の割合。

## DV被害者の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成22年4月1日現在で284施設。
- 平成21年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、4,103人。  
(女性本人1,905人、同伴家族2,198人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.2日となっている。

279

### DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成22年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設 (注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数 (注2)	104 (99)	99 (86)	25 (25)	21 (20)	7 (4)	7 (9)	13 (9)	6 (6)	2 (3)	284 (261)

(注1) 母子生活支援施設を除く。 (注2) ( )内は、平成21年4月1日現在

## DV関連事業の都道府県別実施状況

(平成22年度国庫補助金・負担金交付申請ベース)

事業区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
	休日夜間 電話相談 事業	暴力被害 者保護支 援ネット ワーク	担当職員 研修	専門通訳 者養成研 修事業	法的対応 機能強化 事業	婦人保護 施設退所 者自立生 活援助事 業	外国人婦 女子緊急 一時保護 経費	広域措置	心理担当 職員配置 (一時保 護所)	心理担当 職員配置 (婦人保 護施設)	夜間警備 体制(一 時保護 所)	夜間警備 体制(婦 人保護施 設)	同伴児童 の対応等 を行う職 員の配置 (一時保 護所)	同伴児童 の対応等 を行う職 員の配置 (婦人保 護施設)
1 北海道		◎	◎		◎				◎		◎		◎	
2 青森	◎	◎	◎			なし	◎	◎	◎	なし		なし		なし
3 岩手	◎	◎	◎		◎	◎×1		◎				◎	◎	
4 宮城		◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎		
5 秋田	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎		◎	
6 山形	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎			
7 福島	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
8 茨城	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎			
9 栃木	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎		
10 群馬	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎		
11 埼玉	◎	◎	◎ (他の事業で 実施)		◎		◎		◎	(一保と 兼務)	◎	◎	◎×2	
12 千葉	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎(常勤)	◎		◎	
13 東京	◎	◎	◎		◎	◎×5	◎	◎	◎	◎×5	◎	◎×5	◎×2	◎×7
14 神奈川	◎	◎	◎		◎	◎×1	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
15 新潟	◎	◎	◎		◎		◎							
16 富山	◎	◎	◎			なし			◎	なし	◎	なし		なし
17 石川	◎	◎	◎					◎			◎			
18 福井	◎													
19 山梨	◎	◎	◎				◎	◎						
20 長野	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
21 岐阜	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	
22 静岡	◎	◎	◎		◎				◎		◎			
23 愛知	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
24 三重		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎	
25 滋賀	◎		◎		◎		◎	◎	◎		◎			
26 京都	◎	◎	◎				◎	◎						
27 大阪	◎	◎	◎		◎	◎×2	◎	◎	◎	◎(常勤)	◎	◎×3	◎	◎×2
28 兵庫	◎	◎			◎		◎		◎					
29 奈良	◎	◎	◎			なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし	◎	なし
30 和歌山	◎	◎	◎		◎				◎		◎			
31 鳥取		◎	◎	◎	◎	なし	◎	◎	◎	なし		なし	◎	なし
32 島根		◎	◎	◎	◎	なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
33 岡山		◎	◎	◎		なし	◎	◎	◎	なし		なし		なし
34 広島	◎	◎	◎		◎		◎	◎						
35 山口	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎			◎			
36 徳島	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎					
37 香川	◎	◎	◎		◎			◎	◎		◎		◎	
38 愛媛	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
39 高知	◎	◎	◎			なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
40 福岡	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎	◎×2		
41 佐賀								◎				◎		
42 長崎		◎	◎		◎			◎	◎		◎			
43 熊本	◎	◎	◎		◎	なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
44 大分	◎	◎	◎		◎			◎	◎		◎			
45 宮崎	◎	◎	◎				◎	◎				◎		
46 鹿児島			◎					◎	◎			◎		
47 沖縄	◎		◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
合計	38	42	43	4	30	10	35	37	33(33人)	5(9人)	32	22	14(16人)	3(10人)

49施設中

(注1) 「◎」が国庫補助金交付(申請)県、「○」が単独事業実施県

(注2) 事業区分F、J、L、Nの「なし」は、婦人保護施設がない県。

49施設中

49施設中

49施設中

# 婦人相談所等職員の研修体制の整備

## <国>

### (1) 国が行う研修の充実強化<新規>

- ① 婦人相談所職員の専門性の体系化・標準化  
「女性相談・支援の手引き(仮)」の策定
- ② 研修実施機関を確保(国立保健医療科学院)
- ③ 婦人相談所等指導的職員研修の実施  
対象：婦人相談所等の指導的立場にある職員  
期間：2泊3日程度  
主な研修内容(案)
  - ・ アセスメントと自立促進計画策定
  - ・ 関係機関連携の強化
  - ・ 心理的ケア・同伴児童ケアの充実

### (2) 全国婦人相談所長・主管係長会議の開催(年1回)

- ① 婦人保護事業に必要な行政情報の伝達
  - ② 関係省庁による関連行政情報の伝達
  - ③ 先進的自治体取組例などの情報提供
  - ④ 広域措置等全国的課題の検討 等
- ※全国婦人相談所長・主管係長研究協議会を衣替え

### (3) 研修等実施のための補助(既存) (児童虐待・DV対策統合補助金)

- ① DV相談担当職員研修事業
- ② DV被害者保護支援ネットワーク事業

## <都道府県>

### (1) 国が実施する研修・会議への職員派遣

- ① 指導的立場にある職員の養成
- ② 研修・会議等の内容の伝達・共有

### (2) 都道府県内の研修の充実

国が実施する研修を受講した指導的立場にある職員が講師となり、都道府県内の婦人保護事業に従事する職員等への研修を実施

- ① 婦人相談所内研修の充実
- ② 婦人相談員・婦人保護施設職員を対象とした研修の実施
- ③ 関係機関を対象とした研修の実施
  - ・ 福祉事務所・母子自立支援員・家庭相談員・DV相談員等を対象とした専門研修
  - ・ 市町村支援(スーパーバイズや市町村職員研修等への講師派遣等)
  - ・ 関係機関ネットワーク構築(NW会議/研修の実施)



# 婦人相談所等における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成22年3月31日現在）

## 1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計275人。うち269人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.8歳。

### ○年度別保護実績（合計275人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	39人（タイ22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
平成21年度	14人（タイ4人・フィリピン7人・中国2人・台湾1人）

### ○都道府県別保護実績（合計275人）

愛知県	55人	長野県	33人	千葉県	30人	東京都	**28人	栃木県	24人
秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	13人	広島県	*9人	鳥取県	9人
群馬県	9人	神奈川県	8人	大阪府	7人	福岡県	7人	茨城県	7人
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人				
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県 各1人									

\*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

\*\*3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

### ○一時保護委託実績（275人のうち91人）

平成17年4月1日～平成22年3月31日までに91人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 \*35人・母子生活支援施設32人・民間シェルター24人  
児童自立援助ホーム1人

\*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

### ○平均保護日数 33.6日

## 2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。